

大垣市エコ水都環境プラン

令和 5 年 3 月

大 垣 市

目 次

第1章	計画について	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	4
第3節	計画の期間	5
第4節	計画の対象範囲	6
第2章	大垣市の環境の現況	7
第1節	大垣市の特徴	7
第2節	市民・事業者の意識	20
第3節	大垣市の環境の現況と課題	26
第3章	計画の目標	56
第1節	目指すべき環境	56
第2節	基本目標及び個別目標	58
第4章	目標実現に向けた取り組み	59
第1節	基本目標1 豊富な地下水	59
第2節	基本目標2 低炭素化	66
第3節	基本目標3 自然共生	75
第4節	基本目標4 自然循環	85
第5節	基本目標5 協働・連携	92

第5章 計画の推進体制と進行管理	101
第1節 推進体制	101
第2節 進行管理	103
資料	106
1 用語解説	106
2 策定の経緯	114
3 大垣市環境基本条例	115
4 大垣市環境審議会委員名簿	122

第1章 計画について

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

本市では、平成12年3月に「ハリンコが泳ぎ、ホテルが舞う 水都・大垣」を市の望ましい環境像とする「大垣市環境基本計画」を策定し、その後、市町合併など社会経済情勢の変化などにより計画の改定を行い、平成21年3月に「大垣市環境基本計画改訂版」を策定しました。

さらに、平成25年3月には「大垣市環境基本計画改訂版（後期計画）」（以下「前計画」という。）を策定し、また、これらの計画の行動計画としての位置づけである「エコ水都アクションプラン」について、平成21年3月に第1次、平成25年3月には第2次計画を策定し、様々な環境施策を積極的に実施してきました。

一方で、前計画の策定以後の環境を取り巻く動向として、世界共通の課題である地球温暖化対策については、2020年以降の国際的な枠組みである「パリ協定」（平成27年12月採択）に対応するため、国は温室効果ガスを令和12年度までに26.0%削減（平成25年度比）するとした目標を掲げるとともに、平成28年5月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、目標達成のための具体的な取り組みの方向性を示しました。

平成27（2015）年の国連サミットでは、「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

これは、貧困を撲滅し、経済的、社会的、環境的な課題に対応するため2016年から2030年までの15年間に国際社会が目指すべき17の目標を示したものであり、「気候変動への対処」など環境に関する目標も重要な位置づけとなっています。

これらの国際情勢の変化等を受け、我が国の環境保全に関する総合的、長期的な施策を定める「第五次環境基本計画」が今後閣議決定される予定です。

本市において関心の高い水環境については、平成26年7月に「水循環基本法」が施行され、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的施策や各主体の責務などが示されました。

この法に基づき、平成27年7月に「水循環基本計画」が閣議決定され、水循環に関する施策としての流域連携や、水の貯留・涵養機能の維持向上、水の適正かつ有効な利用の促進、健全な水循環に関する教育の推進といった水循環に関する施策体系が示されました。

岐阜県においては、平成28年3月に「第5次岐阜県環境基本計画」を策定し、「岐阜県長期

構想」に示されている「『清流の国ぎふ』づくり」の具体化のため、「清流の国ぎふ憲章」に定める「知」、「創」、「伝」に基づく5つの基本方針（①「清流の国ぎふ」を未来につなぐ人づくり、②地球温暖化を防止する、③資源が循環される社会を築く、④ふるさとの自然を守り共生する、⑤安全で健やかな生活環境で暮らす）に沿った取り組みを推進することとしています。

これらの背景をふまえ、本市の環境行政の方針を示す新たな計画を策定します。

〔SDGsの世界を変えるための17の目標〕



2 計画策定の考え方

前計画における市の望ましい環境像はそのまま継承し、「基本目標」や「具体的指標」、「個別目標」、「個別指標」などの具体的な項目については、見直し、施策の重点化等を行います。

また、見直しにあたっての論点（キーワード）は、引き続き水都・大垣を象徴する「豊富な地下水」、エネルギー政策を含めた地球温暖化防止対策である「低炭素化」、ふるさと大垣の貴重な自然を継承し、次世代に引き継いでいく「自然共生」、資源が循環する社会を築く「資源循環」、さらに、市民や事業者、行政の各主体による「協働・連携」といった5つの視点から行います。

また、市域の環境について市民及び事業者にアンケート調査を実施し、反映します。

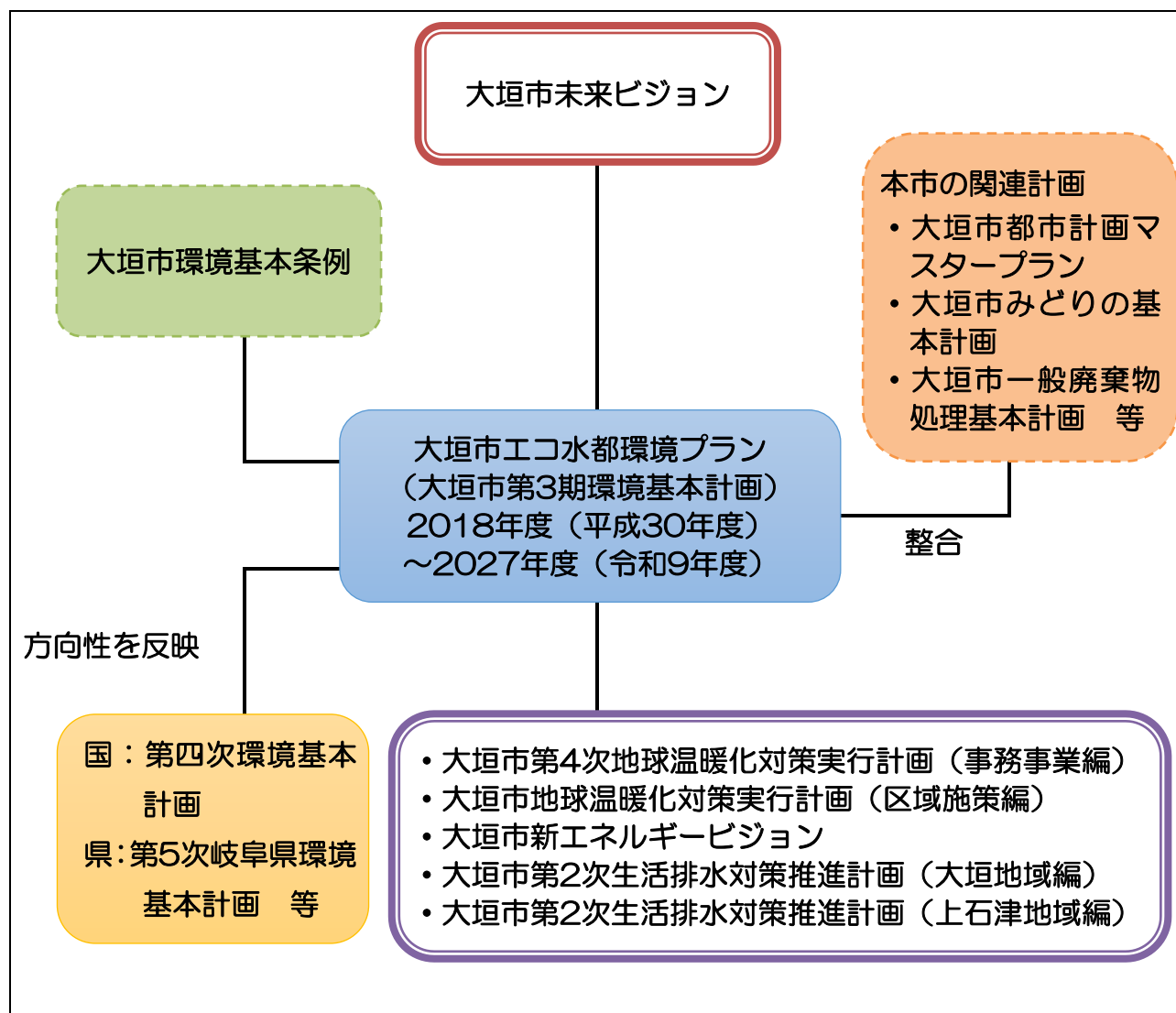
第2節 計画の位置づけ

本計画は、大垣市環境基本条例（平成19年条例第3号）第7条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の基本的方向性を定めたものであり、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「大垣市未来ビジョン」の未来都市像「みんなで創る 希望あふれる産業文化都市」の実現を環境面から推進するものであり、「大垣市都市計画マスタープラン」や「大垣市みどりの基本計画」など、関連計画等との整合を図っています。

また、前計画において行動計画として別途定めていた「エコ水都アクションプラン」は、本計画に包含し、「大垣市エコ水都環境プラン」として一体的に推進することとします。

〔本計画の位置づけ〕



第3節 計画の期間

計画期間は2018年度（平成30年度）から2027年度（令和9年度）までの10年間とします。

なお、本市を取り巻く環境や社会経済状況の変化、科学技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直しをすることとします。

〔本計画の期間〕

年度 計画	2018 (H30)	2022 (R4)	2023 (R5)	2027 (R9)	2028～ (R10～)
大垣市未来 ビジョン	第1期基本計画 (平成30～令和4年度)		第2期基本計画 (令和5～9年度)		第3期 ～第6期
大垣市エコ 水都環境プ ラン	大垣市エコ水都環境プラン（平成30～令和9年度）				次期計画

第4節 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、以下のとおり「生活環境」、「自然環境」、「資源循環」、「地球環境」、「環境行動」の5分野を対象とします。

【本計画の対象範囲】

分野	環境の要素
生活環境	大気、地下水・水、騒音・振動、悪臭、有害化学物質、公害・苦情
自然環境	緑化、生物多様性、森林
資源循環	廃棄物、リサイクル、環境美化
地球環境	地球温暖化、エネルギー
環境行動	環境情報、環境教育・学習、行動支援、市民協働

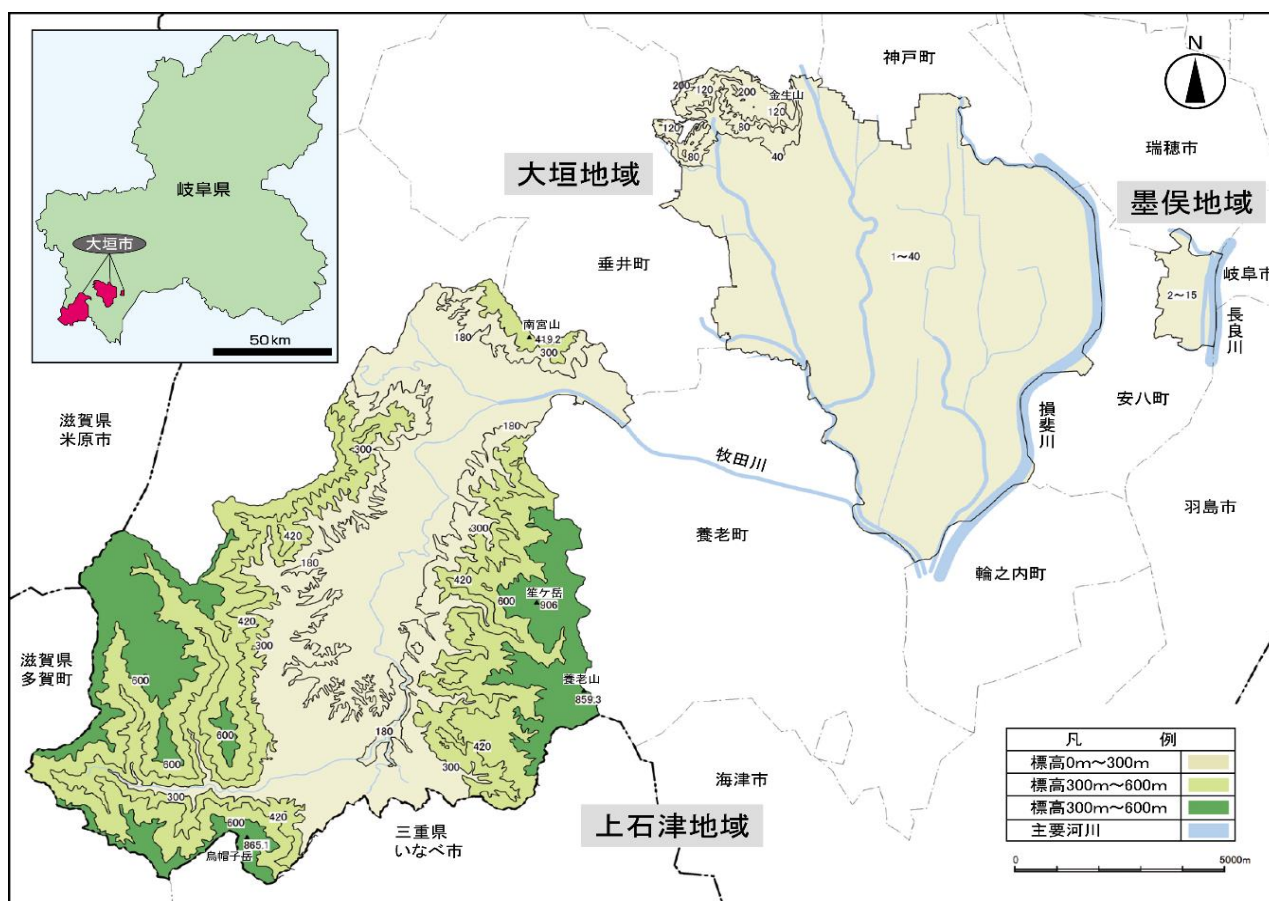
第2章 大垣市の環境の現況

第1節 大垣市の特徴

1 地 勢

本市は濃尾平野の西部、岐阜県の南西部に位置し、平成18年の合併により誕生した大垣地域、墨俣地域、上石津地域からなる総面積206.57km²の市です。

大垣地域と墨俣地域は、平坦な地形に多くの河川が流れ、上石津地域は、みどり豊かな里地里山地域であり、多様な地勢を有しています。



出典：国土地理院

2 水の都

本市は古くから「水の都」と呼ばれており、揖斐川をはじめとする大小様々な河川が市域を流下しています。

(1) 自噴水

地下水が豊富で、古くから自噴水で泉ができた所を河間（がま）と呼び、また、近年まで各家庭では井戸舟（三槽の洗い場）を持ち、自噴水を活用してきました。

(2) 水 運

近世以来、水門川は揖斐川を通じて伊勢湾と大垣を結び、大垣発展の原動力となりました。

水門川が美濃路と交わる船町港には、多くの物資が陸揚げされ、明治初年まで、中山道の呂久・美濃路の沢渡の渡し（東町地内）など、多くの渡船場が設けられていました。

(3) 輪 中

水の恩恵を受ける一方で、古くから洪水が多い本市では、輪中とよばれる濃尾平野に特徴的な堤防が多く築かれ、現在でも点在しています。



大垣の湧水



船町港跡

3 歴史・文化

畿内から東国への要衝の地であることから、古代から中世には、岐阜県最大の前方後円墳である昼飯大塚古墳や美濃国分寺などが造られました。

大垣地域は、近世において、大垣城の城下町として、また、中山道赤坂宿（赤坂町地内）や美濃路大垣宿（船町～藤江町地内）といった宿場町として栄えていました。

また、松尾芭蕉が「奥の細道」の紀行を終えたむすびの地であったことから、奥の細道むすびの地記念館を建設し、中心市街地整備を進め、文化の薫り高い大垣の個性を生かした「憩いと賑わいの空間」の創出を目指しています。

墨俣地域は、木下藤吉郎（のちの豊臣秀吉）が築いたと伝えられる墨俣一夜城で有名で、美濃路墨俣宿（墨俣地内）があり、上石津地域は、旗本であった西高木家の陣屋跡が残り、伊勢街道が通っています。

こうした地域独自に育まれてきた歴史と文化を継承していく取り組みを進めています。



墨俣一夜城（墨俣歴史資料館）

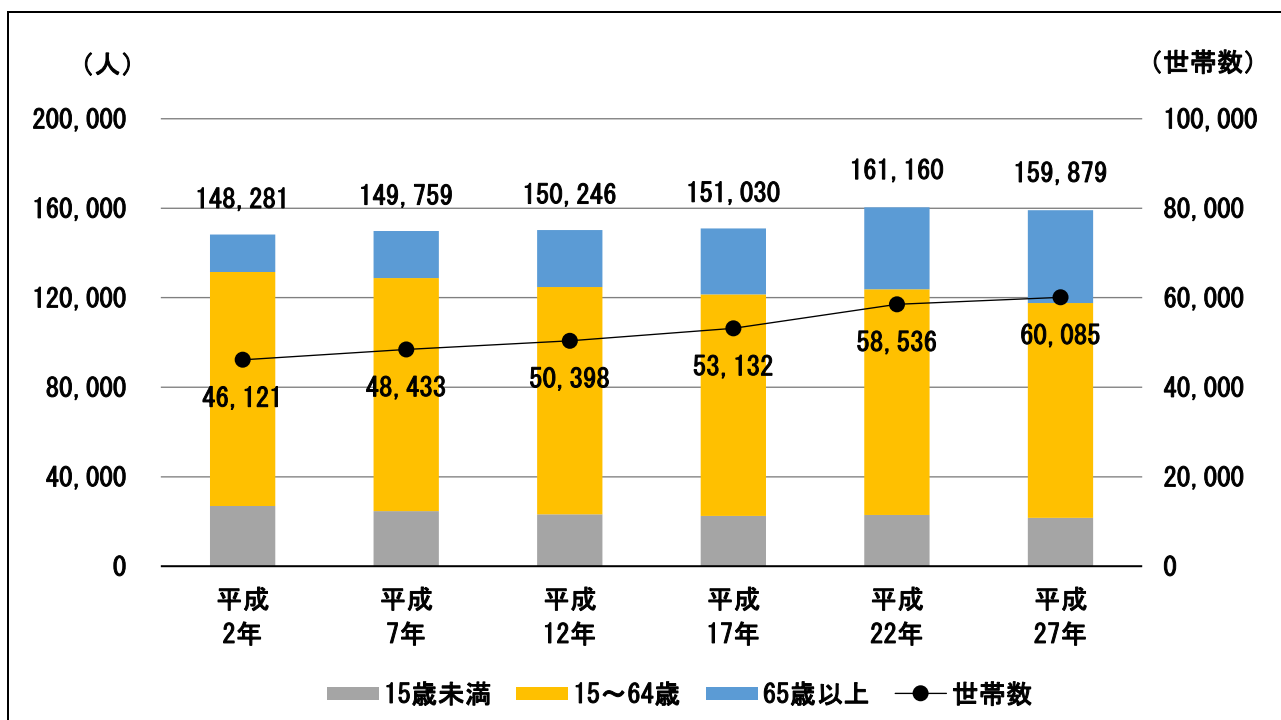
4 人 口

本市の人口は、平成18年の旧上石津町及び旧墨俣町との合併に伴い増加しましたが、近年は微減傾向にあり、平成27年には159,879人となっています。

世帯数は増加傾向にあり、平成27年には60,085世帯となっています。

年齢構成別に見ると、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少する一方、65歳以上の高齢人口が増加しており、少子高齢化が進んでいます。

〔人口及び世帯の推移〕

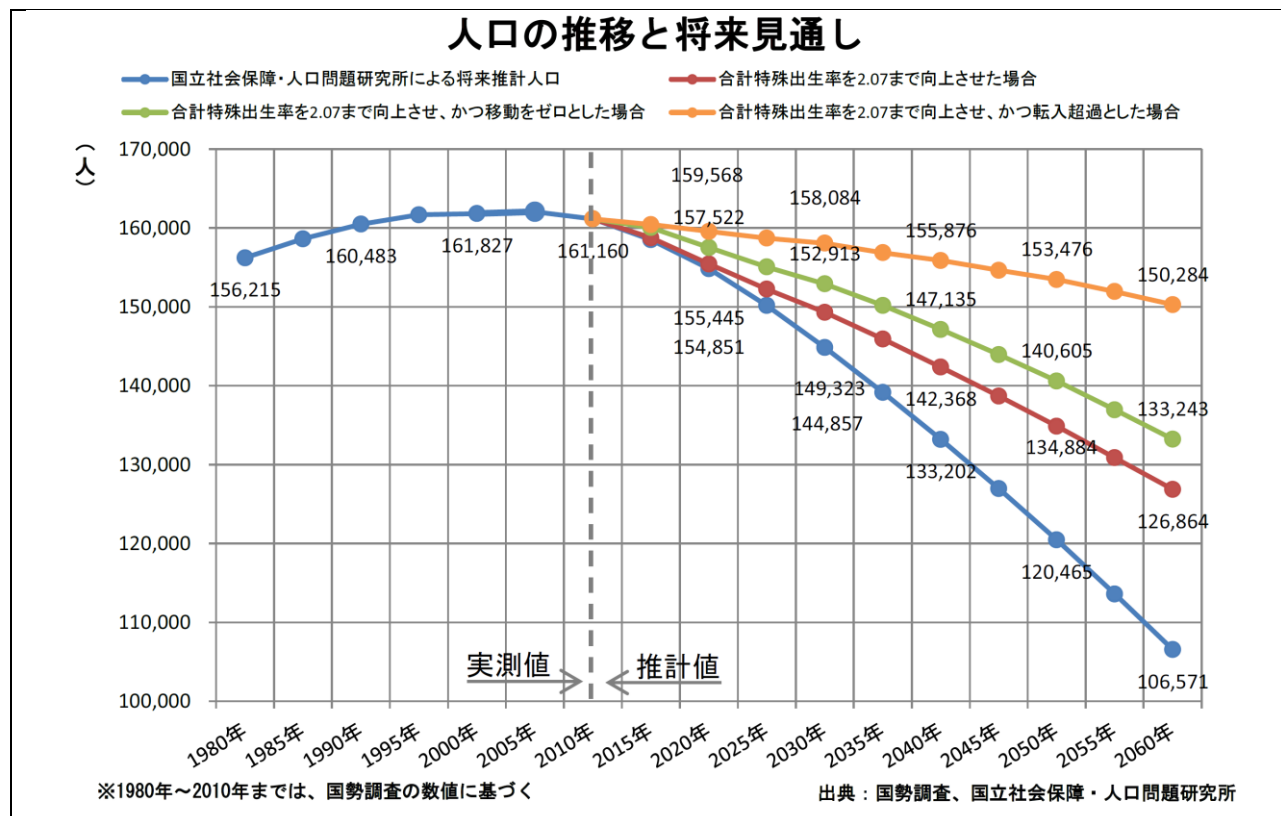


出典：国勢調査

「大垣市人口ビジョン」における目指すべき将来展望としては、2060年（令和42年）に人口15万人の維持としています。

その中で、本計画の中間目標年次（2022年（令和4年））における推計人口は約159,300人、最終目標年次（2027年（令和9年））における推計人口は約158,500人としています。

【人口の推移と将来見通し】



※ 大垣市人口ビジョンは平成27年10月に策定されており、グラフ内の数値は平成27年度時点のデータに基づくものです。

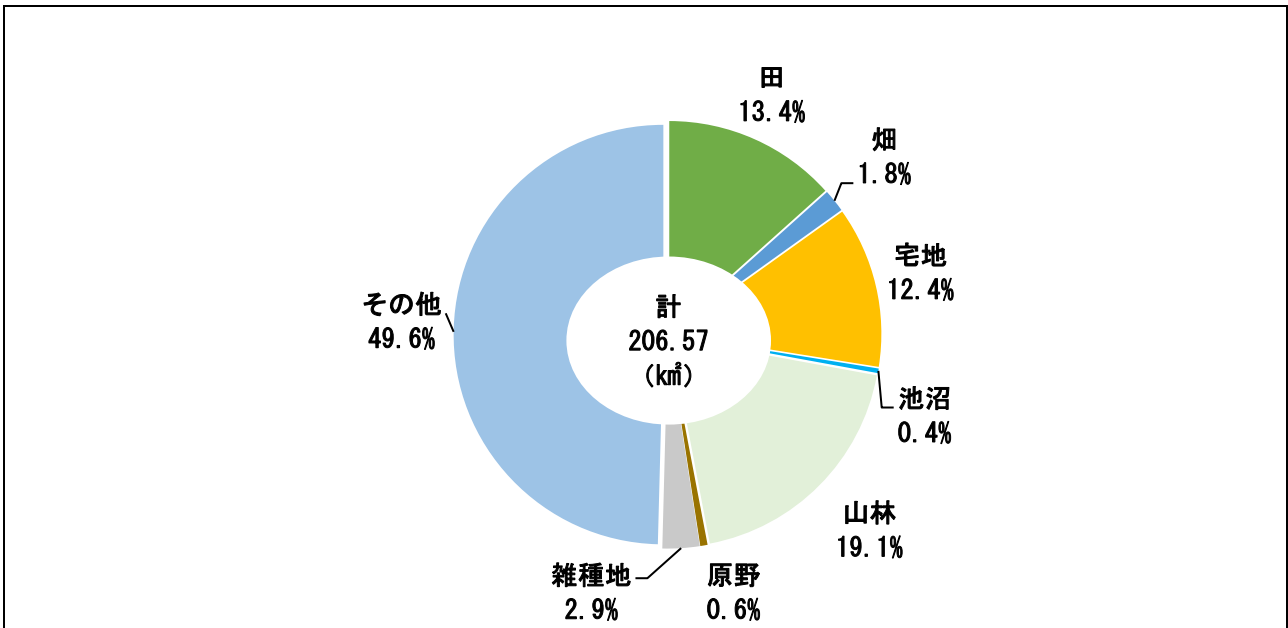
出典：大垣市人口ビジョン

5 土地利用

土地利用は、山林が最も多く、次いで田、宅地となっています。

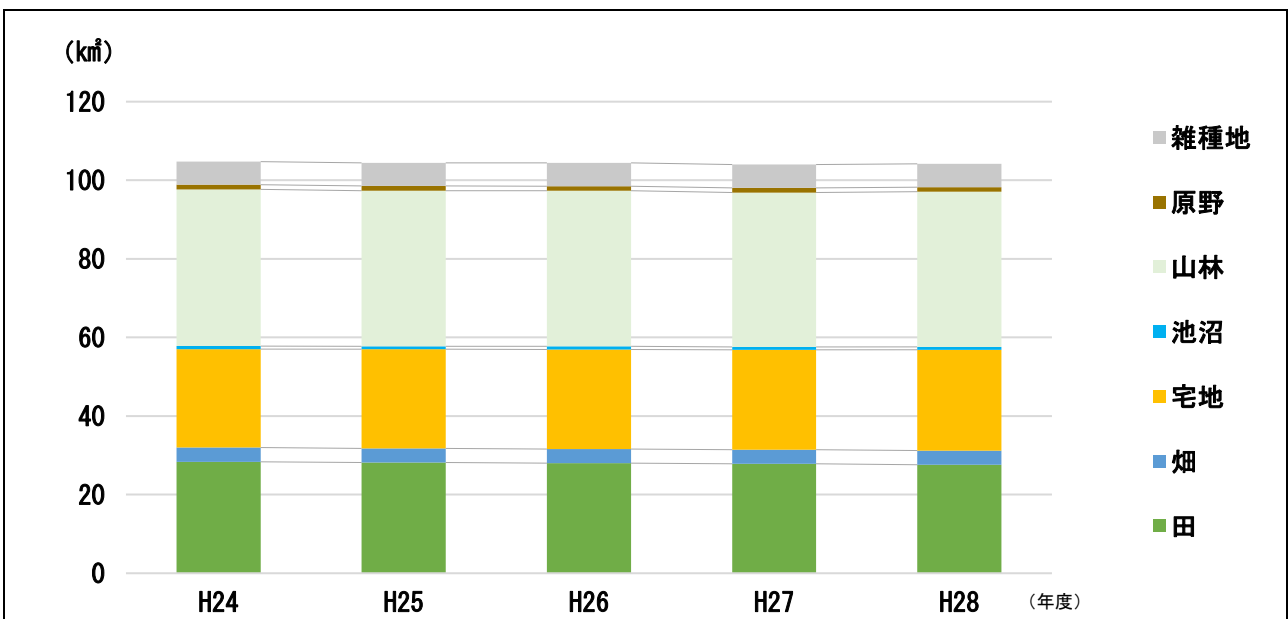
経年的にみると大きな変化はありませんが、田は減少傾向、宅地は増加傾向にあります。

〔地目別土地面積（平成28年度）〕



出典：大垣市統計書

〔地目別土地面積の推移〕



※ グラフには、「その他」以外の項目の推移を示しています。

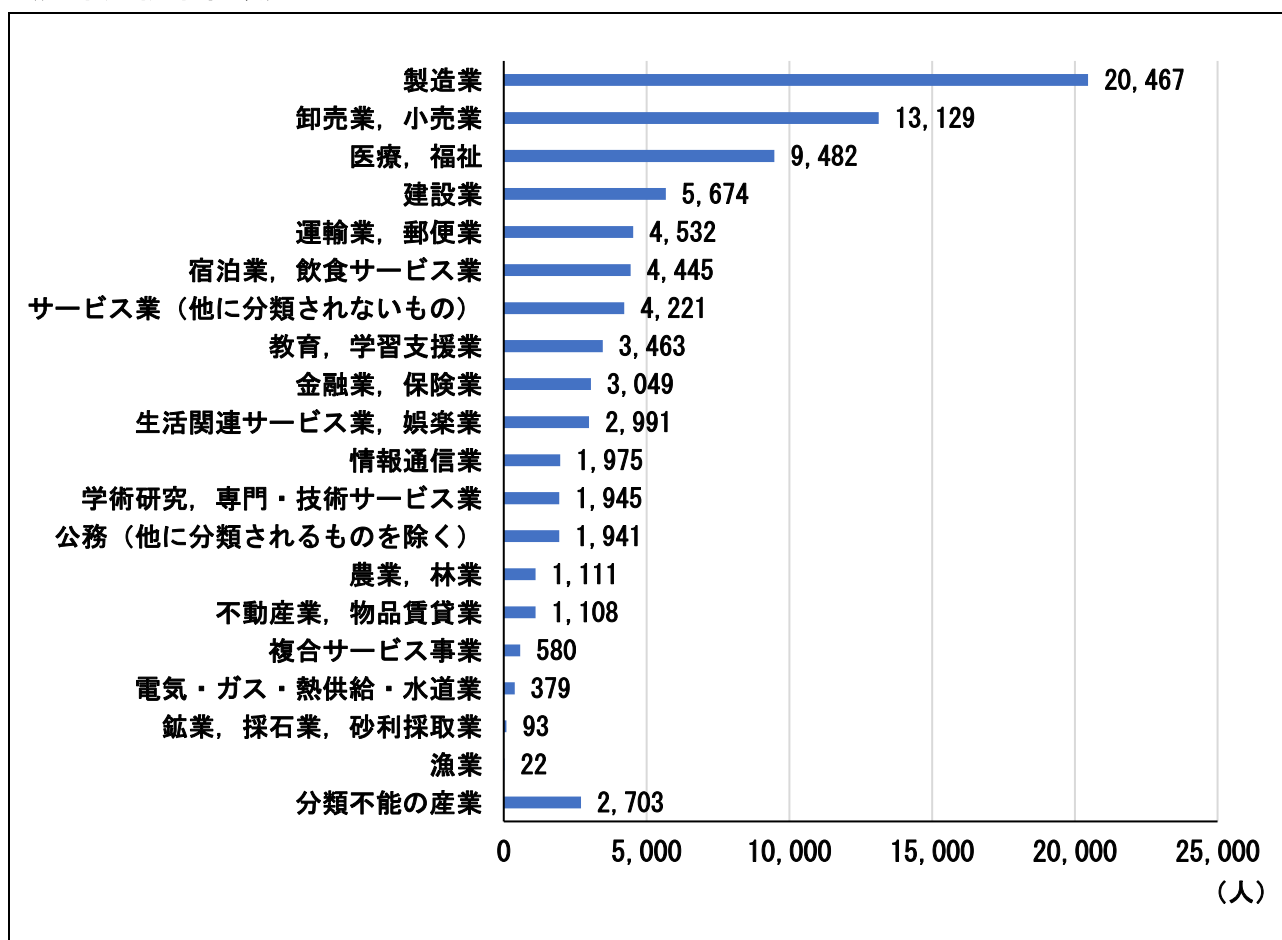
出典：大垣市統計書

6 産 業

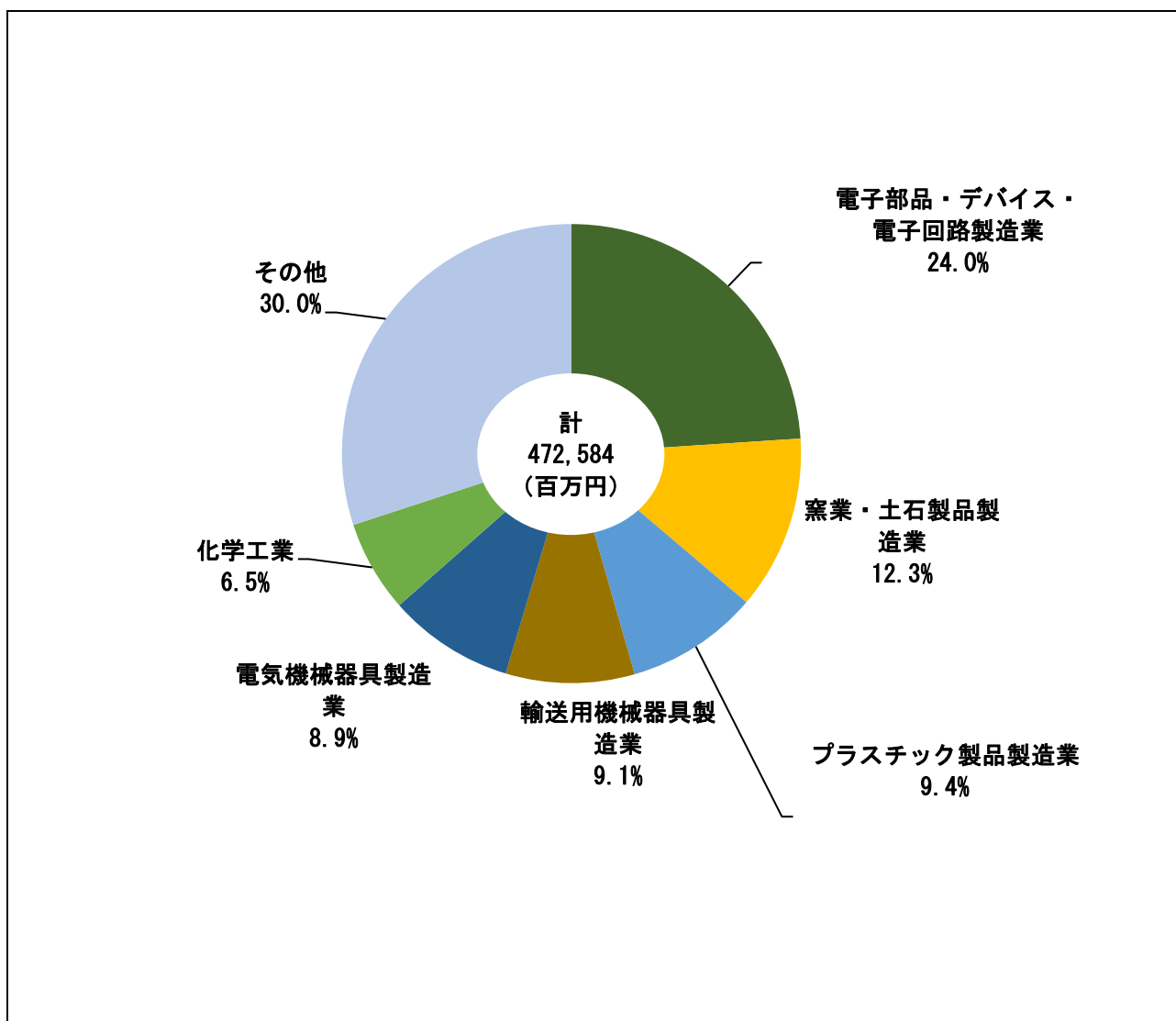
本市の就業者数は、製造業が最も多く、次いで卸売業・小売業、医療・福祉となっています。

本市の平成26年の製造品出荷額等は、約472,584百万円であり、電子部品・デバイス・電子回路製造業が最も多くなっています。

〔産業別就業者数〕



〔製造品出荷額等（平成26年）〕

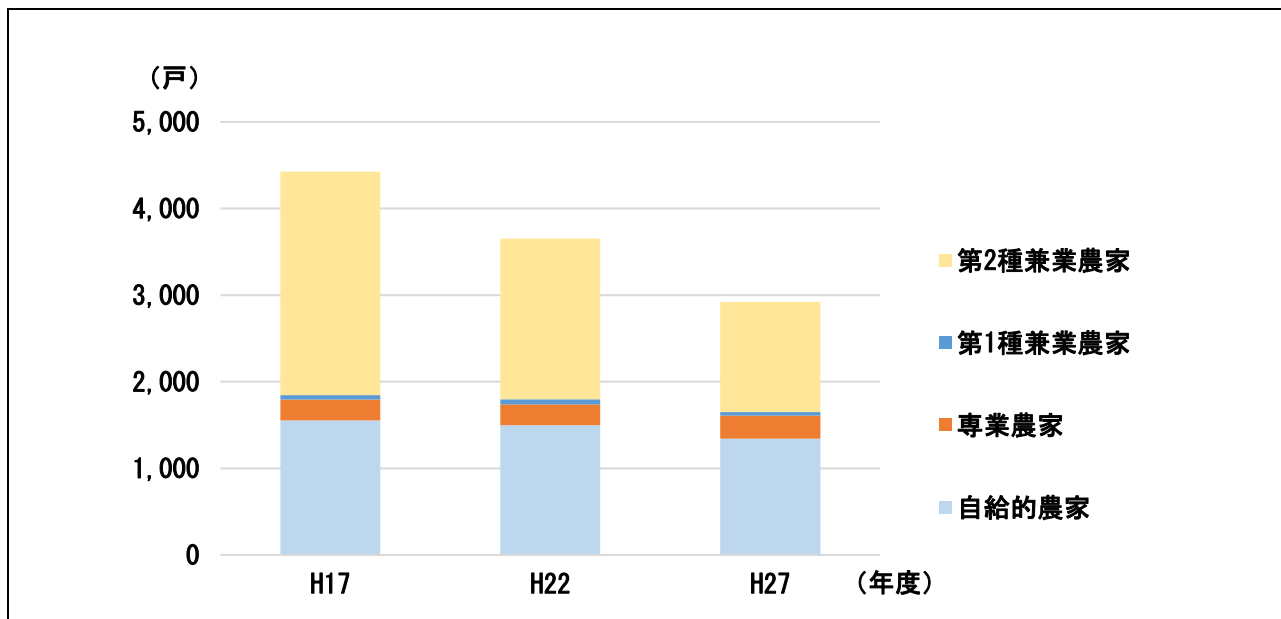


出典：大垣市統計書

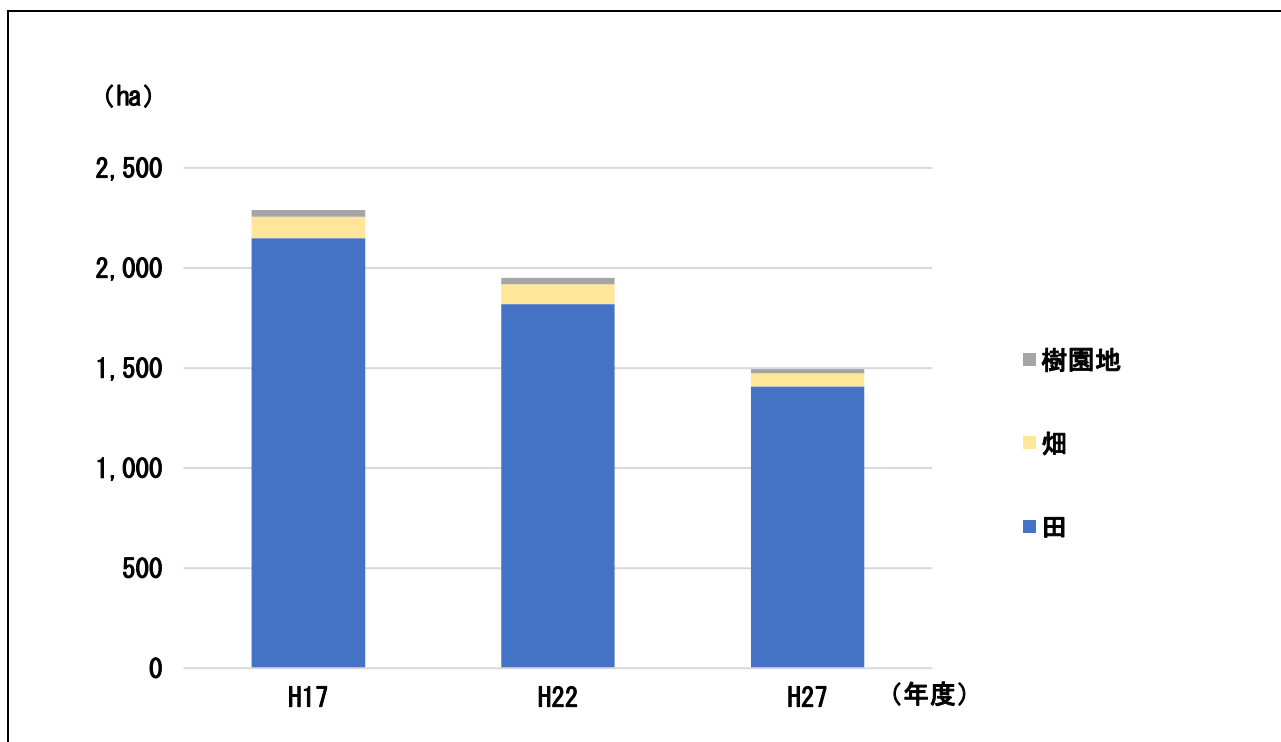
7 農 林 業

本市の農家数、耕地面積ともに減少しており、平成27年度の総農家数は2,923戸、経営耕地面積は1,494haとなっています。

〔農家数の推移〕



〔経営耕地面積の推移〕



出典：大垣市統計書

大垣地域の森林は、かつてアカマツ林に覆われたマツタケの産地でしたが、松食い虫被害によりアカマツの多くが枯損し、アカマツ林は壊滅状態となっています。

また、標高の低い森林はスギ、ヒノキの人工林となっていますが、近年の林業採算性の悪化等により、手入れ不足の森林が増加しています。

上石津地域の森林は、民有林の4割がスギ、ヒノキの人工林であり、手入れ不足が多く見られています。

このため、近年は間伐に対する補助制度の拡充等により、間伐の推進を積極的に進めていますが、木材価格の低迷、作業路等林内路網の未整備等により間伐材の利用が進んでいません。

また、広葉樹二次林を中心とした里山林では、燃料革命や化学肥料の導入等により放置されたため、コナラを中心とした広葉樹林からシイ、カシを中心とした常緑広葉樹林へと変化してきています。

8 交 通

J R 東海道本線、名神高速道路等に加え、名古屋を中心とする半径30～40km圏に位置する都市群をつなぐ総延長約153kmの東海環状自動車道のうち、西回り区間では養老インターチェンジから大野神戸インターチェンジ間などが開通しています。

また、平成28年度末における都市計画道路の整備率は67.3%となっています。

鉄道は、J R 東海道本線、樽見鉄道樽見線、養老鉄道養老線の3路線があり、J R 大垣駅の利用者は約620万人です。

経年的にみると養老鉄道養老線は減少傾向にありますが、J R 東海道本線や樽見鉄道樽見線は増加傾向にあります。

〔鉄道利用の状況〕

(単位：人)

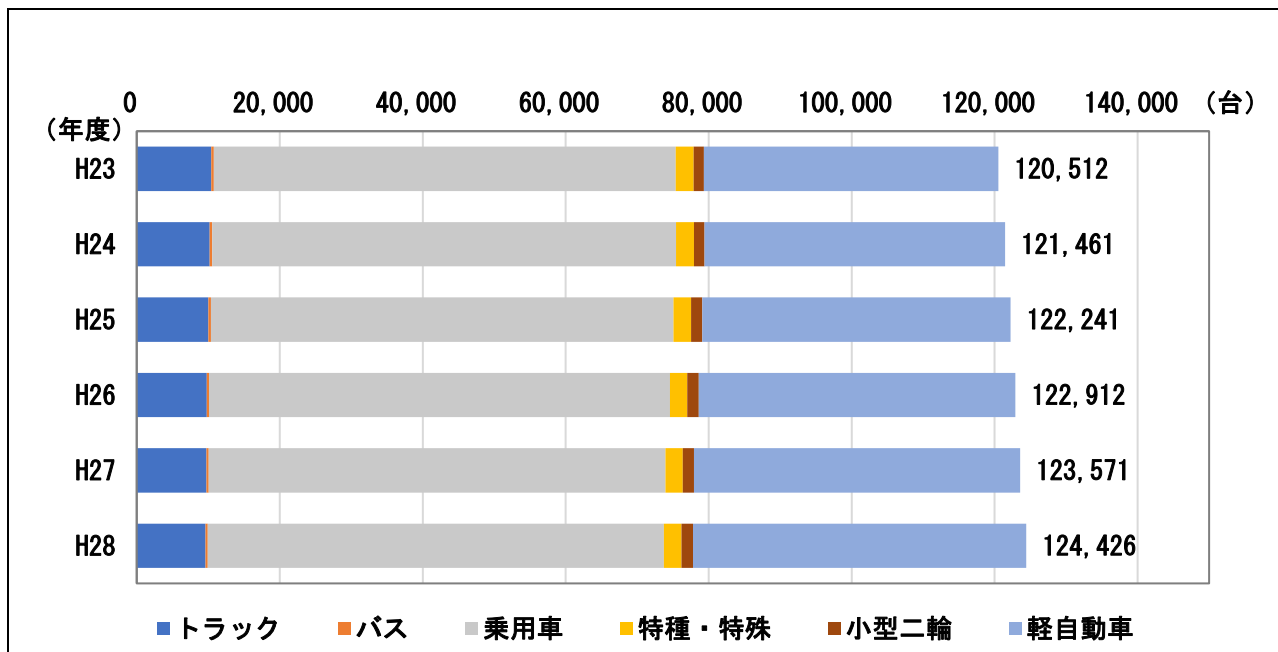
年度	J R 東海道本線	樽見鉄道樽見線		養老鉄道養老線			
	大垣駅	大垣駅	東大垣駅	大垣駅	美濃青柳駅	友江駅	大外羽駅
H22	5,974,302	219,721	37,567	8,469	422	427	842
H23	6,022,610	229,415	42,823	-	-	-	-
H24	6,033,966	237,563	43,364	7,789	493	400	832
H25	6,166,576	239,262	46,102	-	-	-	-
H26	6,091,061	249,296	46,938	-	-	-	-
H27	6,221,838	260,561	46,388	7,687	491	403	722
H28	6,233,822	264,387	48,240	-	-	-	-

※ J R 東海道本線及び樽見鉄道樽見線は年間の乗車人員、養老鉄道養老線は1日の乗降人員を示す。

出典：東海旅客鉄道(株)、樽見鉄道(株)、養老鉄道(株)

本市の自動車保有台数は増加傾向にあり、平成28年には124,426台となっています。中でも軽自動車の割合が増加傾向にあります。

〔自動車保有台数の推移〕



出典：岐阜県統計書

9 公 園

本市の都市公園の整備状況は、住区基幹公園が165か所（52.27ha）、都市基幹公園が3か所（33.94ha）、特殊公園が3か所（7.77ha）、都市緑地が5か所（0.56ha）となっており、これらを合計すると176か所（94.54ha）の都市公園が整備されています。

都市公園の市民一人当たりの整備面積は、平成28年度末で6.04㎡/人となっています。



大垣公園

第2節 市民・事業者の意識

本計画を策定するにあたり、市民及び事業者に環境に関する意識調査を行いました。

1 調査の概要

環境に関する市民及び事業者意識調査の概要は、以下のとおりです。

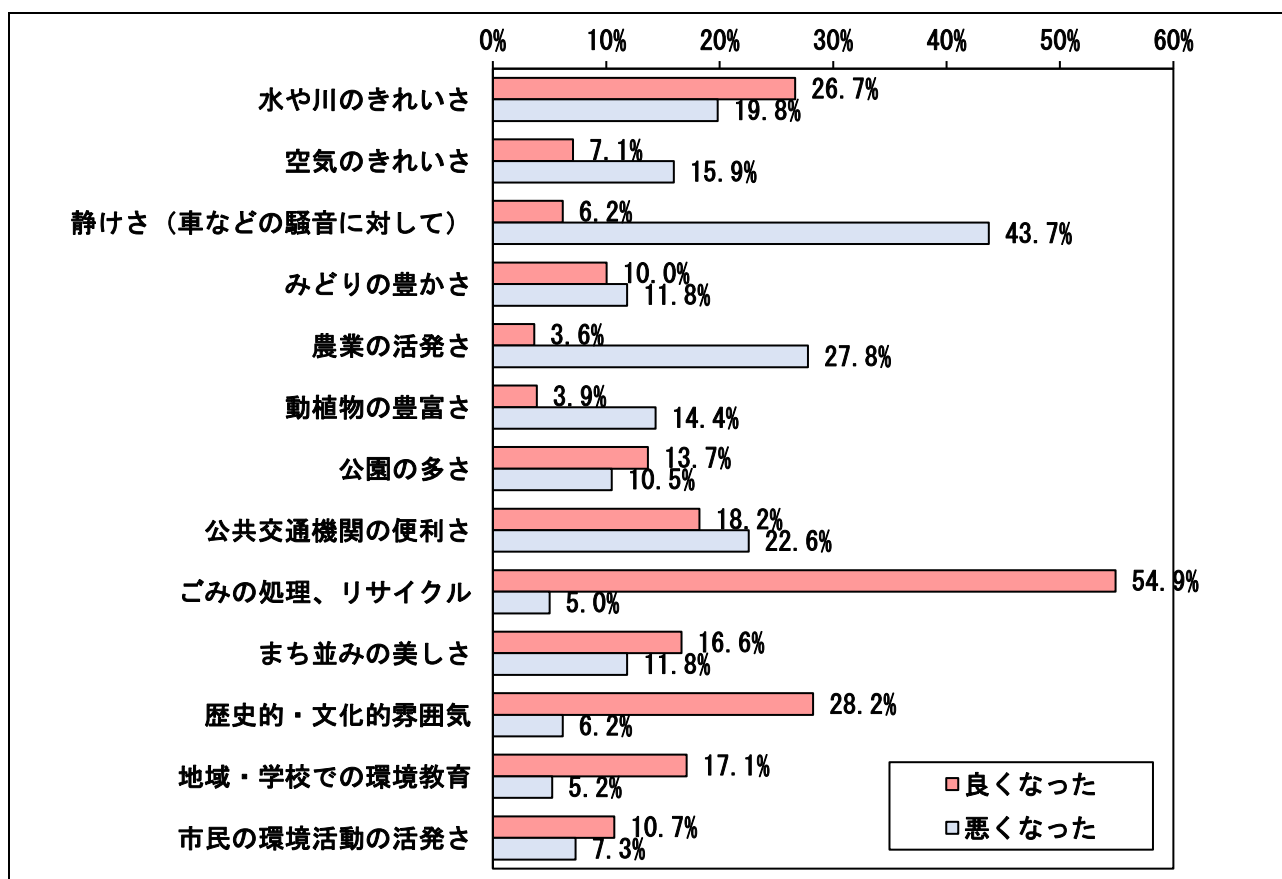
項目	環境に関する 市民意識アンケート調査	環境に関する 事業者意識アンケート調査
調査地域	大垣市全域	同左
実施時期	平成29年6月13日から6月30日まで	同左
実施対象	市内在住の20歳以上の市民(無作為抽出)	市内事業者(公害防止協定締結事業所及び無作為抽出)
実施方法	郵送配布 郵送回収	同左
配布数	1,000	200
回収数	439	118
回収率	43.9%	59.0%

2 調査結果の概要

(1) 市民が感じる10年前と比べた環境の変化

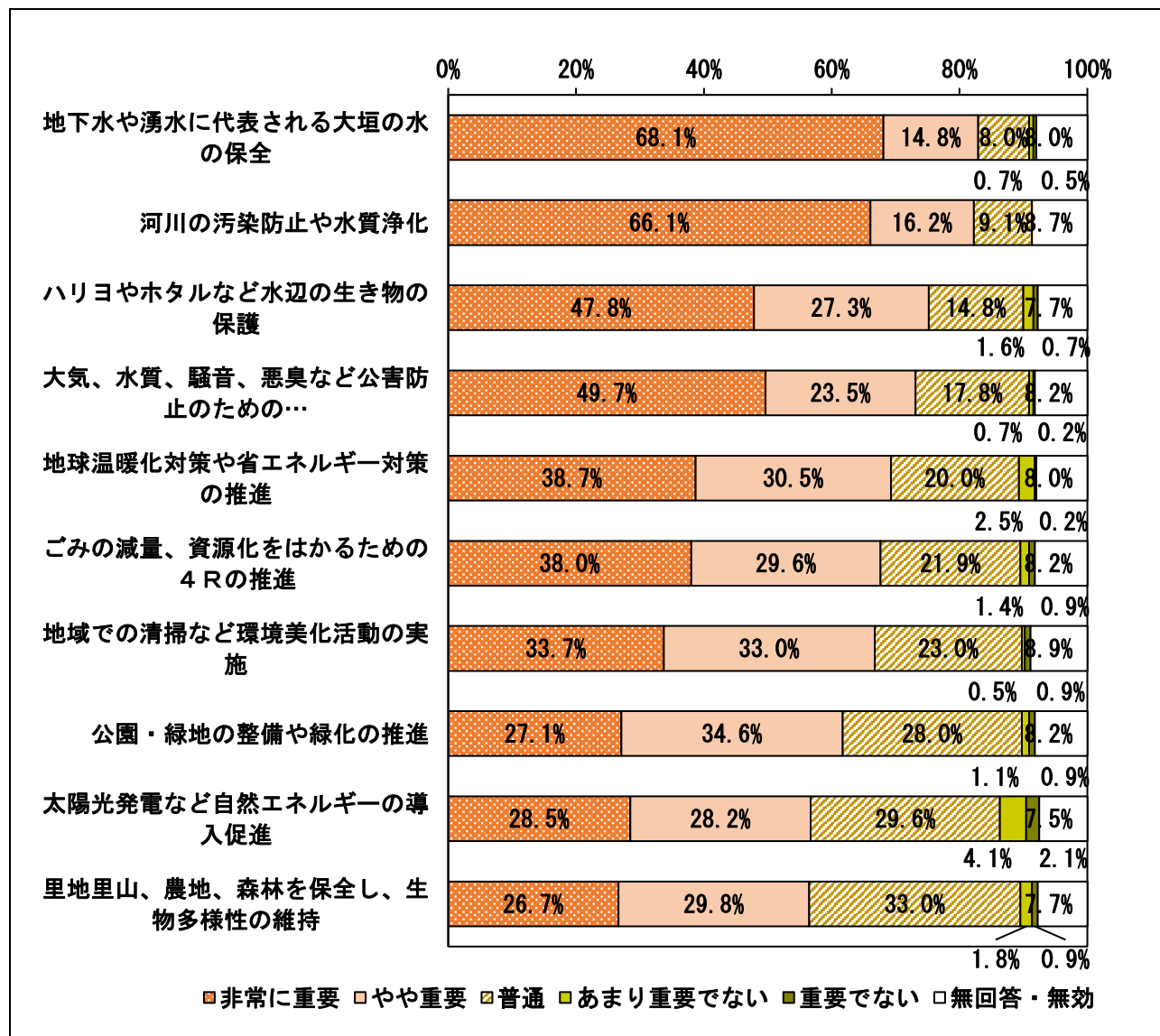
良くなったと思うものとして回答が多いのは、「ごみの処理、リサイクル」で54.9%、次いで「歴史的・文化的雰囲気」が28.2%、「水や川のきれいさ」が26.7%などとなっています。

悪くなったと思うものとして回答が多いのは、「静けさ（車などの騒音に対して）」で、43.7%、次いで「農業の活発さ」が27.8%、「公共交通機関の便利さ」が22.6%などとなっています。

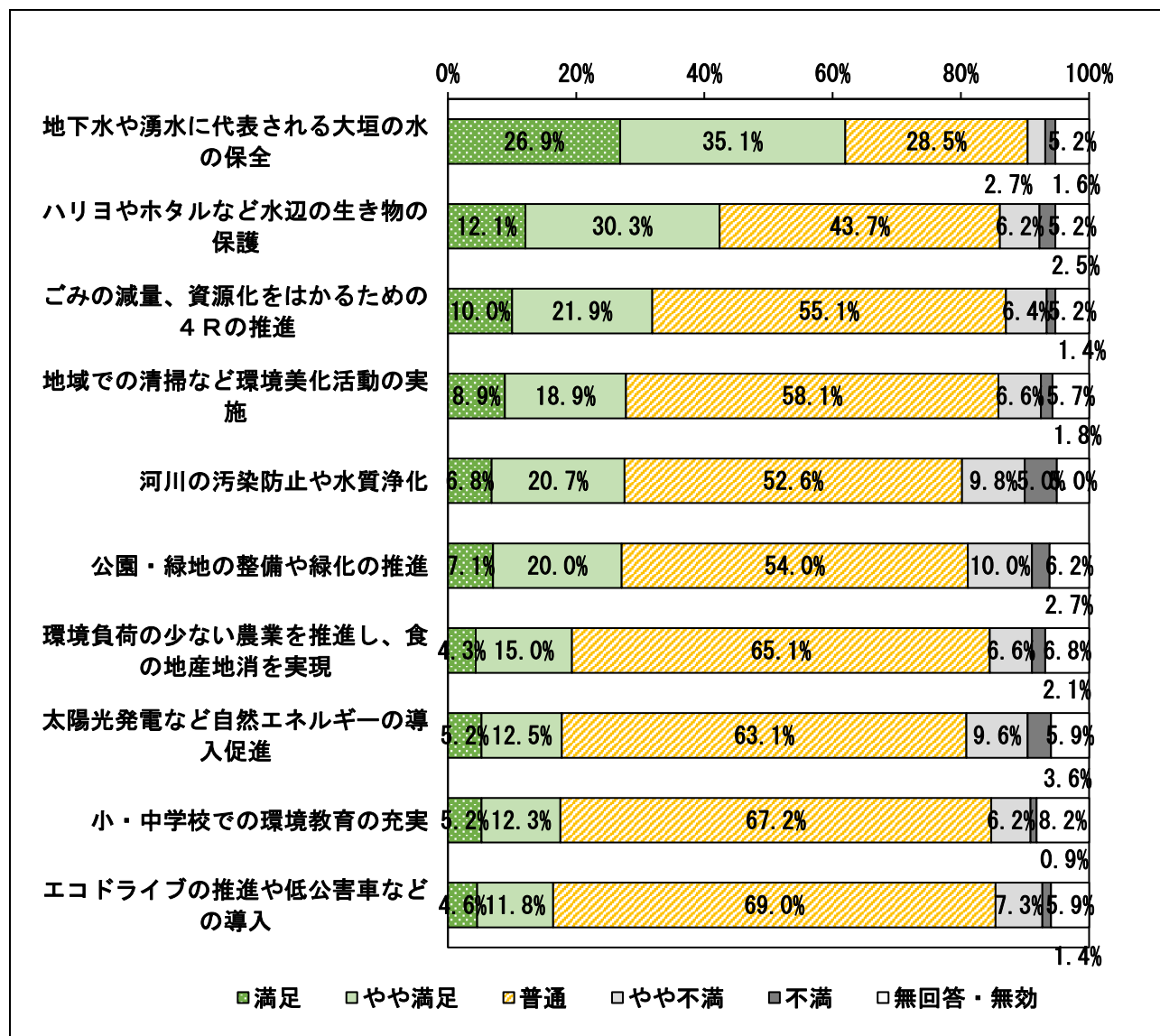


(2) 市民の環境に関する取り組みの重要度・満足度（上位10項目）

重要度（「非常に重要」、「やや重要」）が高いと感じている取り組みは、「地下水や湧水に代表される大垣の水の保全」の82.9%、「河川の汚染防止や水質浄化」の82.3%、「ハリヨやホタルなど水辺の生き物の保護」の75.1%などとなっています。

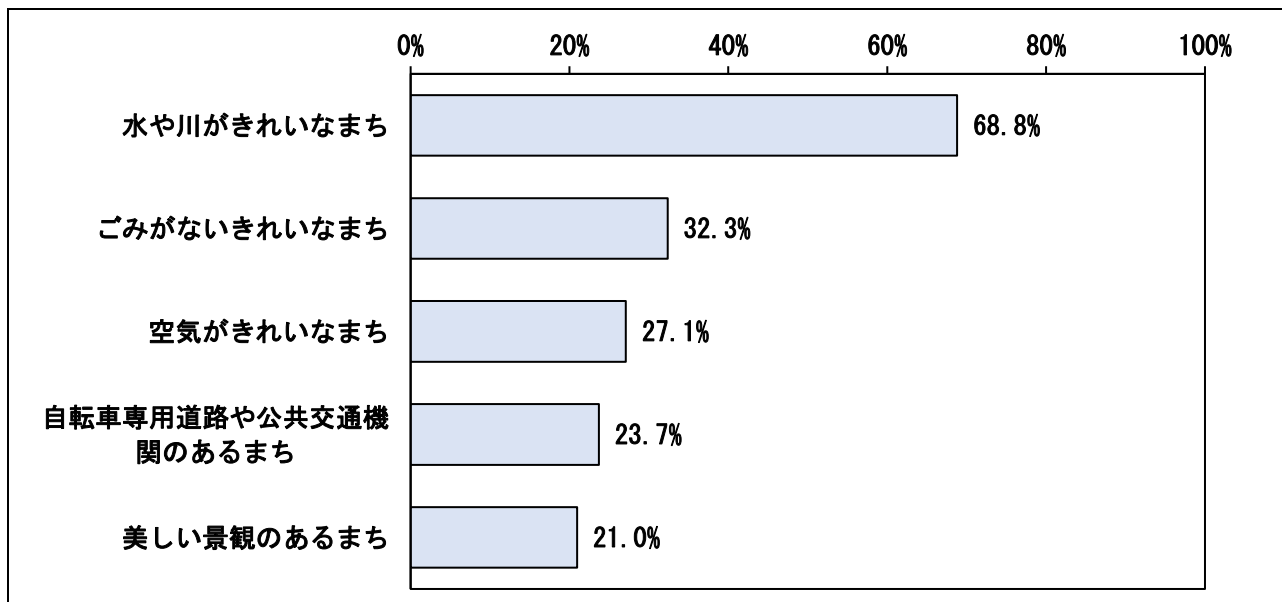


満足度（「満足」、「やや満足」）が高いと感じている取り組みは、「地下水や湧水に代表される大垣の水の保全」の62.0%、「ハリヨやホタルなど水辺の生き物の保護」の42.4%、「ごみの減量、資源化をはかるための4Rの推進」の31.9%などとなっています。



(3) 市民が望む将来のまちの姿（上位5項目）

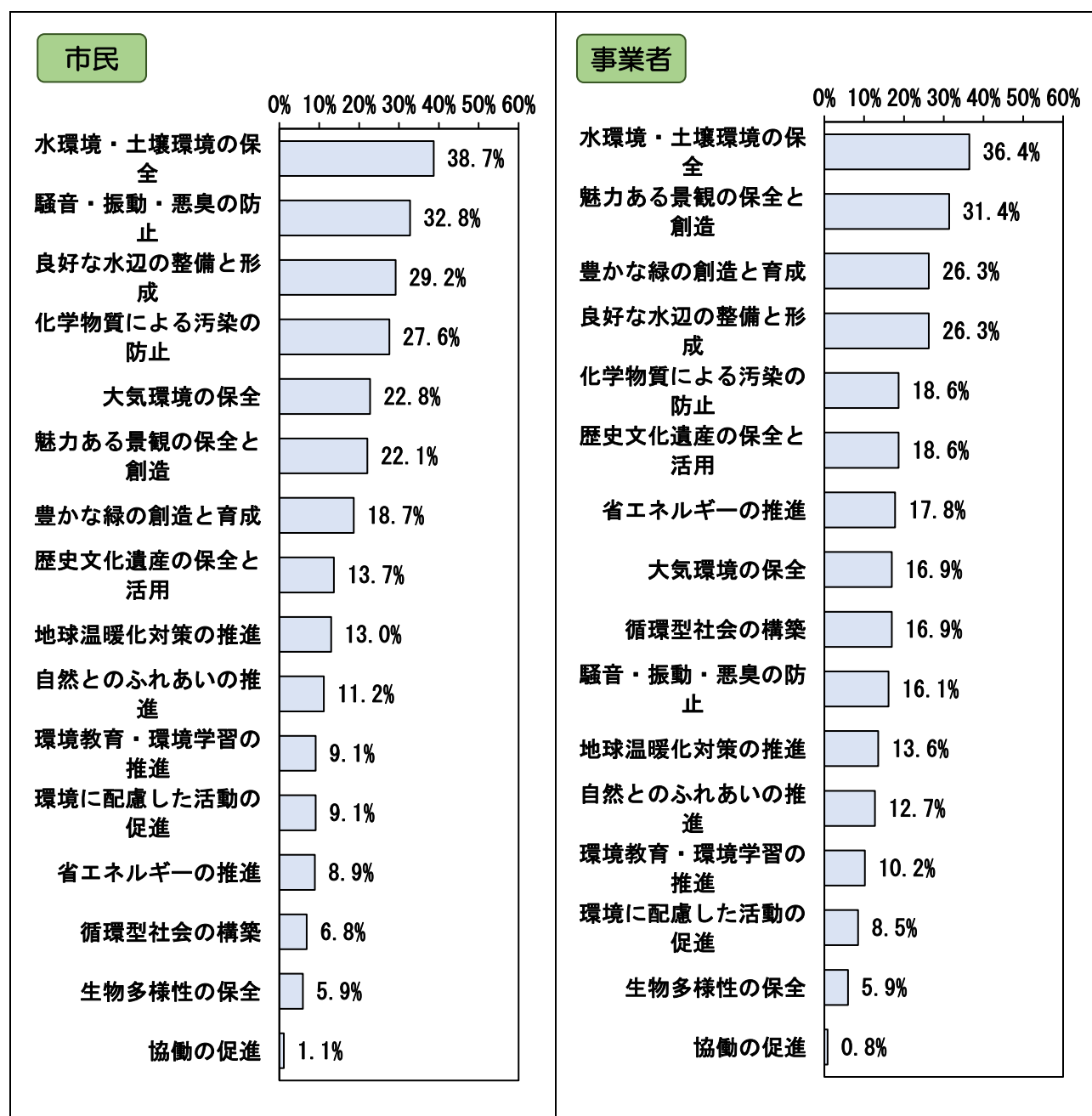
将来のまちの姿として、「水や川がきれいなまち」が68.8%と最も高く、次いで「ごみがないきれいなまち」が32.3%、「空気がきれいなまち」が27.1%などとなっています。



(4) 大垣市が重点的に取り組むべきこと

市民による回答は「水環境、土壌環境の保全」が最も多く38.7%、次いで「騒音・振動・悪臭の防止」が32.8%、「良好な水辺の整備と形成」が29.2%などとなっています。

事業者による回答は「水環境・土壌環境の保全」が最も多く36.4%、次いで「魅力ある景観の保全と創造」が31.4%、「豊かな緑の創造と育成」、「良好な水辺の整備と形成」がそれぞれ26.3%などとなっています。



第3節 大垣市の環境の現況と課題

本市では、前計画において、以下の6つの基本目標を設定して施策を展開し、計画を推進してきました。

〔前計画における6つの基本目標〕

【基本目標1】 健全な水循環を促進して、水の豊かさを回復させていきます。
～水の潤いのあふれるまち～

【基本目標2】 資源循環を促進して、資源を大切にするライフスタイルにかえていきます。
～環境にやさしいまち～

【基本目標3】 環境負荷への関心を高め、健康で安全・快適なまちにしていきます。
～安心して快適に暮らせるまち～

【基本目標4】 歴史・文化・景観を生かし、みどりを守り、創り、水とみどりをつなぎ、水都の魅力を作り出していきます。
～歴史とみどりあふれるまち～

【基本目標5】 環境情報を収集・発信し、環境学習・環境教育を推進していきます。
～自発的に環境を知り、学べるまち～

【基本目標6】 人材育成や支援のしくみづくりにより、環境行動を広げていきます。
～環境行動を実践しやすいまち～

1 水の潤いのあふれるまち

(1) 水環境に関する現況

〔主な取り組み〕

「基本目標1 水の潤いのあふれるまち」に向け、5つの個別目標のもとに以下のような取り組みを進めてきました。

〔個別目標とこれまでの主な取り組み〕

個別目標	これまでの主な取り組み
① 豊富な地下水	地下水利用の実態把握や、地下水の適正利用、水源の保全など。
② 水生生物の保護	ハリヨ・ホタルの保護育成や、水辺の生態系の実態把握、多自然川づくりなど。
③ 排水対策	公共下水道の普及促進と浄化槽の普及促進、工場排水の汚濁対策、水質調査や意識啓発など。
④ 安全な地下水	土壌・地下水汚染防止や「水都・大垣」のPRなど。
⑤ 地下水の利活用	地下水利用地中熱活用の研究やヒートポンプの導入支援、情報収集など。

〔現 況〕

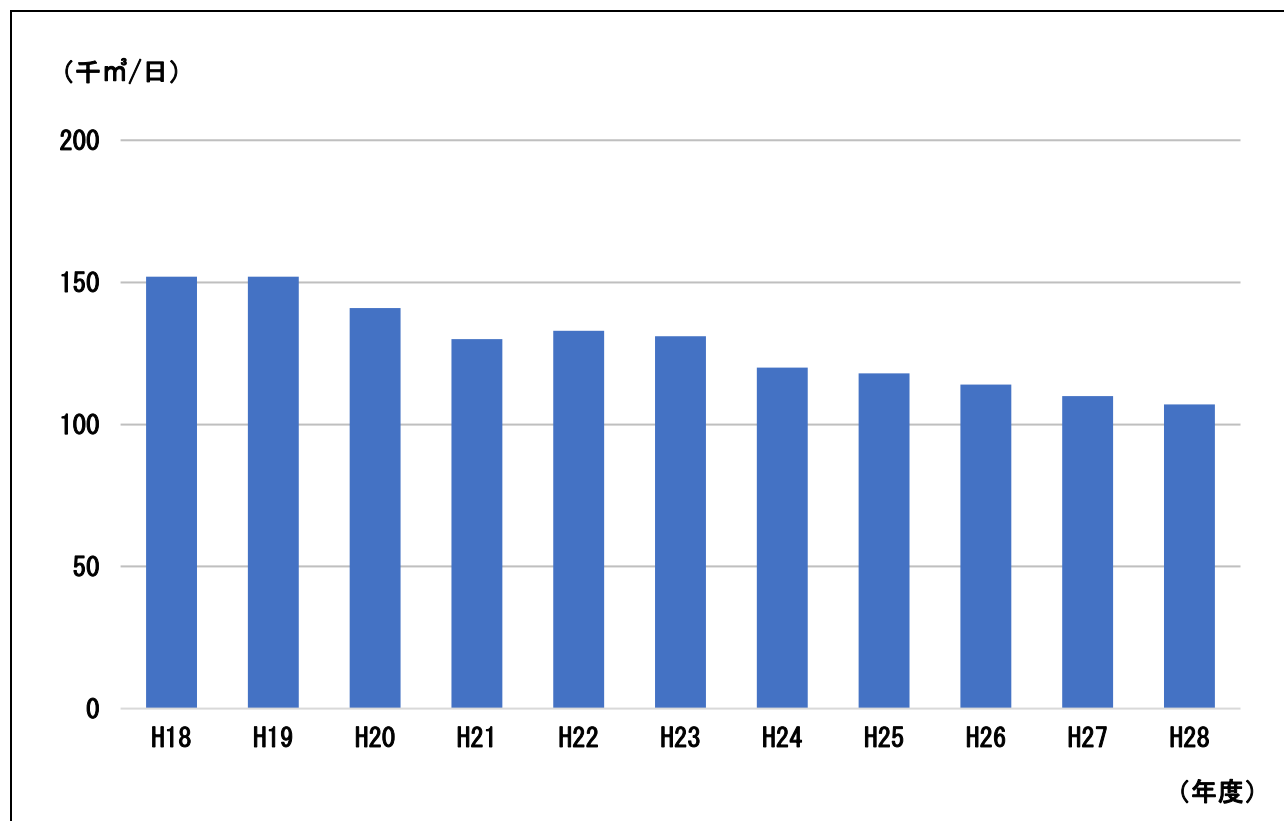
① 地 下 水

西濃地区地下水利用対策協議会が設立された昭和49年から地下水揚水量の自主規制により、年々地下水の揚水量は減少しています。

地下水位は、市内にある10か所の観測井について上昇または横ばい傾向にあります。

本市においては、平成6年度より地下水質の調査を実施しており、平成28年度は、県が2か所の井戸で、市が5か所の井戸で環境基準健康項目28項目の調査を実施し、全て環境基準を満たしています。

〔年間日平均揚水量〕



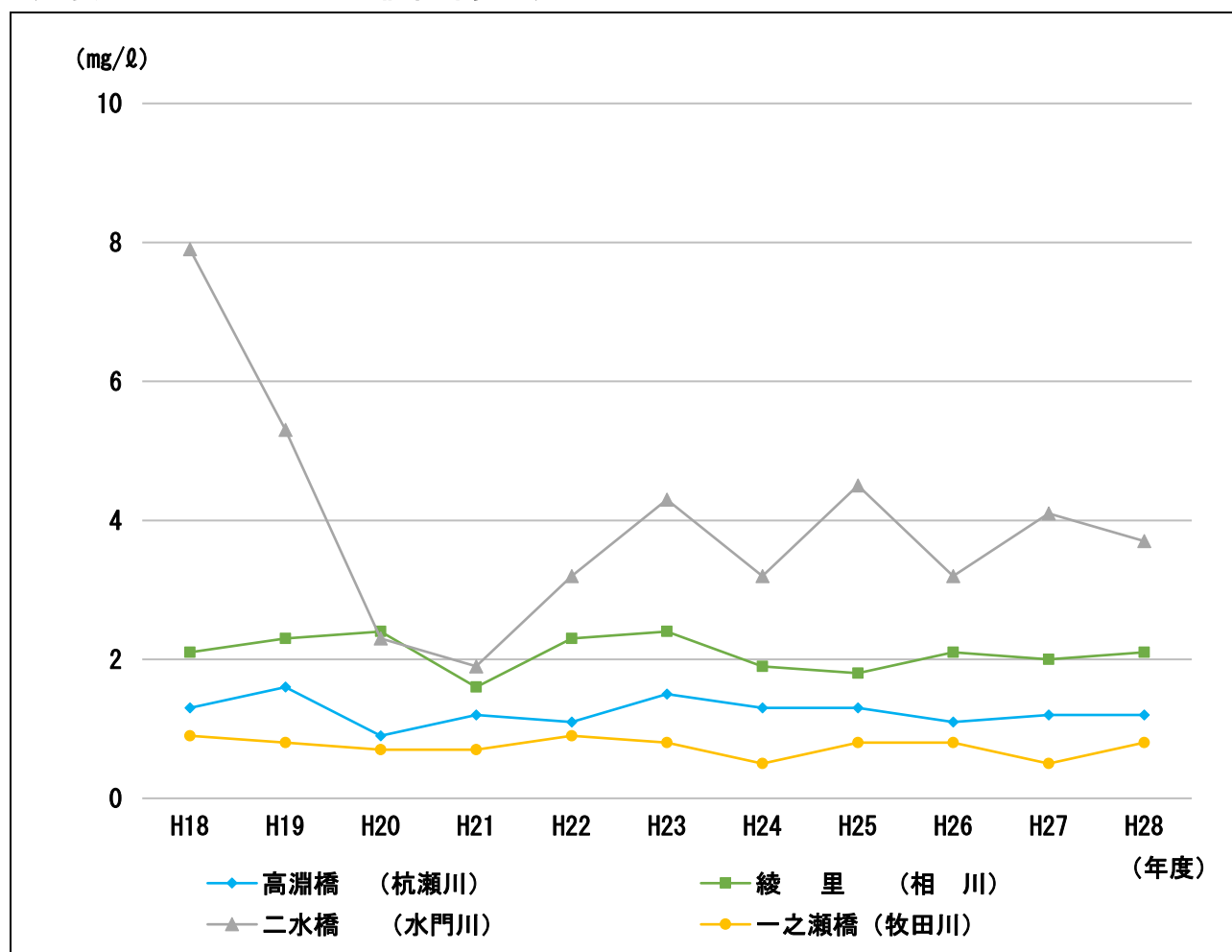
出典：大垣市の環境

② 河 川

本市では、国が3か所、県が2か所、市が13か所、と各々で測定地点を設置し、各河川の汚濁状態の調査・監視を行っています。

平成28年度の結果では、大腸菌群数を除く全ての項目で環境基準を達成しています。

〔主要河川におけるBOD値経年変化〕



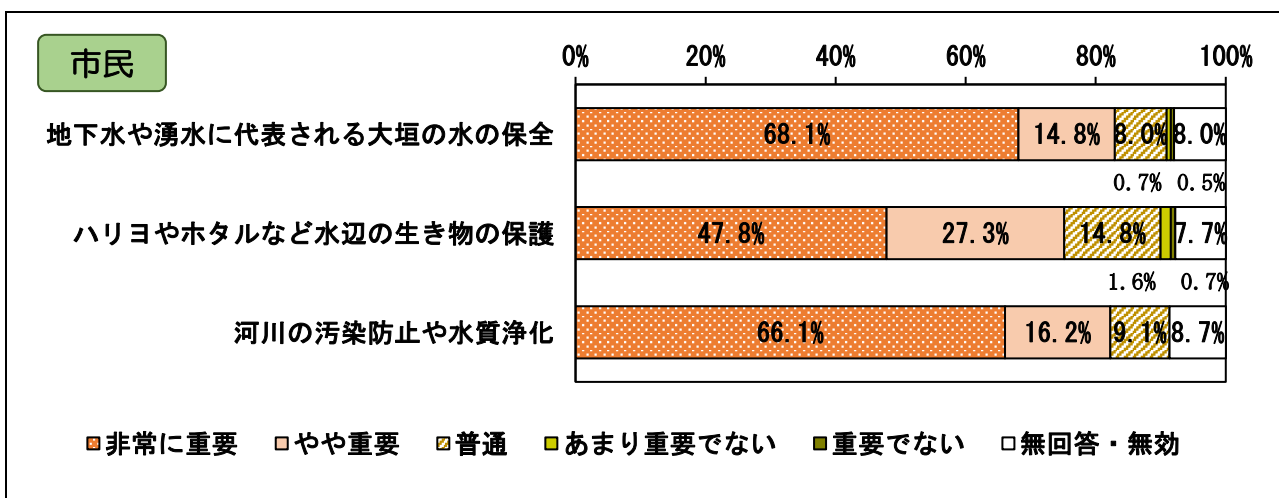
出典：大垣市の環境

(2) 水環境に関する市民・事業者の意識

意識アンケート調査において、市民は、地下水や湧水の保全や河川の水質保全、ハリヨやホタルなどの水辺の生き物の保護について、いずれも約8割が重要と回答しており、多くの市民が水環境を重要視しています。

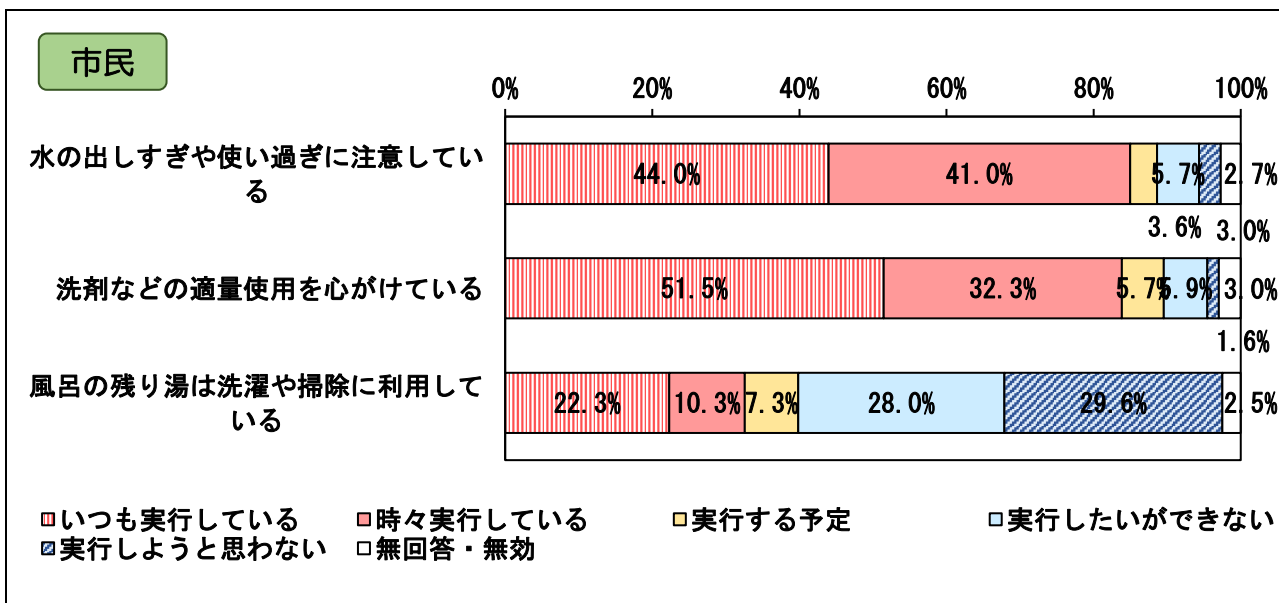
これらの結果から市民、事業者ともに、水を大切に使い、汚さないように取り組んでいることがうかがえます。

〔水環境に関する取り組みの重要度〕



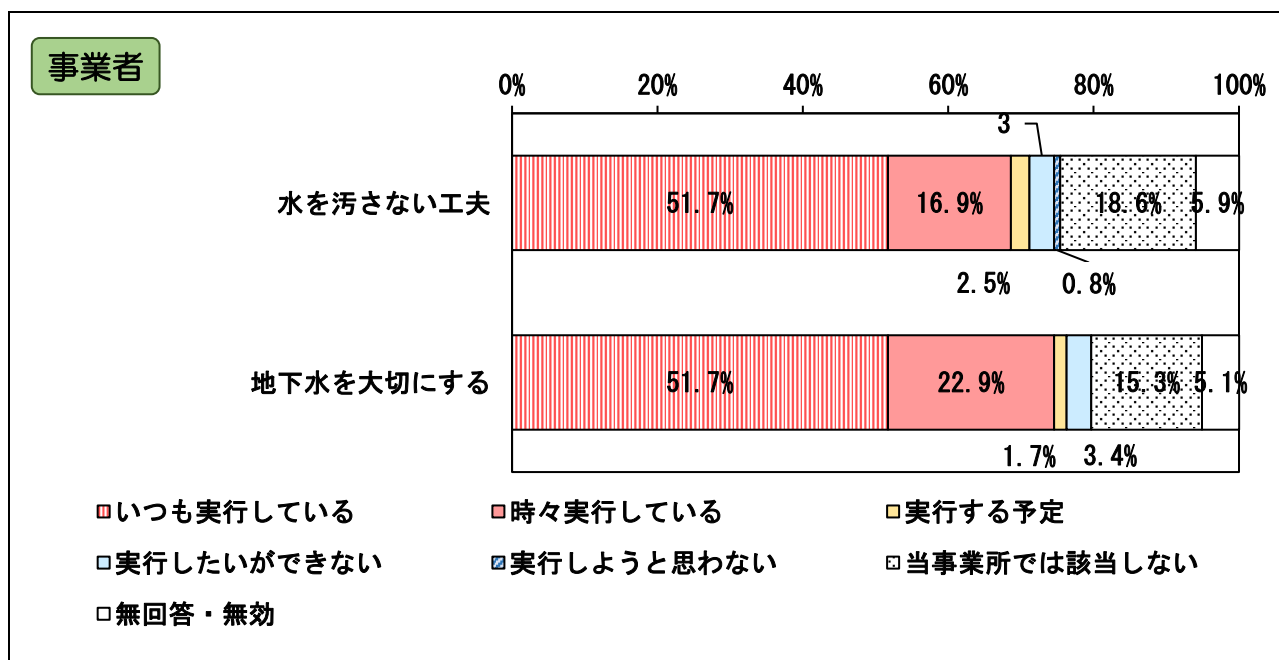
出典：環境に関する市民意識アンケート調査

〔水環境に関する市民の取り組み〕



出典：環境に関する市民意識アンケート調査

〔水環境に関する事業者の取り組み〕



出典：環境に関する事業者意識アンケート調査

(3) 水環境に関する課題

豊富で良好な地下水を今後も継承していくため、地下水の保全と有効利用に継続して取り組むとともに、公共用水域の環境基準達成率向上に向けた取り組みを市民や事業者と協働で進めていくことが必要です。

また、本市の環境保全のシンボルであるハリヨやホタルなどの水辺の生き物の保護に継続して取り組む必要があります。

2 環境にやさしいまち

(1) 廃棄物・エネルギーに関する現況

〔主な取り組み〕

「基本目標2 環境にやさしいまち」に向け、6つの個別目標のもとに以下のような取り組みを進めてきました。

〔個別目標とこれまでの主な取り組み〕

個別目標	これまでの主な取り組み
① 美しいまちづくり	環境ボランティアの支援やクリーン作戦の推進、不法投棄の防止対策、美しいまちづくり条例の普及啓発など。
② エコライフ	家庭用ごみ減量プログラムの普及啓発や事業所用ごみ減量アクションプログラムの普及、小型家電製品の回収・資源化など。
③ 循環型社会	ごみ分別と資源分別回収の啓発、生ごみ、剪定枝葉などの堆肥化の推進や「クルクルワールド」におけるリサイクル活動など。
④ 地球温暖化対策	公共交通機関の利用促進、省エネ・節電の普及啓発、ライトダウンキャンペーンやノーカーデー、地球温暖化対策実行計画の策定・推進など。
⑤ 新エネルギー	太陽光発電、家庭用蓄電池など新エネルギー関連設備の導入支援、バイオマスの利活用、新エネルギービジョンに基づく取り組みなど。
⑥ 省エネルギー	エネファーム、V2H、HEMSなどの省エネ設備の導入支援、エコワットの貸し出し、公共施設への省エネ設備導入など。

〔現 況〕

① 環境美化

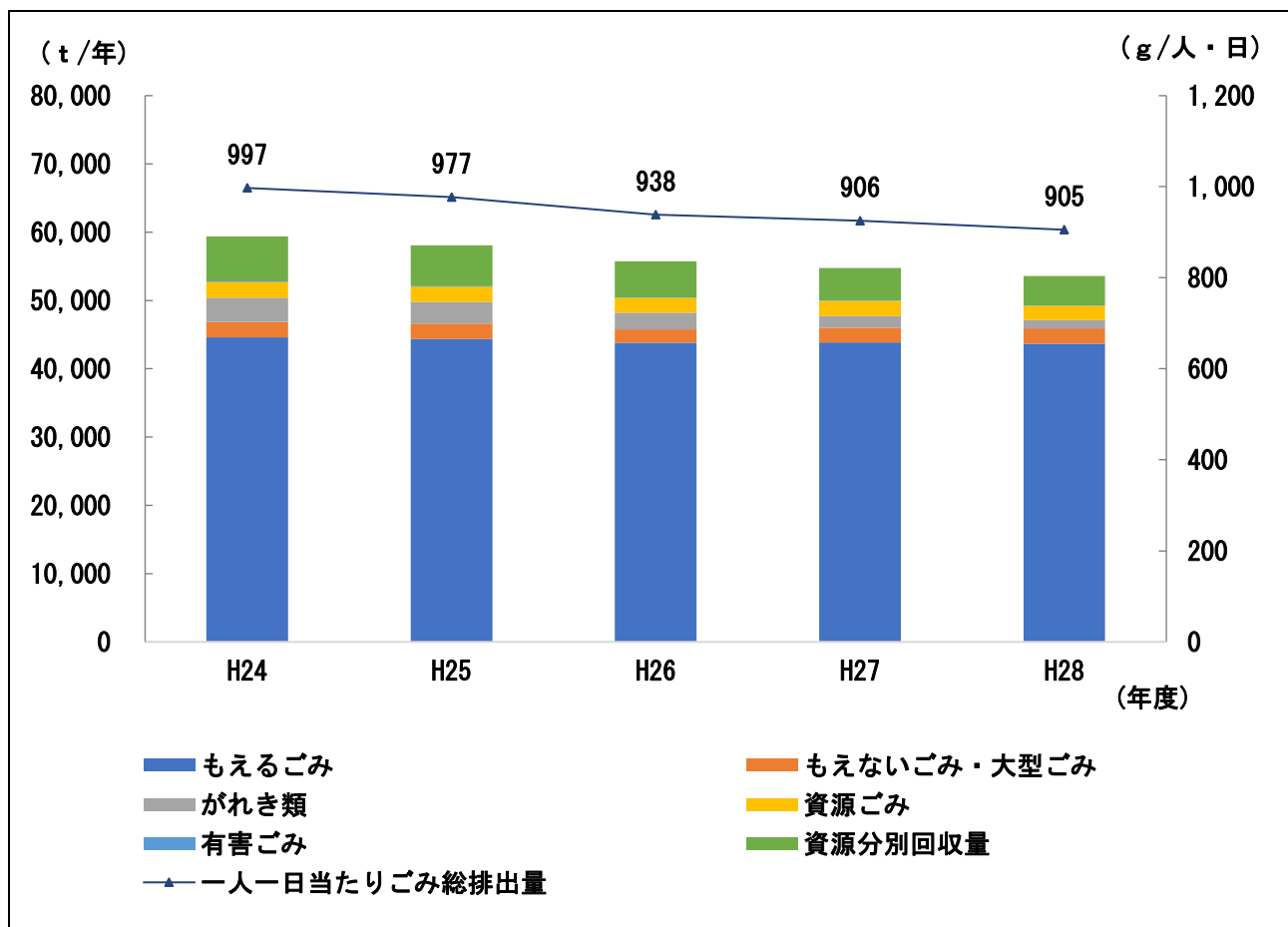
本市では、美しいまちづくり推進団体と協力して、定期的に清掃や美化活動に取り組む「アダプト制度」を導入しており、平成28年度には44団体が登録されています。

② 資源循環

本市のごみ総排出量及び一人一日当たりごみ総排出量は、積極的なごみ減量化・リサイクル施策の推進により、減少傾向にあります。

「大垣市一般廃棄物処理基本計画」における一人一日当たりごみ総排出量の目標値は、2020年度（令和2年度）に881g、2025年度（令和7年度）に825gとしています。

〔ごみ総排出量及び一人一日当たりごみ総排出量の推移〕



出典：クリーンセンター事業概要

③ 地球温暖化対策

「大垣市第3次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」においては、平成26年度を基準年度として、2020年度（令和2年度）の目標を以下のとおりとしています。

〔大垣市第3次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における目標〕

対象		目標数値 2020年度（令和2年度）
エネルギー起源	本庁舎等155施設 （指定管理者制度導入施設含む。）	5.0%以上削減
	浄化センター	原単位1.3%以上削減
	市民病院	原単位1.0%以上削減
協働分（クリーンセンターでの一般廃棄物焼却及び浄化センターでの下水処理）		5.0%以上削減

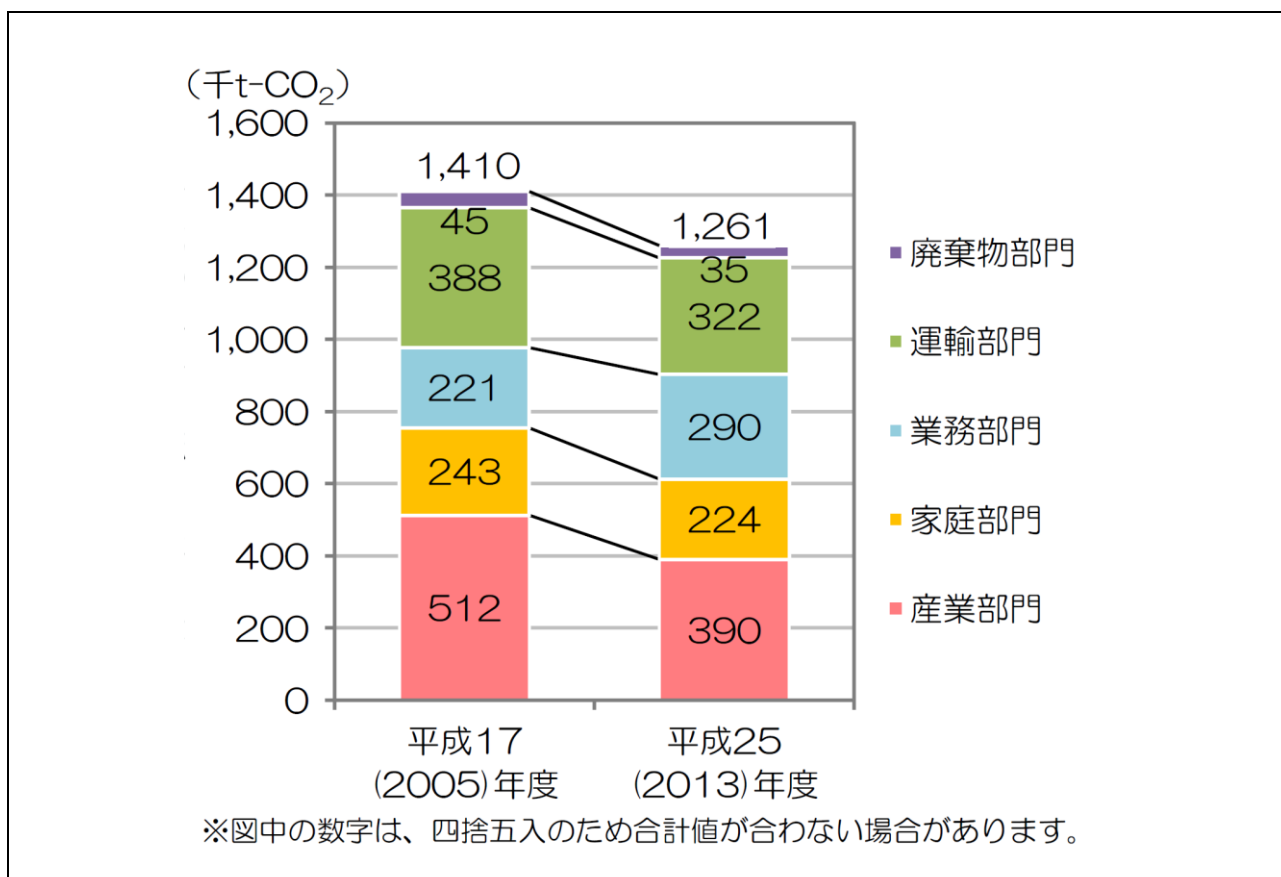
出典：大垣市第3次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

本市の市域からの温室効果ガス排出量は、平成17年度には1,410千t-CO₂、平成25年度には1,261千t-CO₂となっています。

部門別に増減を見ると、業務部門以外で減少傾向となっています。

大垣市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）においては、短期的には2020年度（令和2年度）までに平成17年度比約12%、中期的には2030年度（令和12年度）までに同約30%、長期的には2050年度（令和32年度）までに同約80%の温室効果ガスの排出削減を目標としています。

〔市域の温室効果ガス排出量〕



出典：大垣市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

新エネルギー設備や省エネルギー設備の導入に対する各種の支援を行っており、平成28年度の状況は、以下のとおりです。

〔新エネルギー設備や省エネルギー設備の導入に対する補助対象件数〕

(単位：件)

対象		補助対象件数 (平成28年度)
新エネルギー	太陽光発電設備	283
	地下水利用地中熱ヒートポンプ	4
省エネルギー	家庭用燃料電池（エネファーム）	7
	家庭用蓄電池（定置用リチウムイオン蓄電池）	33
	次世代自動車充給電省エネ設備	18
	HEMS	30

出典：大垣市の環境

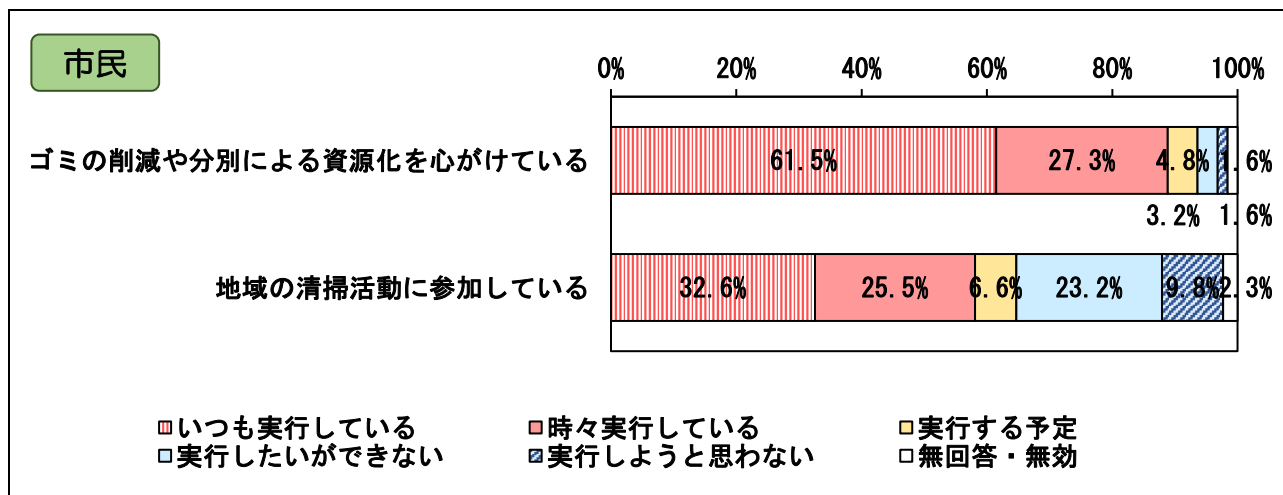
(2) 廃棄物・エネルギーに関する市民・事業者の意識

意識アンケート調査において、市民は、ごみの削減や分別による資源化について約9割が実行していると回答しており、取り組みが進められています。

地域の清掃活動への参加が進み、まだ参加していない人の中にも参加の意志がうかがえます。

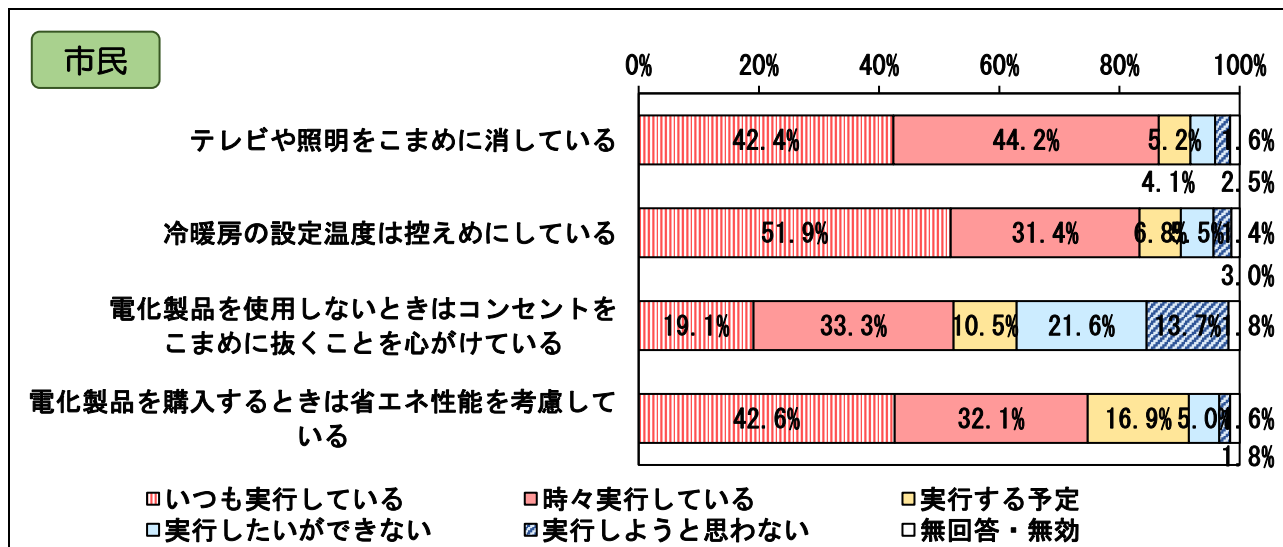
日頃の家庭生活の中でエネルギーを大切に使う心がけが定着してきていることがうかがえます。

〔ごみや美化に関する市民の取り組み〕



出典：環境に関する市民意識アンケート調査

〔エネルギーに関する市民の取り組み〕



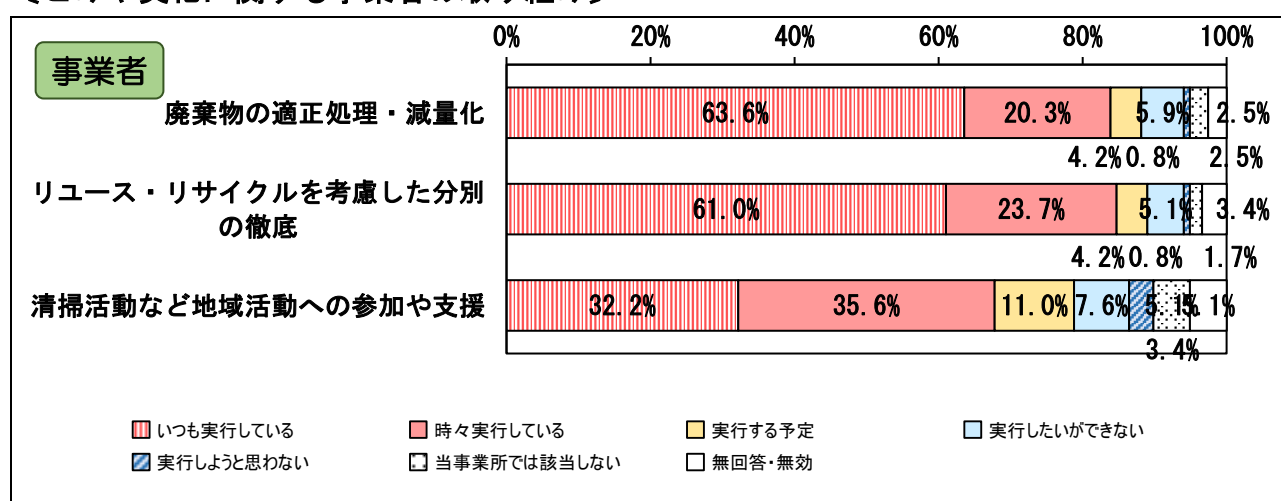
出典：環境に関する市民意識アンケート調査

意識アンケート調査において、事業者は、廃棄物の適正処理や減量化、リユース・リサイクルを考慮した分別にはいずれも約8.5割が実行していると回答しており、取り組みが進められています。

清掃活動など地域活動への参加や支援も行われています。

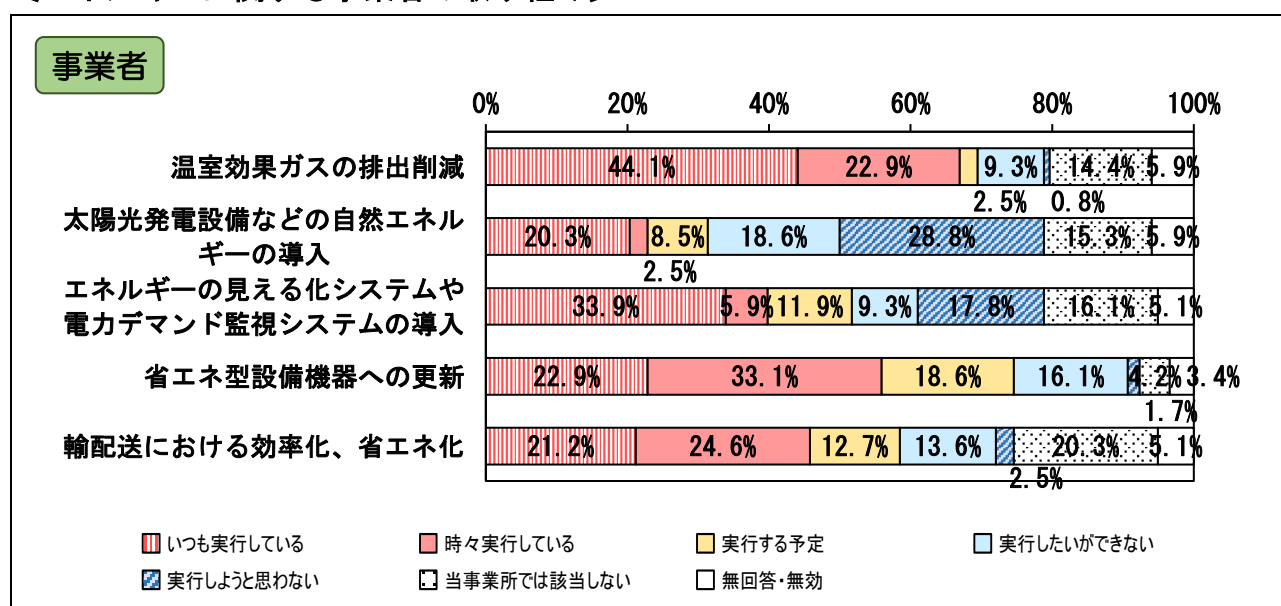
エネルギーに関する取り組みとして、省エネ型設備機器への更新などが進められている中、太陽光発電設備などの自然エネルギーの導入を実行しているとは約2割で、あまり導入が進んでいないことがうかがえます。

〔ごみや美化に関する事業者の取り組み〕



出典：環境に関する事業者意識アンケート調査

〔エネルギーに関する事業者の取り組み〕



出典：環境に関する事業者意識アンケート調査

(3) 廃棄物・エネルギーに関する課題

清潔で美しいまちづくりの推進のため、清掃活動に関する情報発信や参加しやすい仕組みづくりなどに取り組む必要があります。

ごみの減量、資源化に関する市民や事業者の取り組みは積極的に進められており、今後取り組みを推進するとともに、さらなるごみ減量化のため、食品ロスの削減などごみそのものの発生抑制や不用品の再使用、再生利用可能な資源分別の徹底などを進めることが重要です。

地球温暖化対策として、普段の生活や事業活動の中での心がけを広げていけるよう、情報発信や啓発活動を行うとともに、省エネ設備機器の普及や地域の資源を生かした再生可能エネルギー等の導入支援などにより、温室効果ガスの削減に努めていく必要があります。



グリーンカーテン



太陽光パネル（中川ふれあいセンター）



リサイクルセンターにおける分別



元気ハツラツ市での次世代自動車の展示

3 安心して快適に暮らせるまち

(1) 生活環境に関する現況

〔主な取り組み〕

「基本目標3 安心して快適に暮らせるまち」に向け、5つの個別目標のもとに以下のような取り組みを進めてきました。

〔個別目標とこれまでの主な取り組み〕

個別目標	これまでの主な取り組み
① 大気汚染	大気汚染や悪臭の測定・監視・情報提供、公害防止協定対象外企業の環境汚染対策など。
② 騒音・振動	自動車騒音・振動測定や工場による騒音・振動測定及び指導など。
③ 安全安心な交通体系	エコドライブに関する講習会などの普及啓発や低公害車の導入、公共交通機関や自転車の利用促進、道路整備など。
④ 有害化学物質	リスクコミュニケーションの普及啓発や有害化学物質の情報収集、P R T R制度の普及・啓発など。
⑤ 環境監視	環境公害に関する監視体制の強化や大気・水質のモニタリングの実施など。

〔現 況〕

① 大 気

大気汚染の原因となる物質を監視するために、市内の5か所に測定局を設置しています。近年は、概ね環境基準を達成していますが、平成28年度の結果では、光化学オキシダントについては、環境基準を達成していません。

なお、平成28年度には光化学スモッグの注意報の発令はなく、警報の発令はこれまでありません。

〔環境基準達成状況（平成28年度）〕

物質	達成状況
二酸化硫黄	達成
二酸化窒素	達成
浮遊粒子状物質（SPM）	達成
光化学オキシダント	未達成
微小粒子状物質（PM2.5）	達成

出典：大垣市の環境

② 騒音・振動

自動車騒音については、6地点で測定を実施し、交通量が多い国道21号や国道258号沿線の3地点では環境基準未達成となっています。

環境騒音については、市内8か所で測定を実施し、全ての測定地点で環境基準を達成しています。

③ 悪 臭

本市における悪臭苦情の主な発生源としては、化学工業や畜産農業、食料品製造業があり、その多くは、低濃度で多数の悪臭物質の混合臭で、現行の22物質規制にかかりにくく、また、99%以上の防止効果を上げて、人によっては無臭と感じられないため、完全な対策が困難で問題解決を長引かせています。

④ ダイオキシン類

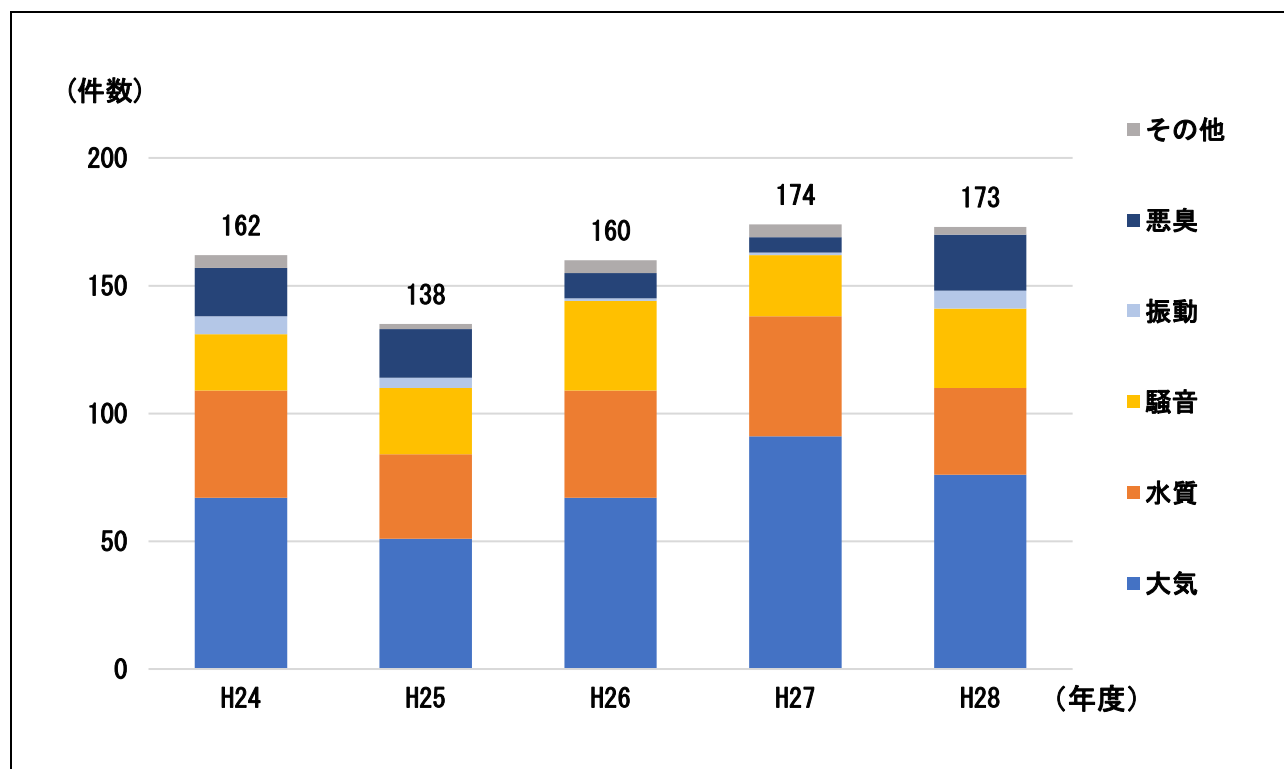
本市では、平成12年度よりダイオキシン類の測定をはじめ、測定結果は、環境基準値を下回っています。

⑤ 公害苦情

主な原因としては、大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭といった内容が多く、平成28年度においては、公害苦情件数全体の約94%を占めています。

ただし、個人を原因としたものも増えており、中でも大気に関する苦情の原因は、屋外焼却が大半を占め、騒音についても近所の生活音など、法の規制を受けないものも多くなっています。

〔公害苦情件数の推移〕



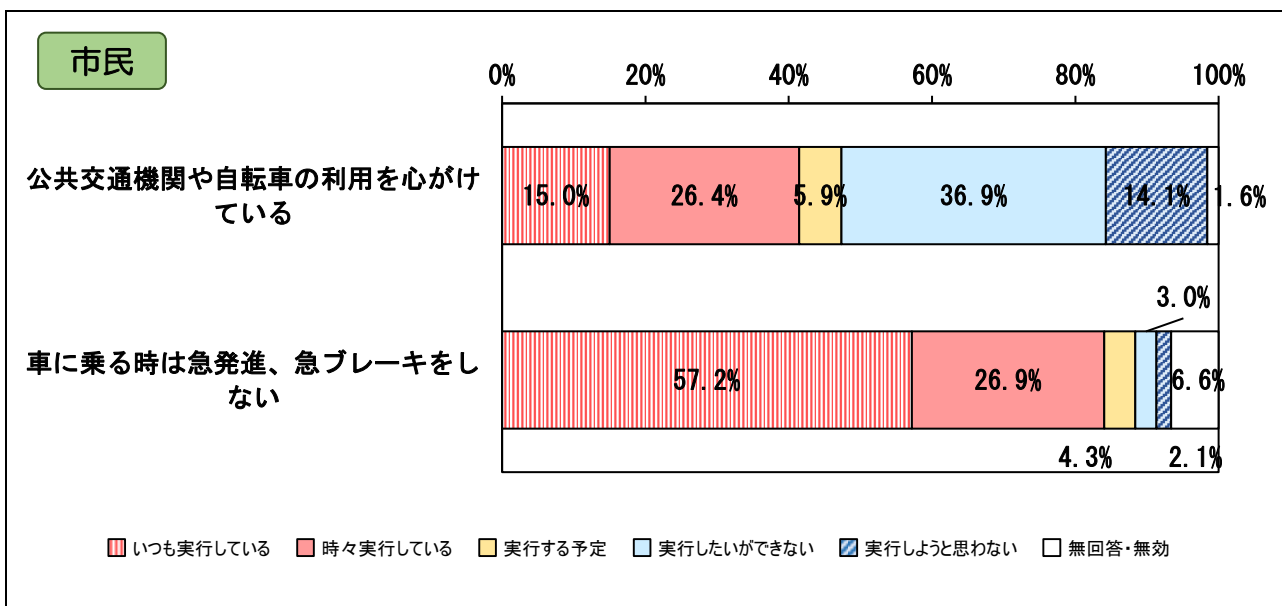
出典：環境衛生課資料

(2) 生活環境に関する市民・事業者の意識

事業者による公害防止の取り組みは、事業内容に応じて進められています。

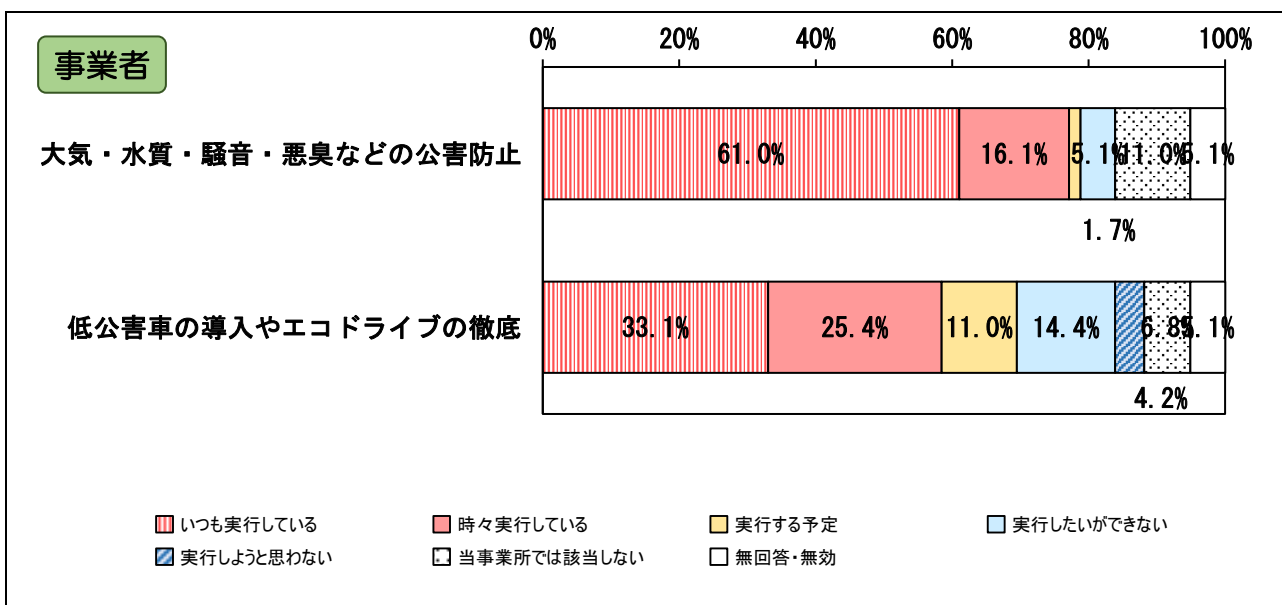
意識アンケート調査の結果から、市民・事業者ともに自動車による大気汚染防止の取り組みが進められていることがうかがえます。

〔生活環境に関する市民の取り組み〕



出典：環境に関する市民意識アンケート調査

〔生活環境に関する事業者の取り組み〕



出典：環境に関する事業者意識アンケート調査

(3) 生活環境に関する課題

生活環境の整備として、公害や交通に関する取り組みを進めてきましたが、環境基準等は達成されていないものもあります。

光化学オキシダントについては、発生源への対策を進めるとともに、国や県、研究機関の動向を注視する必要があります。

また、市民へのわかりやすい情報提供も重要です。

安心して快適な生活環境を保全するため、環境基準の達成や公害に関する苦情件数の削減に向けた取り組みを継続していくことが必要です。

4 歴史とみどりあふれるまち

(1) 歴史・みどりに関する現況

〔主な取り組み〕

「基本目標4 歴史とみどりあふれるまち」に向け、4つの個別目標のもとに以下のような取り組みを進めてきました。

〔個別目標とこれまでの主な取り組み〕

個別目標	これまでの主な取り組み
① 緑化・森林	公共施設や民有地の緑化、間伐材の活用など。
② 生物多様性の保全	水と緑の探検隊などの市民参加型自然環境調査やハリヨなどの生物の棲む公園整備、桜並木などによる緑のネットワークの整備など。
③ 景観	「水都・大垣」のイメージの向上や、歴史・文化に配慮した水とみどりの景観の保全・創造など。
④ 食の地産地消	朝市やぎふクリーン農業への支援、市街地内農地の保全・活用など。

〔現 況〕

① 緑 化

本市では、「大垣市みどりの基本計画」に基づき、緑化の推進及び緑地の保全が進められており、四季の里整備事業においては、季節に応じたみどりの多様な姿（花・香りなど）が楽しめるよう、大垣公園など市内の公園緑地で、様々な花木等による魅力ある空間が整備されています。

都市計画道路（整備済区間）の緑化状況については、市街地を中心に街路樹等が植えられており、整備済延長に対する緑化率は、平成28年度末において52%となっています。

② 自然環境

「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物—岐阜県レッドデータブック—」によると、市域には計138種（動物102種、植物36種）の貴重な動植物の生息・生育が確認されています。

大垣市自然環境調査において実施した、専門家による現地調査の結果、市域では計20種の貴重な動物の生息が確認されています。

市の魚ハリヨやホタルの保護、金生山や牧田川の生物の保護などが市民協働で行われており、天然記念物として指定されています。

〔市内の天然記念物の指定状況〕

区分	天然記念物
国指定天然記念物	一之瀬のホンシャクナゲ群落、ネコギギ
県指定天然記念物	ハリヨ生息地（西之川町）、金生山の陸貝と生息地、唯願寺のシブナシカヤ、一之瀬のサンシュユ、大神神社の社叢、老杉神社の社叢、湯葉神社のスギ
市指定天然記念物	トネリコ、ハリヨ生息地（曾根町）、ハリヨ生息地（矢道町）、杭瀬川の螢、キリシマミドリシジミ、ヒサマツミドリシジミ、明覚寺のイヌマキ、津島神社の社叢、上多良のシイ、足谷のコウヤマキ、下多良のカヤ、延坂のカツラ、本善寺のカゴノキ、金生山のヒメボタル、ユウスゲ自生地

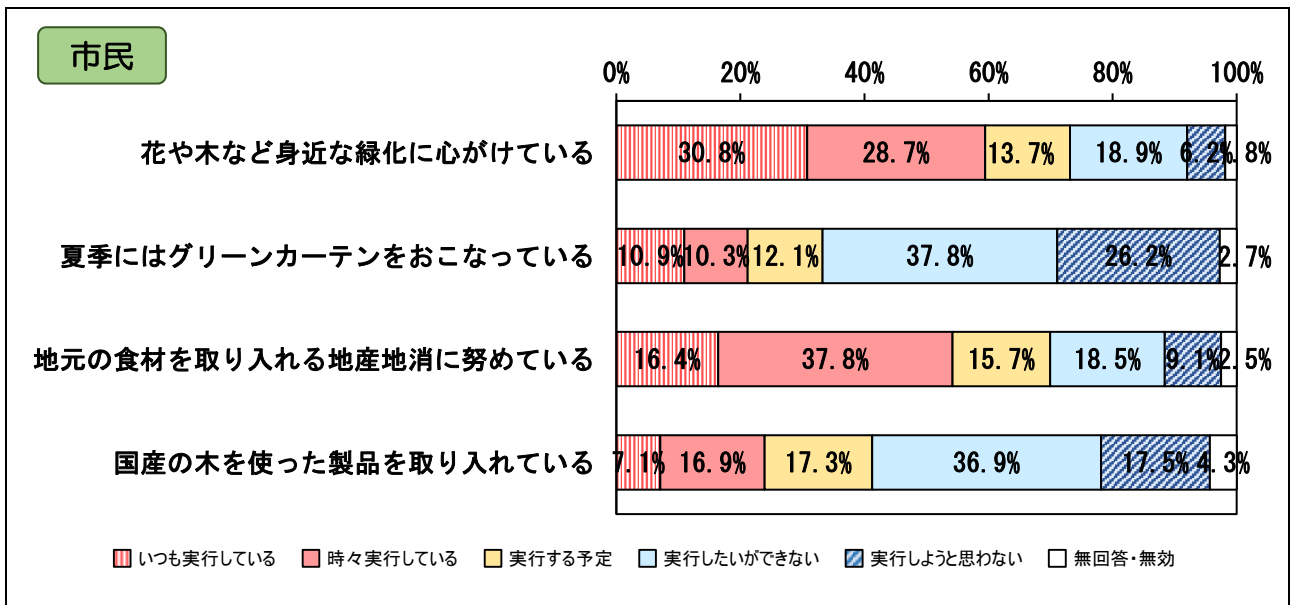
出典：大垣市の環境

(2) 歴史・みどりに関する市民・事業所の意識

市民による家庭や地域での身近な緑化や、事業所における緑化が進められています。

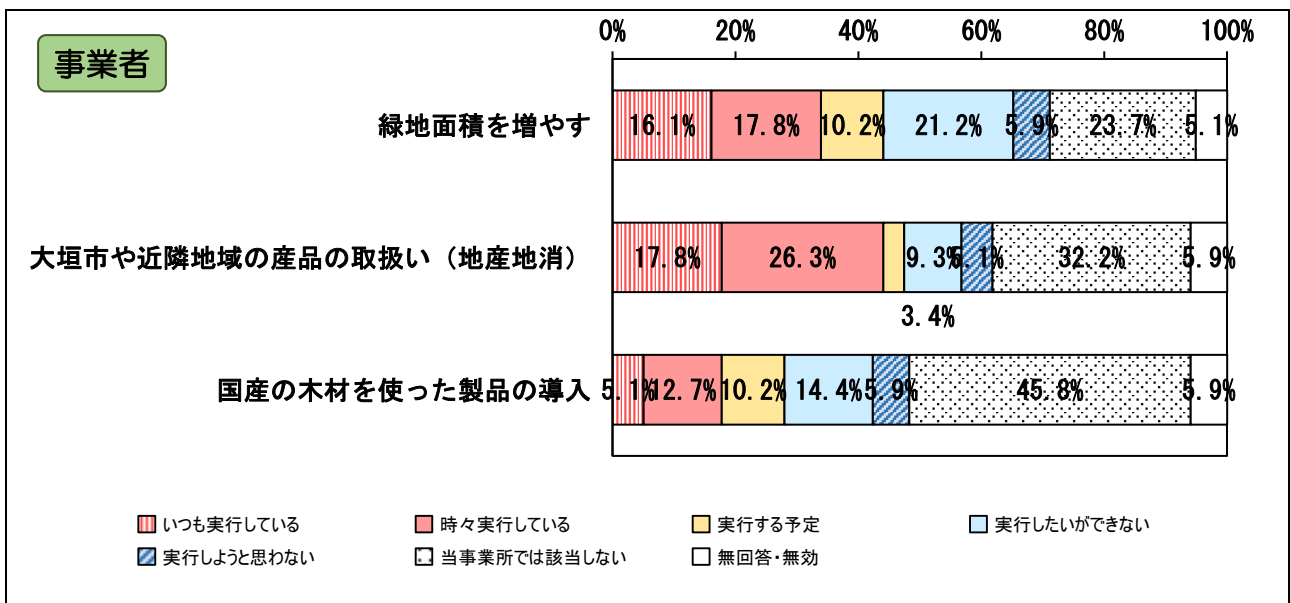
市民、事業者ともに地元食材の地産地消や市域・近隣地域の製品の取り扱いなどが進められています。

〔みどりに関する市民の取り組み〕



出典：環境に関する市民意識アンケート調査

〔みどりに関する事業者の取り組み〕



出典：環境に関する事業者意識アンケート調査

(3) 歴史・みどりに関する課題

本市の豊かな自然環境を保全し、継承していくため、みどりの量だけでなく質にも配慮した市民や事業者、行政の協働による緑化を進めていく必要があります。

また、ハリヨやホタルなどの貴重な生物の保護・育成や、市民が身近な自然と触れ合う機会づくり、地産地消などによる農林業への支援にも継続して取り組むことが求められます。



市の魚 ハリヨ



ヒメボタル

5 自発的に環境を知り、学べるまち

(1) 環境学習に関する現況

〔主な取り組み〕

「基本目標5 自発的に環境を知り、学べるまち」に向け、4つの個別目標のもとに以下のような取り組みを進めてきました。

〔個別目標とこれまでの主な取り組み〕

個別目標	これまでの主な取り組み
① 環境情報	インターネットや広報などを活用した、環境情報の発信など。
② 環境学習	出前講座や環境学習会の支援など。
③ 環境教育	カワゲラウォッチングや水と緑の探検隊などの地域住民や専門家などとの協働による体験型の環境教育など。
④ 環境イベント	環境フォーラムや環境市民フェスティバルなどのイベントの開催やそれらを通じた意識啓発など。

〔現 況〕

① 環境学習・環境教育

市民講師や行政職員による「かがやき出前講座」で地域での環境学習を行うほか、市民や事業者による環境学習会の開催を支援し、環境学習会は、平成28年度には328回開催されています。

各小中学校での取り組みや自然保護団体の活動の推進に加え、水生生物調査（カワゲラウオッチング事業）やこどもエコクラブ事業などの実践的な活動を進めています。

平成25年度から市民参加型の自然環境調査を実施しており、その手引きとして「大垣市自然調査ガイドブック」を公表しています。



② 環境イベント

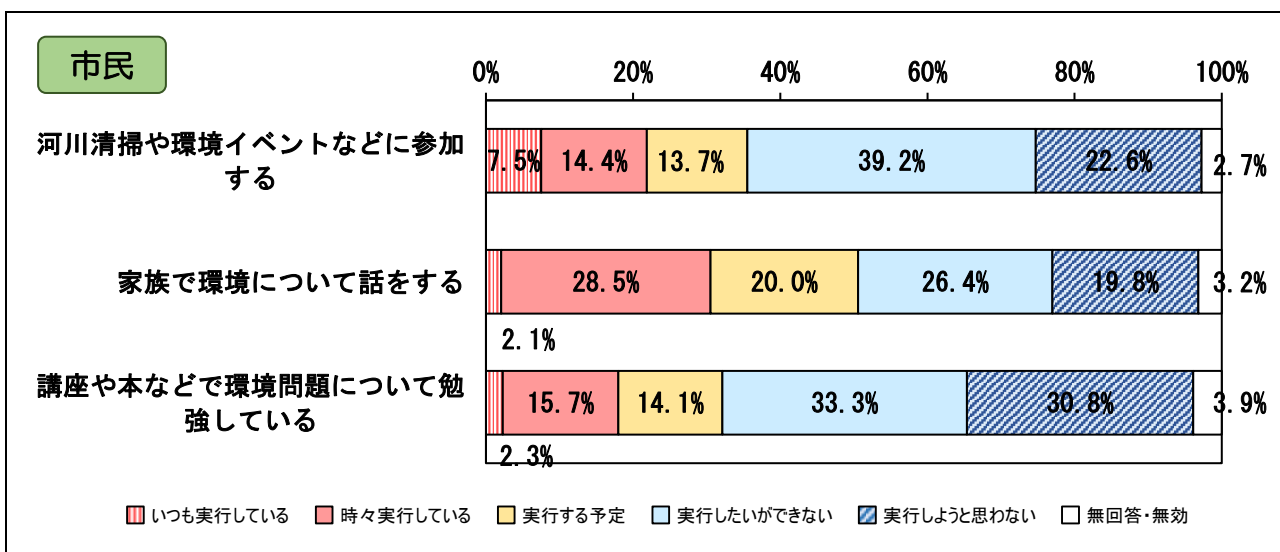
市民や事業者の環境意識の高揚を図るため、各種の環境イベントを開催しており、平成28年度には、環境フォーラムや環境市民フェスティバルなどのイベントを10回開催しています。

(2) 環境学習に関する市民・事業者の意識

意識アンケート調査において、環境についての勉強、市民による河川清掃や環境イベントなどへの参加に取り組んでいると回答した市民は約2割ですが、まだ取り組んでいない人の中にも、取り組みの意志がうかがえます。

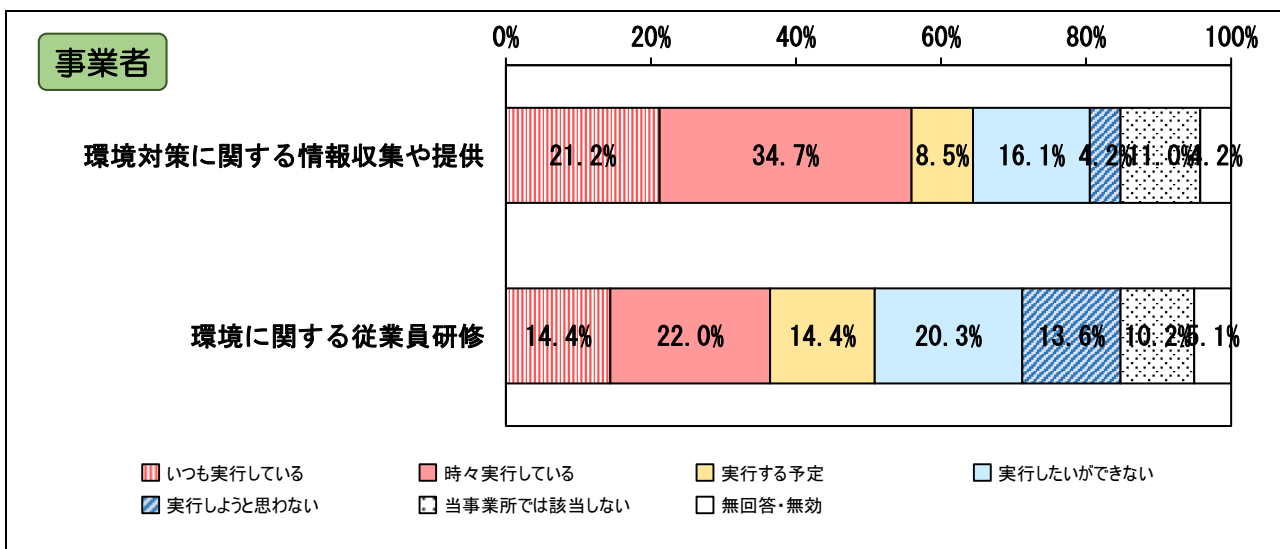
事業者においては、環境対策に関する情報収集や提供、環境に関する意識を高めるための従業員研修が進められています。

〔環境学習に関する市民の取り組み〕



出典：環境に関する市民意識アンケート調査

〔環境学習に関する事業者の取り組み〕



出典：環境に関する事業者意識アンケート調査

(3) 環境学習に関する課題

環境情報の発信や環境教育の取り組みの重要性を市民や事業者に認識してもらうことが課題となっていることから、市民の環境に対する意識を高めるため、市民団体や専門家などとの協働による自然と触れ合う機会づくりや環境イベントの実施などに継続して取り組む必要があります。

6 環境行動を実践しやすいまち

(1) 環境行動に関する現況

〔主な取り組み〕

「基本目標6 環境行動を実践しやすいまち」に向け、4つの個別目標のもとに以下のような取り組みを進めてきました。

〔個別目標とこれまでの主な取り組み〕

個別目標	これまでの主な取り組み
① 環境行動	環境家計簿の普及啓発や環境配慮事業所の拡充、ダンボールコンポスト等環境配慮商品の普及啓発など。
② 環境行動支援	環境活動実施団体への支援や、市民環境賞の募集実施など。
③ 人材育成	大垣市環境市民会議と連携した環境リーダーや環境ボランティアの支援・育成など。
④ 市民参加	環境活動団体やNPOなどへの支援、大垣市環境市民会議など市民や事業者、行政のパートナーシップによる組織や活動に対する支援など。

〔現 況〕

① 環境行動

家庭における環境行動を支援しており、平成28年度におけるダンボールコンポストの設置等支援数は709件となっています。

平成14年度に「市民環境賞」を創設し、環境の保全・創造に関する活動をしている個人や団体、事業者を讃えることで、活動の一層の発展とその意識や活動の広がりを図っています。

創設から平成28年度までに合計で個人12人、37団体、15事業者が受賞しています。

② 人材育成

大垣市環境市民会議と連携して地域の環境行動の中心的存在となる人材の育成・支援を進めており、平成28年度における環境リーダーは99人、環境ボランティアの参加者数は18,559人となっています。

貴重な地域資源を保全し、将来へ引き継ごうと活動する団体を支援しており、平成28年度における環境活動団体は37団体となっています。



ダンボールコンポスト講座

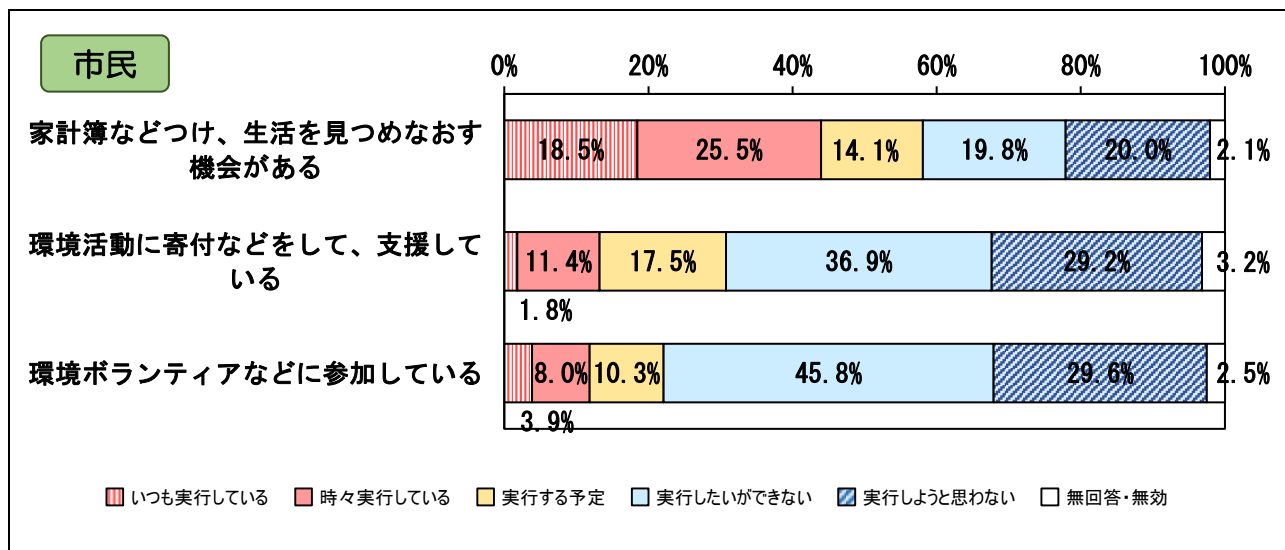
(2) 環境行動に関する市民・事業者の意識

意識アンケート調査において、家計簿などにより、生活を見つめなおす機会があると回答した市民が約4.5割だったことから、日頃の家庭生活の中での環境行動が進められていることがうかがえます。

環境活動への寄付やボランティアへの参加をしていると回答した市民は約1割ですが、まだ取り組んでいない人の中にも、取り組みの意志がうかがえます。

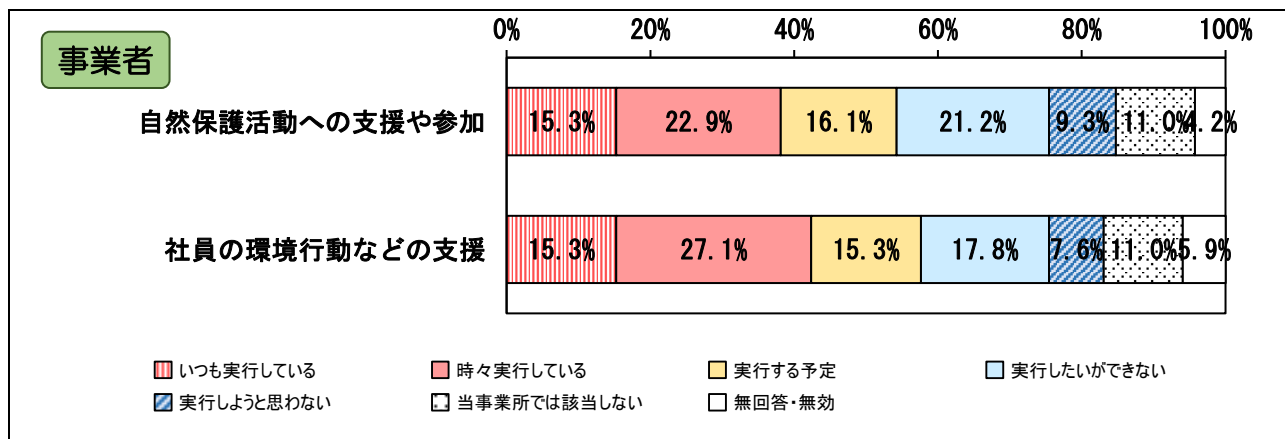
事業者においては、地域の自然保護活動への支援や参加、社員の環境行動などの支援が進められています。

〔環境行動に関する事業者の取り組み〕



出典：環境に関する市民意識アンケート調査

〔環境行動に関する事業者の取り組み〕



出典：環境に関する事業者意識アンケート調査

(3) 環境行動に関する課題

地域の活発な環境行動を推進するため、身近なところから取り組むことができることについての情報提供や啓発を進めるとともに、環境活動に参加しやすい仕組みや機会づくりなどの支援についても継続して取り組む必要があります。

第3章 計画の目標

第1節 目指すべき環境

本市は、揖斐川や長良川をはじめとする大小様々な河川や良質で豊富な地下水といった水環境と、伊吹・養老・鈴鹿山系の森林や里山などのみどり豊かな自然環境に恵まれています。

そして、これらの豊かな自然環境によって、ハリヨやネコギギといった貴重な生物を含む、多様な生物の生息地域となっています。

また、豊かな水の恩恵を受け、地域特有の河間（がま）や輪中などの水文化・歴史が育まれてきました。

私たちは、この豊かな自然環境と文化を守るとともに、持続的発展が可能な社会を創出し、次世代に引き継いでいく責務があります。

そのためには、私たち一人ひとりの心がけが大切になってきます。

このような背景から本市では、平成12年3月に策定した環境基本計画から『ハリンコが泳ぎ、ホタルが舞う水都・大垣』を望ましい環境像に掲げ、推進してきました。

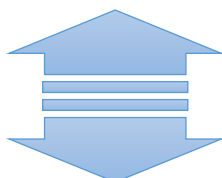
これは、本市が実現を図るべき環境面における長期的な目標であることから、引き続き本計画においても望ましい環境像として掲げ、当初の環境基本計画で定めた「大垣環境市民宣言『暮らしを変えて、未来に夢を』」を合言葉に計画を推進していきます。

そして、市民一人ひとりが、本計画や取り組みについて「知る」、「考える」、「行動する」、「見直す」の螺旋型の継続活動を広げていくことで、望ましい環境像への到達を目指します。

〔目指すべき環境〕

望ましい環境像

ハリンコが泳ぎ、ホタルが舞う水都・大垣



大垣環境市民宣言『暮らしを変えて、未来に夢を』

見直す

きれいな水と豊かな
緑を次世代へ継承し
ていきます。

自然の美、生活の
美を育む暮らし方
を学んでいきます。

知る

行動する

地域から盛り上げ、
市民が中心となって
行動していきます。

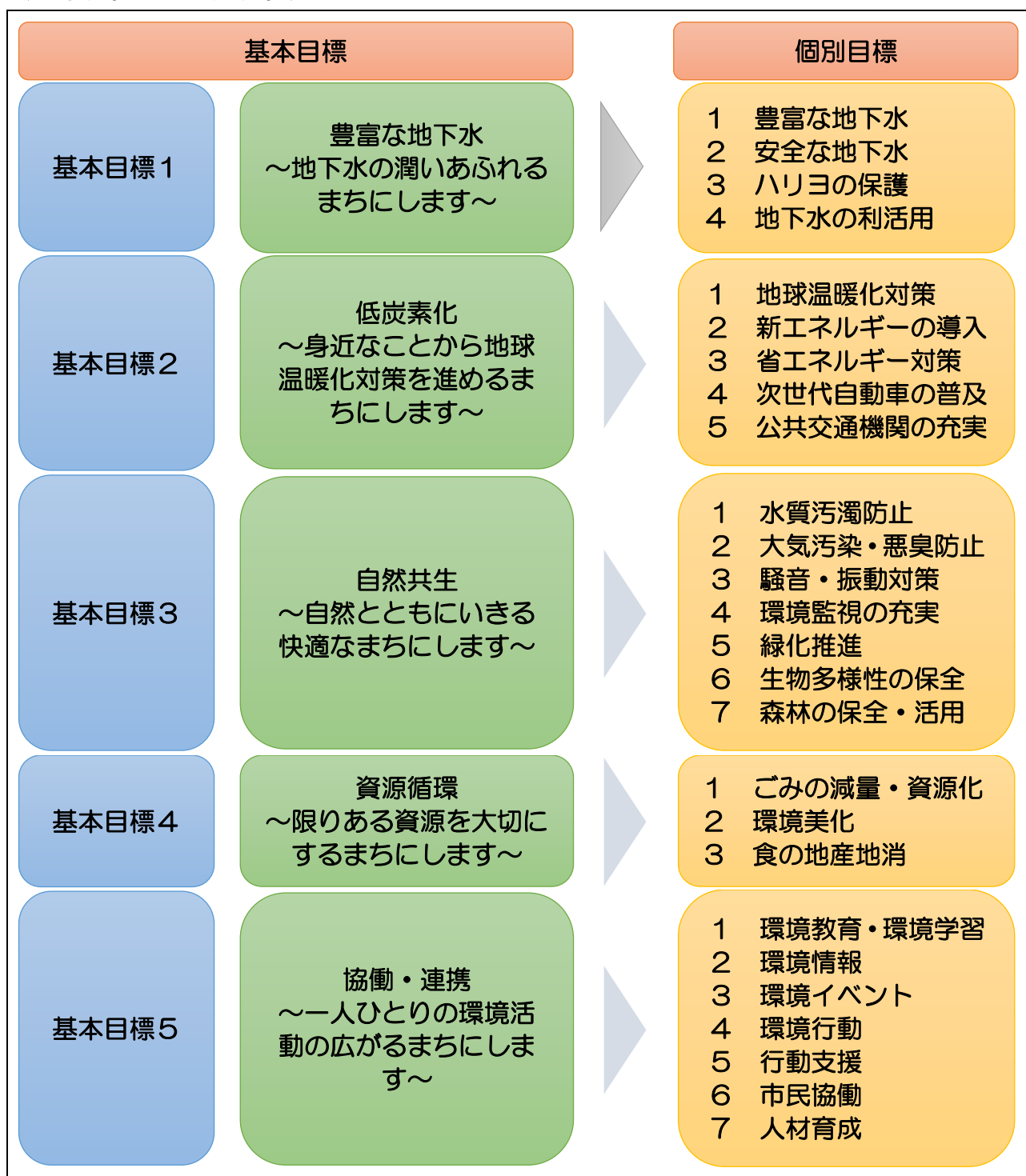
考える

第2節 基本目標及び個別目標

本計画の「望ましい環境像」の実現を図るために、展開する基本目標及び個別目標は、以下のとおりです。

これらの目標は、施策の展開によりその達成が図られるものです。

〔基本目標及び個別目標〕



第4章 目標実現に向けた取り組み

第1節 基本目標1 豊富な地下水

～地下水の潤いあふれるまちにします～

1 これまでの取り組みと今後の課題

本市の豊かな地下水を保全し、安心して利用するために、地下水位の測定や水質の調査を実施し、地下水の実態を把握するとともに、地下水の適正利用や水源の保全などに関する取り組みを進めてきました。

また、湧き水などのきれいな水に生息する市の魚「ハリヨ」の保護に関する取り組みや、地下水利用地中熱ヒートポンプの導入支援などの取り組みも進めてきました。

豊富で良好な地下水を今後も継承していくため、地下水の保全と有効利用に継続して取り組む必要があります。

また、本市の環境保全のシンボルであるハリヨの保護や啓発活動に継続して取り組む必要があります。

2 指標及び目標値

本分野における指標は、以下のとおりとし、計画の進行管理に用います。

〔指標及び目標値〕

指標	基準値	中間目標値	目標値
	2016年度 (平成28年度)	2022年度 (令和4年度)	2027年度 (令和9年度)
地下水位	各観測井実績値	現状維持	現状維持
地下水利用施設（公共施設）	5施設	6施設	増加
市の魚ハリヨの啓発事業実施回数	7回	10回	増加
地下水の環境基準達成率	100%	100%	100%

3 個別目標ごとの取り組み

(1) 豊富な地下水

本市の豊かな地下水を継承していくため、地下水利用の実態把握を進めるとともに、地下水の水位が低下しないように地下水の適正利用や水源の保全などに関する取り組みを進めます。

施策

- ① 地下水利用の実態把握に努め、地下水の自主規制を進めます。
- ② 雨水や再生水などの循環利用を進めます。
- ③ 樹林地、農地などの雨水浸透域を保全・創出し、透水性舗装や浸透ます、浸透管を設置するなど、水源の保全を図ります。
- ④ 西濃地域内の市町との連携を深め、情報交換と地下水保全に努めます。

市民・事業者の取り組み

- ① 地下水利用の実態調査に協力します。(市民、事業者)
- ② 地下水の適正利用に努めます。(事業者)
- ③ 散水や清掃に雨水や再生水を利用します。(市民、事業者)
- ④ 庭や敷地内で雨水が浸透しやすい状態の維持に努めます。(市民、事業者)
- ⑤ 樹林地や農地、緑地などの保全に協力します。(市民、事業者)

(2) 安全な地下水

いつでも安全な地下水を確保できるよう、地下水の水質調査を行うとともに、土壌や地下水の汚染防止に関する取り組みを進めます。

施策

- ① 農薬や化学物質などによる土壌・地下水汚染防止の普及・啓発を進めます。
- ② 地下水質調査を実施し、安全な地下水を確保していきます。

市民・事業者の取り組み

- ① 農薬や化学物質などを適正に利用・管理し、土壌・地下水汚染防止に努めます。(市民、事業者)

(3) ハリヨの保護

本市の環境保全のシンボルである市の魚「ハリヨ」の保護・育成や生息環境の整備を進めるとともに、将来にわたって継承していくための啓発活動を行います。

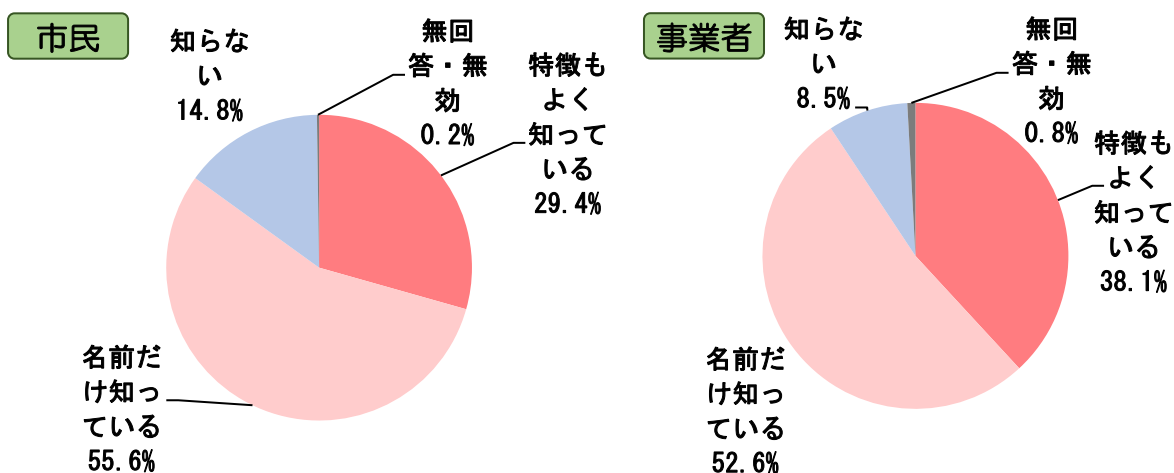
施策
① ハリヨの保護・育成を進めます。
② ハリヨ生息地の実態把握とハリヨが生息する環境の整備を進めます。
③ ハリヨの保護活動について、情報収集や関連自治体との連携を進めます。
④ 市の魚「ハリヨ」の啓発を進めます。

市民・事業者の取り組み
① ハリヨについて理解を深めます。(市民、事業者)
② 市民参加によるハリヨの調査への参加や生息状況などについて情報提供します。(市民)
③ ハリヨの保護団体などの活動に支援・協力します。(事業者)

「ハリヨ」について知っていますか？

環境に関する市民・事業者意識アンケート調査の結果によると、「ハリヨ」について知っている（「特徴もよく知っている」もしくは「名前だけ知っている」と回答した市民は85.0%、事業者は90.7%となっています。

市民・事業者ともに「ハリヨ」の認知度は高く、今後も大垣市の環境保全のシンボルとして市民や事業者に親しまれる取り組みを進めていくことが必要です。



出典：環境に関する市民意識アンケート調査、環境に関する事業者意識アンケート調査

(4) 地下水の利活用

本市の貴重な資源として、地下水の熱利用等の有効活用を進めるとともに、「水都・大垣」の地域イメージの向上にむけても活用します。

施策

- ① 地域資源である豊富な地下水の有効利活用を促進します。
- ② 豊富な地下水のPRに努め、「水都・大垣」のイメージを高めます。
- ③ 公共施設等での地下水の利活用を検討します。

市民・事業者の取り組み

- ① 地中熱利用など地下水の有効利用について理解を深めます。(市民、事業者)
- ② 地下水利用地中熱ヒートポンプなどの導入を検討します。(市民、事業者)
- ③ 地下水の利活用について理解を深め、NPOや研究会の活動に参加・協力します。
(事業者)
- ④ おいしい水の源である地下水や自噴水を大切に使い、「水都・大垣」を広めます。(市民、事業者)

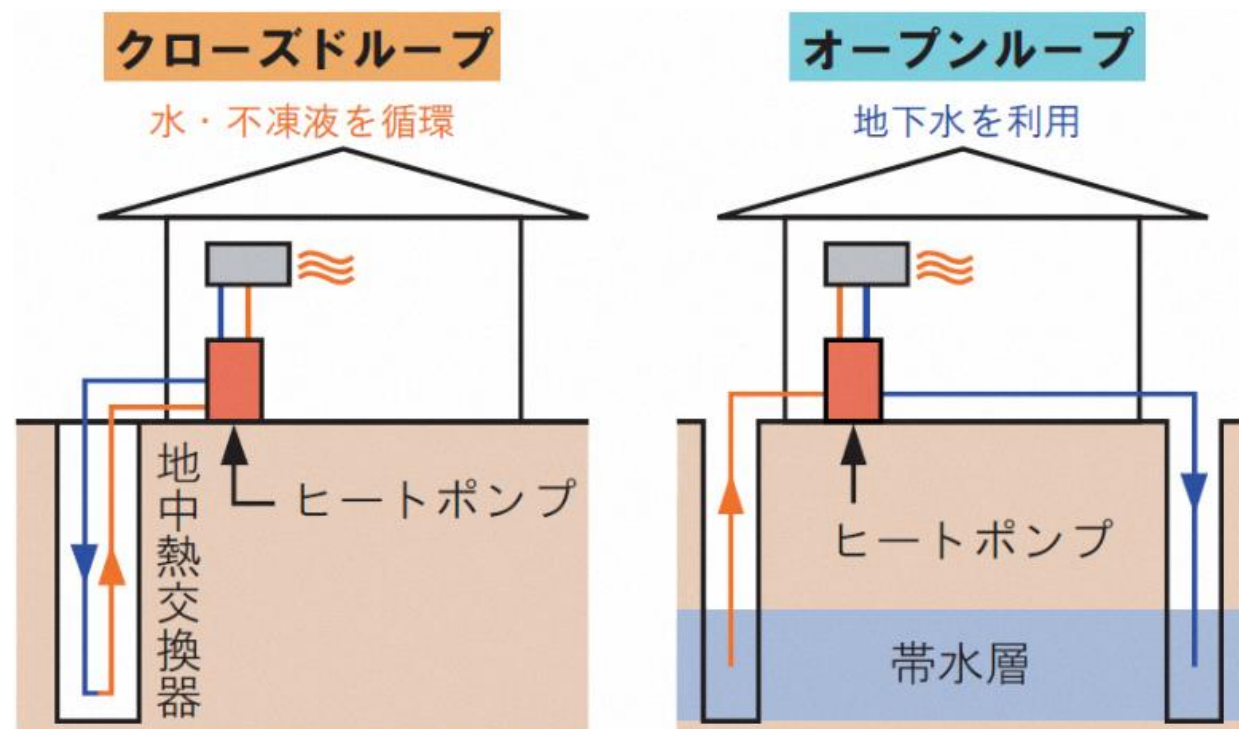
地下水利用地中熱ヒートポンプとは？

ヒートポンプの熱源として、空気熱の代わりに地下水を利用する方法を地下水利用地中熱ヒートポンプシステムといいます。

クローズドループ方式は、深度100m程度までの地中熱交換器に不凍液等を循環させ、ヒートポンプで熱交換させるもので、設置場所を問わないという特徴があります。

オープンループ方式では、井戸から揚水した地下水をヒートポンプで熱交換させるもので、水質が良く、地下水障害のおそれがない場合に適用できます。

本市では、地下水の有効利用として、市内の住宅または事業所における地下水利用地中熱ヒートポンプの設置を支援しています。



出典 環境省「地中熱利用システムパンフレット」

第2節 基本目標2 低炭素化

～身近なことから地球温暖化対策を進めるまちにします～

1 これまでの取り組みと今後の課題

本市では、「大垣市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」や「大垣市第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「大垣市新エネルギービジョン」を策定し、これらの計画に基づき地球温暖化防止のための様々な取り組みを進めてきました。

限りある資源やエネルギーを大切に利用していくため、関連計画と整合を図り、市民や事業者、行政の協働によって、省エネルギーの推進や新エネルギーの導入促進、また、次世代自動車の導入促進や公共交通機関の利用促進による自動車からの温室効果ガス排出量の削減などに継続して取り組む必要があります。

2 指標及び目標値

本分野における指標は、以下のとおりとし、計画の進行管理に用います。

〔指標及び目標値〕

指標	基準値	中間目標値	目標値
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
公共施設（浄化センター・市民病院除く）の温室効果ガス排出量 ^{※1}	19,279,608 kg-CO ₂	50%以上削減	80%以上削減
浄化センターの温室効果ガス排出量（エネルギー起源） ^{※1}	156.6 kg-CO ₂ /千m ³	原単位5.0%以上削減	原単位90%以上削減
市民病院の温室効果ガス排出量 ^{※1}	12.71 kg-CO ₂ /m ² h	原単位5.0%以上削減	原単位25%以上削減
協働分の温室効果ガス排出量 ^{※1} （クリーンセンターでの一般廃棄物の焼却及び浄化センターでの下水処理による排出量）	42,744,627 kg-CO ₂	5.0%以上削減	10%以上削減

※1の指標は、大垣市第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）と整合を図るため、基準年度及び中間年度が異なります。

指標	基準値	中間目標値	目標値
	2016年度 (平成28年度)	2022年度 (令和4年度)	2030年度 (令和12年度)
公用車の低炭素化率(低公害車率) ※2	48.3%	60.0%	100.0%

※2の指標は、大垣市第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）と整合を図るため、目標年度が異なります。

指標	基準値	中間目標値	目標値
	2016年度 (平成28年度)	2022年度 (令和4年度)	2027年度 (令和9年度)
省エネ設備等導入支援補助件数 (累計)	1,900件	2,140件	2,800件
太陽光パネル設置件数(累計)	5,785件	7,600件	10,600件
グリーンカーテン応募件数(累計)	65件	285件	665件

指標	基準値	中間目標値	目標値
	2018年度 (平成30年度)	2022年度 (令和4年度)	2024年度 (令和6年度)
自主運行バスの実車走行キロ当たりの輸送人員※3	0.93人	0.96人	0.97人

※3の指標は、大垣市公共交通網形成計画と整合を図るため、基準年度及び目標年度が異なります。

3 個別目標ごとの取り組み

(1) 地球温暖化対策

「大垣市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」や「大垣市第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、地球温暖化防止に配慮した暮らしや事業活動に取り組むまちづくりを進めます。

施策
<ul style="list-style-type: none"> ① 「大垣市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、地球温暖化対策を進めます。 ② クールビズなどの低炭素アクション（Fun to Share）を推進します。 ③ 「大垣市都市計画マスタープラン」などに基づき、集約型都市構造への転換を図り、日常的に徒歩や自転車等の利用できる市街地の形成を進めます。 ④ 代替フロン^①の適正管理・処分を徹底します。 ⑤ 「大垣市第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、公共施設における地球温暖化対策を進めます。

市民・事業者の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ① 「大垣市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、地球温暖化対策の活動に協力します。（市民、事業者） ② ぎふエコ宣言に参加するなど、地域で展開されている地球温暖化対策の活動に協力します。（市民、事業者） ③ クールビズやウォームビズを実践するなど冷暖房での適切な温度設定に努めます。（事業者） ④ フロン類は法令に基づき適切に管理・処理を行います。（事業者） ⑤ 家庭や事業所、地域などでの身近な緑化や「グリーンカーテン」づくりに取り組みます。（市民、事業者）

「グリーンカーテン」づくりに取り組んでみませんか？

「グリーンカーテン」とは、アサガオやゴーヤのようなつる性の植物で、日の当たる窓辺や壁面にカーテンを作るというもので、これにより熱エネルギーの遮断や葉の気孔からの水分蒸発により室内・壁面・地面等の温度上昇を抑える効果があるものです。

本市では、節電対策や地球温暖化防止対策を進める一環として、「グリーンカーテン」の普及を図るため、「おおがきグリーンカーテンコンテスト」を開催しています。

あなたも「グリーンカーテン」づくりに取り組んでみませんか？



グリーンカーテンコンテスト平成29年度最優秀賞（学校・事業所部門）

(2) 新エネルギーの導入

地域資源を生かした新エネルギーとして、太陽光発電やバイオマス発電、地下水利用地中熱ヒートポンプなどの導入を積極的に図り、エネルギーのクリーン化やエネルギー自給率向上を進めます。

施策

- ① 「大垣市新エネルギービジョン」に基づき、太陽光発電設備など再生可能エネルギーの導入を進めます。
- ② バイオマス発電を継続して実施していきます。
- ③ 消化ガス発電を継続して実施していきます。
- ④ 地域資源である豊富な地下水の有効利活用を促進します。(再掲)
- ⑤ 環境にやさしい電力の契約を進めます。
- ⑥ 公共施設における新エネルギー関連設備の導入を進めます。

市民・事業者の取り組み

- ① 住宅や事業所の新築・改築時には太陽光発電や地下水利用地中熱ヒートポンプなどの新エネルギーの導入を検討します。(市民、事業者)
- ② 市民発電所など、地域の再生可能エネルギーの導入の取り組みに協力します。(市民、事業者)
- ③ 電力の小売事業者を選ぶ際は、再生可能エネルギーなど環境に優しい電力を供給している事業者を優先して検討します。(市民、事業者)

消化ガス発電を開始しました！

大垣市浄化センターにおいて、「消化ガス発電施設」が完成し、平成29年6月より発電を開始しました。

この施設は、汚泥の消化工程から発生する消化ガス（メタンガス）を有効利用し、発電を行うとともに、コージェネレーションシステムにより発電で生じる熱を消化タンクの加温に利用し、環境負荷の軽減を図ります。

また、得られる電力については、再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用して売電し、浄化センターの維持管理費に充当します。

なお、下水処理場での燃料電池方式によるバイオガス発電導入は東海地方初となっています。



消化ガス発電施設（大垣市浄化センター）

(3) 省エネルギー対策

限りあるエネルギーを有効に利活用するため、あらゆる主体による省エネルギー活動を推進するとともに、最新の技術を取り入れた省エネ性能の高い設備機器の積極的な導入・転換を図ります。

施策
① 「大垣市新エネルギービジョン」に基づき、省エネ設備の導入を進めます。
② 省エネ型ライフスタイルやビジネススタイルの普及・啓発を行います。
③ 住宅等建物の低炭素化を進めます。
④ 公共施設における省エネ関連設備の導入を進めます。

市民・事業者の取り組み
① 照明や家電製品の電源オフなど、家庭や事業所での省エネ行動を進めます。(市民、事業者)
② エコカーや省エネ性能の高い製品を優先して選択します。(市民、事業者)
③ 消費エネルギーの見える化に取り組み、節電などを進めます。(市民、事業者)
④ 効率的なエネルギー利用システムの導入を進めます。(市民、事業者)
⑤ 断熱化などにより住宅や事業所など建物の省エネ化を進めます。(市民、事業者)

(4) 次世代自動車の普及

自動車からの二酸化炭素排出量を削減するため、電気自動車や燃料電池車などの環境性能に優れた次世代自動車の普及・促進を図るとともに、エコドライブやカーシェアリングの普及・啓発を進めます。

施策
① 電気自動車や燃料電池車など次世代自動車の普及・促進を図ります。
② 充電インフラの整備や、水素ステーションなどの調査・研究を進めます。
③ エコドライブやカーシェアリングの普及・啓発を進めます。
④ 公用車における次世代自動車の積極的な導入を進めます。

市民・事業者の取り組み
① 電気自動車や燃料電池車など次世代自動車の導入を検討します。(市民、事業者)
② アイドリングストップなど環境に配慮した運転を心がけます。(市民、事業者)
③ 自動車の空気圧やエンジンオイルなどの点検や整備を習慣化し、燃費の向上・維持に努めます。(市民、事業者)
④ カーシェアリングの活用を心がけます。(市民、事業者)

(5) 公共交通機関の充実

まち全体の観点から自動車からの二酸化炭素の排出削減を進めるため、自動車に依存せず移動できるよう、公共交通機関や自転車の利便性を高めるなどの取り組みを進めます。

施策
① 公共交通機関の維持・見直しを進め、利便性を高めます。
② 公共交通機関の利用を促進するための運行情報等の提供や発信を行います。
③ 自転車を利用しやすい環境整備を進めます。
④ 子どもや高齢者などが安心して利用できる道路環境の整備を進めます。

市民・事業者の取り組み
① 外出時や通勤時の公共交通機関や自転車の利用を進めます。(市民、事業者)
② ノーカーデーを進めます。(市民、事業者)
③ 子どもや高齢者などが安心して利用できるよう交通規制等に協力します。(市民、事業者)

第3節 基本目標3 自然共生

～自然とともにいきる快適なまちにします～

1 これまでの取り組みと今後の課題

本市の大気や水をはじめとする生活環境を良好な状態に保つため、環境監視を実施するとともに公害の未然防止などに関する取り組みを進めてきました。

また、豊かな自然環境に対しては、身近なみどりや生き物、景観の保全や森林の保全などの取り組みを進めてきました。

安心して快適な生活環境を保全するため、環境基準の達成や公害に関する苦情件数の削減への取り組みや市民へのわかりやすい情報提供などに取り組む必要があります。

また、豊かな自然環境を継承していくため、市民や事業者、行政の協働によるまちなかの緑化や、ホテルなどの貴重な生物の保護・育成とともに、市民が身近な自然と触れ合う機会づくりなどに継続して取り組む必要があります。

2 指標及び目標値

本分野における指標は、以下のとおりとし、計画の進行管理に用います。

〔指標及び目標値〕

指標	基準値	中間目標値	目標値
	2016年度 (平成28年度)	2022年度 (令和4年度)	2027年度 (令和9年度)
公共用水域（河川）の環境基準達成率（BOD）	100%	100%	100%
大気汚染環境基準達成率（SO ₂ 、SPM、NO ₂ 、O _x 、PM2.5）	85.7%	85.7%	85.7%
騒音の環境基準達成率（一般環境騒音、道路騒音、新幹線騒音）	75.0%	78.1%	81.3%
市民一人当たりの都市公園面積	6.0㎡	6.6㎡	7.0㎡
森林整備事業における間伐面積（市が実施する間伐面積）	50ha	50ha	50ha

3 個別目標ごとの取り組み

(1) 水質汚濁防止

生活排水や工場排水などによる河川の汚染を防ぎ、公共用水域の環境基準達成に向け、河川の水質調査を行うとともに、水質汚濁の防止に関する取り組みを進めます。

施策
<ul style="list-style-type: none"> ① 河川の水質状況を把握し、必要な水質浄化対策を進めます。 ② 公共下水道の普及促進と下水道事業計画区域外での合併処理浄化槽への転換の促進を図ります。 ③ 工場・事業場排水の監視の充実を図ります。 ④ ブルーリバー作戦など水を汚さないための生活の知恵の普及・啓発を進めます。

市民・事業者の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ① 家庭や事業所において下水道への切り替えや合併処理浄化槽への転換を進めます。 (市民、事業者) ② 河川などの水質異常を見かけた場合は、行政に情報提供します。(市民、事業者) ③ 工場排水の浄化設備等の監視体制を拡充し、自主的な監視体制の強化を図ります。 (事業者) ④ 水質浄化の技術開発や情報提供など、水質浄化に努めます。(事業者) ⑤ 炊事や洗濯、入浴など普段の生活において水を汚さない工夫を実践します。(市民) ⑥ 飲食店など水をよく使う事業所においては、水を汚さない工夫を行います。(事業者)

(2) 大気汚染・悪臭防止

工場や事業場などによる大気汚染や悪臭を防ぎ、大気環境基準達成に向け、大気調査を行うとともに、大気汚染や悪臭の固定発生源の対策を進めます。

施策

- ① 工場・事業場による大気汚染や悪臭防止対策を進めます。
- ② 公害防止協定対象外の工場・事業場の環境汚染対策を進めます。

市民・事業者の取り組み

- ① 大気汚染や悪臭に関心を深め、公害発生源への監視を進めます。(市民、事業者)
- ② ばい煙発生施設の適切な維持管理や悪臭防止対策を進め、排出基準値を遵守します。(事業者)
- ③ 良質な燃料への転換及び施設の適切な運転に努めます。(事業者)
- ④ 未規制物質に関する情報収集と自主的な環境対策を進めます。(事業者)

(3) 騒音・振動対策

自動車や事業場などからの騒音・振動を防ぎ、騒音の環境基準達成に向け、騒音・振動調査を行うとともに、騒音・振動の発生源への指導などの対策を進めます。

施策
① 自動車による騒音・振動対策を進めます。
② 工場・事業場による騒音・振動対策を進めます。

市民・事業者の取り組み
① 近隣に配慮し、騒音や振動を出さないようにします。(市民、事業者)
② 駐車場内でのアイドリングストップや低騒音タイヤの使用を進めます。(市民、事業者)
③ 大型トラックの中央線走行やエコドライブを進めます。(事業者)
④ 騒音・振動対策を進め、適正な施設管理を行います。(事業者)
⑤ 防音材・防振ゴムなどの導入や低騒音・低振動型の機器の導入を進めます。(事業者)

(4) 環境監視の充実

公害の発生を未然防止するため、公害防止協定事業場を中心に立入調査やパトロールによる監視を行うとともに、モニタリングシステムの整備を進めます。

施策

- ① 公害防止協定を見直し、より良い環境の創出に努めます。
- ② 環境リスクを軽減するため、地域との対話を心がけます。
- ③ 公害の発生源に対する監視体制の充実を図ります。
- ④ 大気環境の自動測定局などモニタリングシステムの整備を進めます。

市民・事業者の取り組み

- ① 環境モニターなど各種モニター制度に参加します。(市民)
- ② 公害防止協定の見直し・充実に協力します。(事業者)
- ③ 環境基準や法制度などを遵守します。(事業者)
- ④ 独自の管理・監視体制を拡充します。(事業者)

(5) 緑化推進

平成16年度に宣言した「心やすらぐ緑の都市」を目指して、みどりの質の向上に重点を置いたみどりの保全や創出などを進めます。

施策
① 公共施設や民有地の多様な緑化を進めます。
② 各地区に偏りがないよう、バランス良い公園緑地の配置に努めます。
③ 緑保全地区や保存樹木の指定（市条例）を進め、社寺林や屋敷林など民間緑地の保全を図ります。
④ 指定天然記念物（樹木等）所有者の行う保護事業に対し、支援を行います。

市民・事業者の取り組み
① 家庭や事業所、地域などでの身近な緑化に取り組みます。（市民、事業者）
② 家庭や事業所での「グリーンカーテン」づくりに取り組みます。（市民、事業者）
③ 敷地内の緑地を創出・保全します。（市民、事業者）

市民団体による緑化活動が行われています！

本市では、市民団体による緑化活動が行われ、季節の花々や自然に親しむイベントが開催されています。

新緑あざやかなゴールデンウィークの期間中、大垣公園では「花と緑のふれあい展」、赤坂スポーツ公園では「赤坂東藤まつり」が開催されるなどしています。



花と緑のふれあい展



赤坂東藤まつり

(6) 生物多様性の保全

水辺の自然や輪中堤、里地里山、森林を生かし、ホタルなどの貴重な生物の保護・育成や水辺の生態系の保全などを進めるとともに、市民参加型の調査などを実施し、生物多様性の普及・啓発を進めます。

施策
① ホタルなどの貴重な生物の保護・育成を進めるとともに、生息地の環境整備を進めます。
② 河川や農業用水路も含めた水辺の生態系の向上や保全・回復に努めます。
③ 動植物の移動や交流の場となる森林・里地里山や河川・輪中堤などの緑のネットワークの保全に努めます。
④ 学校ビオトープなどを活用し、自然とのふれあいの機会を増やします。
⑤ 市民参加型自然環境調査を推進し、生物とふれあう機会を増やします。
⑥ 生態系に悪影響を及ぼす外来生物の駆除に努めます。

市民・事業者の取り組み
① 身近な自然を大切にし、希少な野生生物を採取しないようにします。(市民)
② 地域の生態系に配慮し、外来生物の取り扱いに十分注意します。(市民)
③ 事業活動による自然環境への負荷の低減に努め、開発行為によって自然環境が損なわれないように配慮します。(事業者)
④ 市民参加型自然環境調査などに参加し、生物とふれあいます。(市民)

市民参加型自然環境調査を実施しています！

本市では、環境教育の一環として、親子を対象に身近に棲む生き物にふれあい、その生態を学んでもらうため、平成25年度から市民参加型の自然環境調査を実施しています。



市民参加型自然環境調査

(7) 森林の保全・活用

本市の貴重な資源である森林を利活用するため、再生事業における間伐などにより、その多面的機能の向上に関する取り組みを進めます。

施策
① 県産材の有効活用を進めます。
② 豊かな森林を形成するために必要な間伐等森林整備を進めます。

市民・事業者の取り組み
① 家庭や事業所の新築・改築時などには、県産材を利用します。(市民、事業者)
② 県産材を使用した製品の優先購入に努めます。(市民、事業者)

第4節 基本目標4 資源循環

～限りある資源を大切にすまちにします～

1 これまでの取り組みと今後の課題

本市では「大垣市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、家庭系ごみ及び事業系ごみの減量や資源分別回収の啓発、生ごみ・剪定枝葉などの堆肥化の推進やリサイクル活動などの取り組みを進めてきました。

環境美化については、環境ボランティアの支援やクリーン作戦の推進、不法投棄の防止対策、美しいまちづくり条例の普及・啓発などの取り組みを進めてきました。

限りある資源を大切に利用していくため、引き続きごみの減量と資源化を進めるとともに、美しいまちづくりに向けた環境美化活動などを、市民や事業者、行政の協働によって継続して取り組む必要があります。

2 指標及び目標値

本分野における指標は、以下のとおりとし、計画の進行管理に用います。

〔指標及び目標値〕

指標	基準値	中間目標値	目標値
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
一人一日当たりごみ総排出量 ^{※1}	919 g	849 g	833 g
ごみの最終処分量 ^{※1}	2,579 t	2,291 t	2,326 t

※1の指標は、大垣市一般廃棄物処理基本計画と整合を図るため、基準年度及び目標年度が異なります。

指標	基準値	中間目標値	目標値
	2016年度 (平成28年度)	2022年度 (令和4年度)	2027年度 (令和9年度)
アダプト制度登録団体数	44団体	49団体	54団体

3 個別目標ごとの取り組み

(1) ごみの減量・資源化

循環型社会の構築に向け、市民や事業者、行政の協働によって家庭系ごみ、事業系ごみの減量及び資源化に向けた取り組みを進めます。

施策
<ul style="list-style-type: none"> ① 家庭系ごみ減量に向けた情報提供などの普及・啓発を進めます。 ② 家庭系ごみの減量・資源化の指導を進めます。 ③ 事業系ごみの減量・資源化の指導を進めます。 ④ 新たな資源化品目の検討・拡大を進めます。 ⑤ ごみ分別の徹底と資源分別回収を進め、資源化率の向上を図ります。 ⑥ 再利用・資源化に関する情報提供を行い、リサイクル活動を進めます。 ⑦ 生ごみ、剪定枝葉、畜産系の糞など堆肥化・減量化を進めます。 ⑧ 食品廃棄物の低減に努めます。

市民・事業者の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ① マイバグの持参や過剰包装を断るなどの取り組みを進めます。(市民) ② レジ袋の有料化を進めます。(事業者) ③ 詰め替え商品の購入や使い捨て商品の使用を控えるなどの取り組みを進めます。(市民) ④ ごみ分別への理解を深め、分別の徹底を進めます。(市民) ⑤ 牛乳パックや食品トレイの店頭回収に協力します。(市民、事業者) ⑥ リサイクル品を利用し、フリーマーケットやリサイクルショップを活用します。(市民) ⑦ ごみ減量・リサイクルに適した商品・再生品の開発とともに、表示を徹底します。(事業者) ⑧ 容器のリターナブル化やデポジット制など、消費者が利用しやすい制度を検討します。(事業者) ⑨ 運搬や梱包資材の省資源化・再使用の促進など、事業所用ごみ減量アクションプログラムの取り組みを進めます。(事業者)

市民・事業者の取り組み

- ⑩ 解体・組み立ての簡易性、素材種類の削減など、修理や再利用・リサイクル時の効率を考慮した設計や開発を検討します。(事業者)
- ⑪ ゼロエミッションに取り組みます。(事業者)
- ⑫ 他産業や他事業所との連携で再生資源や再生品の活用を図ります。(事業者)
- ⑬ 生ごみや剪定枝葉などの堆肥化・減量化に努めます。(市民)
- ⑭ 畜産系の糞などの堆肥化を進めます。(事業者)
- ⑮ 調理方法やメニューの工夫により、生ごみや食べ残しの減量に努めます。(市民、事業者)
- ⑯ 3010 (さんまるいちまる) 運動などの食べきり運動に協力します。(市民、事業者)

(2) 環境美化

清潔で美しいまちづくりを推進するため、環境ボランティアの支援やクリーン作戦の推進、不法投棄の防止に向けた取り組みを進めます。

施策
① 「環境ボランティア」や「クリーン作戦」の拡充・支援などにより環境美化活動の促進を図ります。
② 美しいまちづくり条例の周知とアダプト制度の拡充を図ります。
③ 不法投棄対策を進めます。

市民・事業者の取り組み
① 環境ボランティアへの理解を深め、環境美化活動に参加します。(市民、事業者)
② アダプト制度に登録し、地域の美化活動などに協力します。(市民、事業者)
③ 不法投棄パトロールなど、不法投棄対策に協力します。(市民、事業者)

河川クリーン作戦に参加してみませんか？

本市では、流域住民のボランティアによる河川一斉清掃を行っています。
ゴミを拾うという行為を通して、多くの人にゴミを捨てない心を育んでもらいたいという願いを込めて開催しています。
ゴミを出さない、持ち帰る、皆さんの行動がきれいな水辺の出発点です。
あなたも河川クリーン作戦に参加してみませんか？



河川クリーン作戦

(3) 食の地産地消

「大垣市農業ビジョン」に基づき、安全で環境負荷の少ない農業を推進し、食の地産地消に向けた取り組みや市街地内農地の保全活用などの取り組みを進めます。

施策
① 直売所・朝市など地域の農産物を地域で消費する地産地消スタイルを進めます。
② 環境にやさしいぎふクリーン農業を進めます。
③ 耕作放棄地の発生防止及び解消を進めます。
④ 市街地内農地の保全・活用を図り、身近な農業を進めます。

市民・事業者の取り組み
① 芭蕉元禄朝市や各地域で開催する朝市で地元野菜を購入するなど、食の地産地消に取り組めます。(市民)
② 社員食堂に地元野菜を利用するなど、食の地産地消に取り組めます。(事業者)
③ 環境保全型農業やぎふクリーン農業を実施します。(市民、事業者)

大垣産のとれたて新鮮野菜がいっぱいです！

「地産地消」とは、暮らす土地において生産されたものを、その土地で消費することです。

現在、この地産地消の考え方に注目が集まり、その役割を再認識されているのが「朝市」です。

大垣の朝市は市内各所で開かれ、どの朝市会場も朝どれの新鮮野菜と生産者の笑顔が店頭並び、多くの人が集まり、にぎわっています。

笑顔あふれる朝市に、ご家族お揃いで出かけてみてはいかがでしょうか？



地元の新鮮野菜が並ぶ朝市

第5節 基本目標5 協働・連携

～一人ひとりの環境活動の広がるまちにします～

1 これまでの取り組みと今後の課題

本市では、あらゆる主体による環境活動を進めるために、環境情報の収集・発信や環境学習・環境教育の推進、人材育成や環境活動への支援など、環境について知り、学び、行動するための取り組みを進めてきました。

今後よりいっそう市民や事業者、行政が連携し、協働で環境活動に取り組むために、様々な機会を利用した情報発信や学びの機会づくり、日々の環境行動や地域の環境活動に参加しやすい仕組みづくり、環境活動の中心となる環境リーダーや環境ボランティアなどの人材育成、活動への支援などに継続して取り組む必要があります。

2 指標及び目標値

本分野における指標は、以下のとおりとし、計画の進行管理に用います。

〔指標及び目標値〕

指標	基準値	中間目標値	目標値
	2016年度 (平成28年度)	2022年度 (令和4年度)	2027年度 (令和9年度)
環境学習会・出前講座開催数	328回	355回	375回
環境イベントの開催数	10回	11回	12回
環境リーダーの育成	99人	125人	150人
市民環境賞応募募数(累計)	6件	40件	75件
環境美化活動参加者数	18,501人	18,600人	18,700人

3 個別目標ごとの取り組み

(1) 環境教育・環境学習

市民、事業者や子どもから高齢者まで、様々な立場で環境について学べる仕組みと機会づくり及び身近な自然環境などの地域資源を生かした環境教育を進めます。

施策

- ① 市民の環境学習の充実を図ります。
- ② 幼保園・保育園・幼稚園などにおいて、自然とふれあう機会の創出に努めます。
- ③ 小・中・高等学校における地域の資源を活用した体験型の環境教育を進めます。
- ④ エコステージおおがきなどの環境学習拠点の充実を図ります。

市民・事業者の取り組み

- ① 知識や体験などを生かして学校などが行う環境教育に協力します。(市民、事業者)
- ② 体験型環境教育に参加したり、支援したりします。(市民、事業者)
- ③ 事業所が所有する場所や知識を環境教育に提供します。(事業者)
- ④ 市民環境講座などを受講し、環境学習に取り組みます。(市民)
- ⑤ 出前講座を活用し、事業所内の環境学習を進めます。(事業者)

夏休みの「水と緑の探検隊」

本市では、次世代を担う子どもが人と環境との関わりについての体験を積み重ねながら、環境を大切にすることを育んでいくことを目指し、「水と緑の探検隊」を毎年夏休みに開催しています。



水と緑の探検隊

(2) 環境情報

あらゆる主体による自発的な環境活動を推進するため、環境情報の収集・発信の活性化に向けた取り組みを進めます。

施策
① インターネットや広報などを活用し、環境情報の収集・発信を進めます。

- | |
|-------------------------------------|
| ① インターネットや広報などを活用し、環境情報の収集・発信を進めます。 |
|-------------------------------------|

市民・事業者の取り組み
① 環境情報の収集や市民の交流活動に参加します。(市民)
② インターネットなどを利用して、環境情報の公開を進めます。(事業者)

- | |
|-------------------------------------|
| ① 環境情報の収集や市民の交流活動に参加します。(市民) |
| ② インターネットなどを利用して、環境情報の公開を進めます。(事業者) |

(3) 環境イベント

環境に対する意識啓発を進めるとともに、あらゆる主体で意識を共有するため、環境フォーラムなどの環境関連イベントの開催などの取り組みを進めます。

施策
① 環境月間でのイベントの開催などによる関連行事を定例化します。 ② 環境フォーラムなど環境関連イベントへの参加を呼びかけ、市民や事業者の環境意識の高揚を図ります。

市民・事業者の取り組み
① 環境フォーラムなどの環境イベントに参加・協力し、環境意識・行動を共有します。 (市民、事業者) ② 環境に関するイベントに参加し、事業所内の環境意識・行動の共有を図ります。(事業者)

環境市民フェスティバルにおける次世代自動車の乗車体験

(4) 環境行動

家庭や事業所における日常的な環境行動を広げるため、環境家計簿や環境にやさしい買い物（グリーン購入）の普及を行うとともに、事業所の環境配慮活動への支援を進めます。

施策
① 環境家計簿への取り組みや環境にやさしい買い物（グリーン購入）の普及を進めます。 ② ISO14001などの環境管理システムの導入を進め、環境に配慮した事業所の拡充を図ります。

市民・事業者の取り組み
① 環境家計簿に取り組みます。（市民） ② グリーン購入に取り組みます。（市民、事業者） ③ 環境会計の導入を検討します。（事業者） ④ ISO14001やエコアクション21など環境マネジメントシステムの導入を進め、E工場などの環境配慮事業所を拡充します。（事業者）

(5) 行動支援

地域の環境保全に貢献した活動などを行っている市民や事業者を支援するため、優遇措置の拡充や顕彰などの体制づくりを進めます。

施策
① 環境行動や地域の環境活動団体に対する支援・優遇措置などの拡充を図ります。
② 環境行動を評価し、見直し継続していく体制づくりを進めます。

(6) 市民協働

協働によるよりよい環境づくりを推進するため、大垣市環境市民会議など市民や事業者、行政のパートナーシップによる組織や活動及び自治会等の地域の環境活動を支援します。

施策
① 市民や事業者、行政のパートナーシップによる組織や活動を支援します。
② 自治会等が実施する環境活動を支援します。

市民・事業者の取り組み
① 地域資源の保全・創出など地域での環境活動に参加します。(市民、事業者)

(7) 人材育成

環境行動を支える人材を支援・育成するため、大垣市環境市民会議などと連携した取り組みを進めるとともに、市域を超えた環境ネットワークづくりを進めます。

施策
① 大垣市環境市民会議などと連携し、環境リーダーや環境ボランティアの支援・育成を進めます。
② 市域を越えた広域的な環境ネットワークづくりを進めます。

市民・事業者の取り組み
① 環境ボランティアや環境リーダーの養成講座などに参加します。(市民)
② 環境リーダー養成講座などへの参加や自ら開催を行うことで、事業所内の人材育成に取り組みます。(事業者)
③ 長良川流域環境ネットワークなど市域を越えた活動に参加・協力します。(市民)

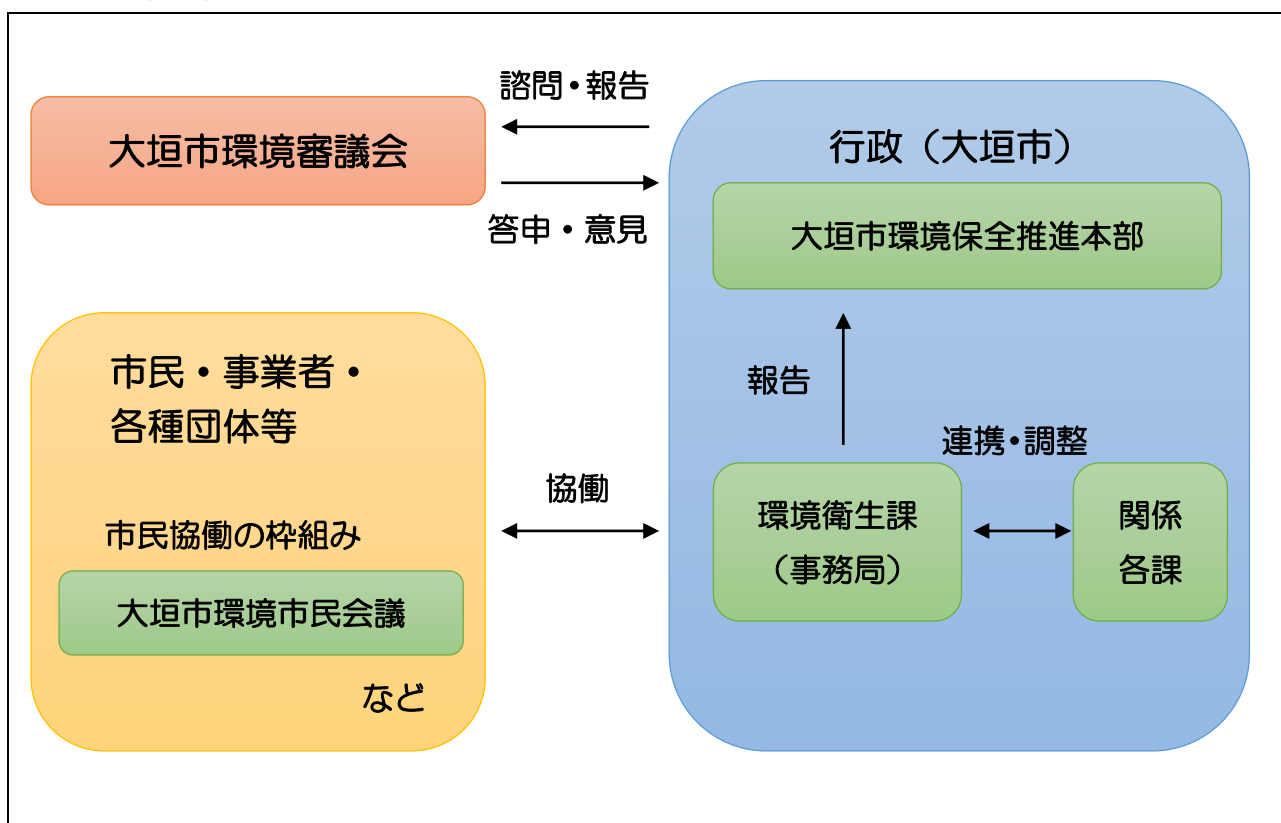
第5章 計画の推進体制と進行管理

第1節 推進体制

本計画を推進するには、行政はもとより市民や事業者、各種団体等との協働が欠かせません。

本計画に掲げた各種の取り組みを協働して実践していくとともに、大垣市環境審議会から必要な助言を受けながら、随時取り組み内容を見直しながら推進することとします。

〔計画の推進体制〕



1 大垣市

市が率先して環境課題に対する先進的取り組みを進めるとともに、市民や事業者が自ら行う取り組みに対して、各種施策により支援します。

また、市の内部組織である「大垣市環境保全推進本部」において、関係各課との調整を図り、各種施策の進捗状況をチェックします。

2 大垣市環境審議会

本計画に基づく取り組みの進捗状況の報告を受け、専門的立場から必要な助言を行います。

3 市民・事業者・各種団体等

自らの生活や事業活動、団体活動の中で環境活動に取り組みます。

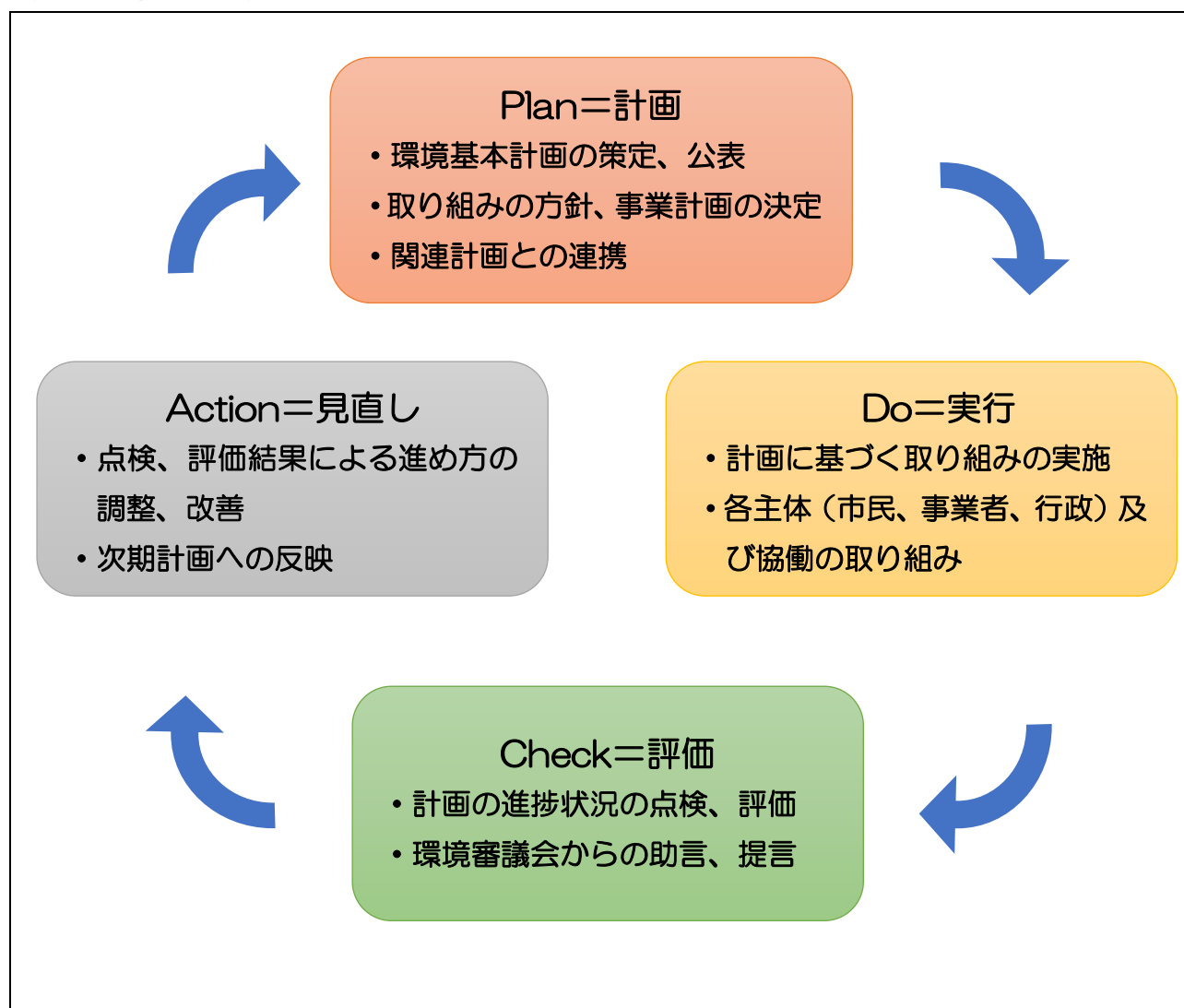
第2節 進行管理

各種施策を実施していくにあたり、効果的に進めるためには、各種施策の進捗状況や目標達成状況を把握し改善へとつなげていく必要があります。

そのため、PDCAサイクル「計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）」の考え方に基づく進行管理を行い、社会経済情勢や施策の進捗状況に応じて継続的に計画を改善することで、望ましい環境像の実現を目指します。

また、取り組みの成果や目標及び指標の達成状況については、「大垣市の環境（年次環境報告書）」などを通じて公表します。

〔計画の推進管理〕



〔進行管理のための指標及び目標値一覧〕

基本 目標	指標名	基準値	中間目標値	目標値
		2016年度 (平成28年度)	2022年度 (令和4年度)	2027年度 (令和9年度)
1 豊富な地下水	地下水位	各観測井実績値	現状維持	現状維持
	地下水利活用施設（公共施設）	5施設	6施設	増加
	市の魚ハリヨの啓発事業実施回数	7回	10回	増加
	地下水の環境基準達成率	100%	100%	100%
2 低炭素化	公共施設（浄化センター・市民病院除く）の温室効果ガス排出量 ^{※1}	19,279,608 kg-CO ₂ (2019年度)	50%以上削減 (2025年度)	80%以上削減 (2030年度)
	浄化センターの温室効果ガス排出量（エネルギー起源） ^{※1}	156.6 kg-CO ₂ /千m ³ (2019年度)	原単位5.0%以上削減 (2025年度)	原単位90%以上削減 (2030年度)
	市民病院の温室効果ガス排出量 ^{※1}	12.71 kg-CO ₂ /m ² h (2019年度)	原単位5.0%以上削減 (2025年度)	原単位25%以上削減 (2030年度)
	協働分の温室効果ガス排出量 ^{※1}	42,744,627 kg-CO ₂ (2019年度)	5.0%以上削減 (2025年度)	10%以上削減 (2030年度)
	公用車の低炭素化率（低公害車率） ^{※2}	48.3%	60.0%	100.0% (2030年度)
	省エネ設備等導入支援補助件数（累計）	1,900件	2,140件	2,800件
	太陽光パネル設置件数（累計）	5,785件	7,600件	10,600件
	グリーンカーテン応募件数（累計）	65件	285件	665件
	自主運行バスの実車走行キロ当たりの輸送人員 ^{※3}	0.93人 (2018年度)	0.96人 (2022年度)	0.97人 (2024年度)

基本 目標	指標名	基準値	中間目標値	目標値
		2016年度 (平成28年度)	2022年度 (令和4年度)	2027年度 (令和9年度)
3 自然 共生	公共用水域(河川)の環境 基準達成率(BOD)	100.0%	100.0%	100.0%
	大気汚染環境基準達成率 (SO ₂ 、SPM、NO ₂ 、O _x 、PM2.5)	85.7%	85.7%	85.7%
	騒音の環境基準達成率 (一般環境騒音、道路騒 音、新幹線騒音)	75.0%	78.1%	81.3%
	市民一人当たりの都市公 園面積	6.0m ²	6.6m ²	7.0m ²
	森林整備事業における間 伐面積(市が実施する間 伐面積)	50ha	50ha	50ha
4 資源 循環	一人一日当たりごみ総排 出量 ^{※4}	919 g (2019年度)	849 g (2025年度)	833 g (2030年度)
	ごみの最終処分量 ^{※4}	2,579 t (2019年度)	2,291 t (2025年度)	2,326 t (2030年度)
	アダプト制度登録団体数	44団体	49団体	54団体
5 協 働・ 連携	環境学習会・出前講座開 催数	328回	355回	375回
	環境イベントの開催数	10回	11回	12回
	環境リーダーの育成	99人	125人	150人
	市民環境賞応募募数(累計)	6件	40件	75件
	環境美化活動参加者数	18,501人	18,600人	18,700人

※1の指標は、大垣市第4次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)と整合を図るため、基準年度及び目標年度が異なります。

※2の指標は、大垣市第4次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)と整合を図るため、目標年度が異なります。

※3の指標は、大垣市地域公共交通網形成計画と整合を図るため、基準年度及び目標年度が異なります。

※4の指標は、大垣市一般廃棄物処理基本計画と整合を図るため、基準年度及び目標年度が異なります。

資 料

1 用語解説

用語	解説
(1) 英数字	
3010(さんまるいちまる)運動	3010運動は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き10分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するもの。
4 R	ごみを減らすための環境行動を表す言葉で、Refuse(リフューズ: 断る)、Reduce(リデュース: 減らす)、Reuse(リユース: 再利用する)、Recycle(リサイクル: 再生する)の頭文字をとったもの。
BOD (生物化学的酸素要求量)	河川水などの有機物による汚濁の程度を示すもの。水中に含まれている有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量(mg/l)をいう。この値が大きい程、汚れが大きいことを示している。
E工場	公害防止対策及び化学物質の適正管理をはじめ、廃棄物やリサイクル対策、地球環境保全対策、緑化への取り組みおよび地域の環境保全活動への協力・支援など、一定の要件に適合している事業所を「環境配慮事業所(E工場)」として登録する岐阜県の制度。
F u n t o S h a r e	地球温暖化対策の最新の知恵をみんなで楽しくシェアしながら、低炭素社会をつくっていこうとするもの。
HEMS	コンピュータ制御により、家庭内のエネルギーを管理するシステム(ホーム・エネルギーマネジメントシステム)。
I S O14000シリーズ	事業者が環境問題に取り組むため、体系的な管理方法を国際規格化(I S O)したもの。I S Oは国際標準化機構の英語略(International Organization for Standardization)。
P D C Aサイクル	環境マネジメントシステムの規格であるI S O14001の基本的な構造を指します。Plan(方針・計画)、Do(実施)、Check(点検)、Act(是正・見直し)というプロセスを繰り返し、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していこうというもの。

用語	解説
PM2.5	大気を漂う粒子状の物質で、大きさ（粒径）が2.5 μ m（1 μ mは1,000分の1mm）以下のもの。吸い込むと肺の奥まで入りやすく、肺がんやぜんそくを引き起こす危険性がある。
PRTR制度	Pollutant Release and Transfer Registerの略称で、わが国では化学物質排出移動量届出制度と呼ばれている。PRTRは有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。
SDGs	国連の「持続可能な開発サミット」（2015年9月）で採択された17のゴールと169のターゲットからなる開発目標。それまでの開発目標には含まれていなかった平和や暴力等の課題、格差の拡大や環境問題等にも取り組む包括的なもの。各目標は密接に関連しており、経済、社会、環境の3つの側面のバランスのとれた、持続可能な開発を目指している。
V2H	住宅と次世代自動車の相互間の電力融通に関する充給電設備。
(2) あ行	
アダプト制度	道路や公園等の公共区域について、市民や企業等が自発的なボランティア活動を行い、行政は清掃用具の提供等の支援を行うことで、市と市民が協力して美しい生活環境を創り出す取り組み。
エコアクション21	「エコアクション21」は、すべての事業者の方が、環境に配慮した取り組みを効果的・効率的に行えるように、環境ISOよりも低コストで、かつ、手間のかからない管理体制で導入することができる環境省が策定したガイドラインに基づく認証・登録制度。
エコステージおおがき	大垣市環境市民会議・事務局の名称。大垣市環境市民会議は市民・事業者・行政の協働組織で、環境情報発信・環境改善啓発活動・環境教育支援などを行っている。
エコドライブ	急発進や急加速、空ぶかしなどを避けるなど燃料の少ない運転を心がけることや、燃費のよい自動車の選択、相乗りの習慣など、省エネルギーと排気ガス減少に役立つ運転のこと。
エコワット	家電製品の消費電力を確認することができる簡易型電力量表示器の名称。この簡易型電力量表示器を家庭のコンセントと家電製品の間セットすると、家電製品にかかる電力や電気料金が表示される。

用語	解説
温室効果ガス	<p>太陽からの入射エネルギーは通すものの、地球から放射されるエネルギーは遮る性質を持つ気体。これらが多くなると地球にエネルギーがたまり、大気が暖められて地球全体の気温が上昇していく。</p> <p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」では二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、フロン類（ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃））が規定されている。</p>
(3) か行	
カーシェアリング	<p>1台の自動車を複数の会員が共同で利用する新しい利用形態のこと。利用時間に応じて料金を支払うことができる経済的なシステム。カーシェアリングをはじめると、車を必要な時だけ使うようになり、1世帯当たりの年間自動車総走行距離が平均約4割減少するといわれている。</p>
かがやき出前講座	<p>大垣市民の皆さんのご要望に応じて、お近くの集会所などに出向いて行う生涯学習講座の名称。かがやき出前講座には、「行政講師編」と「市民講師編」がある。「行政講師編」では、市職員が市の取り組みや暮らしに役立つ知識・情報をご紹介し、「市民講師編」では、市民講師が知識や経験、特技や趣味を生かした講義や指導を行う。</p>
合併処理浄化槽	<p>生活雑排水とし尿を合わせて処理する浄化槽のこと。単独処理浄化槽では、し尿だけしか処理できない。公共用水域に流れ込む汚れの量は、単独処理浄化槽と比べ8分の1に減少させる性能があり、下水道終末処理施設と同程度の処理水が望める。</p>
家庭用燃料電池(エネファーム)	<p>ガスを使って発電する家庭用燃料電池。原理としては、都市ガス・LPガスから取り出した水素と、空気中の酸素を電気化学反応させて発電し、このときに発生する排熱を使ってお湯を沸かし、タンクに貯めて給湯にも利用する。</p>
カワゲラウオッチング	<p>河川には様々な水生生物が生息しており、どのような水生生物が生息しているかを調べることによって、その河川の水質の程度を調べる調査。調査の体験を通じて水質の保全及び浄化の重要性を認識してもらうことを目的としている。岐阜県ではきれいな水に棲む代表的な生物であるカワゲラを見つけるという趣旨からこの名称を使用している。</p>

用語	解説
環境会計	企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取り組みを効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し伝達する仕組み。
環境家計簿	家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿。環境家計簿は、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動につながるとともに、他の環境問題の解決にも貢献し、なおかつ家計の節約にも結びつけることを目的としている。
環境基準	大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に関する環境上の条件について、人の健康を保護し生活環境を保全する上で、維持することが望ましい基準を行政の目標として定めたもの。
ぎふエコ宣言	岐阜県が参加を呼びかける、地球温暖化防止に関する宣言の総称です。個々の宣言には、マイカー使用自粛宣言／環境にやさしいはし・マイはし使用宣言／マイバッグ使用宣言／マイカップ使用宣言／マイボトル使用宣言／エコドライブ宣言／クールビズ・ウォームビズ宣言／エコ水宣言／省電力宣言／ゴミなし宣言がある。
ぎふクリーン農業	有機物などを有効に活用した土づくり並びに環境への負荷の大きい化学肥料、化学合成農薬等の効率的な使用と節減を基本とし、生産性と調和できる幅広く実践可能な環境にやさしい農業の総称です。化学肥料（窒素成分）及び化学合成農薬の使用量を従来の栽培と比べていずれも30%以上削減した栽培を「ぎふクリーン農業」とし、取り組みを進めている。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、まず必要性をよく考え、環境を考えて作られたものや長く大切に使えるもの、使い終えたらゴミが少なくなるものなどを選んで購入すること。
クルクルワールド	ごみ減量とリサイクル意識の高揚を目的に、大型ごみや燃えないごみとして排出された「不要なもの」から、ほんの少しの手間とアイデアで「有用なもの」にして提供する場所。また、さまざまなリサイクルの情報を発信・キャッチしながら循環型社会の紹介や、リサイクル活動を体験・勉強することで、市民参加型のリサイクル事業の発信基地となる場でもある。

用語	解説
公害防止協定	地方公共団体と企業の間で、公害の防止等を目的として締結される協定を指す。大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の公害全般の未然防止対策の有効な手段とされている。
光化学オキシダント	自動車や工場などが排出した炭化水素や窒素酸化物などの大気汚染物質が、太陽の紫外線により光化学反応を起こし、二次的に生成される酸化性物質で、いわゆる光化学スモッグの原因物質とされる。目のチカチカや喉の痛み、植物への被害などの影響をもたらす。
(4) さ行	
再生可能エネルギー	エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもので、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）」では、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。
里地里山	奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念を指す。
さわやかみまもり Eye	地域における犯罪を防止するためにいつでも誰でも気軽に参加できる大垣市のパトロール活動。地域で防犯活動を行うグループの人から、趣味や健康のため散歩やジョギングを楽しんでいる人まで幅広く募集している。「さわやかみまもりEye」のEye(アイ)とは英語のアイ(目)、あいさつのアイ、愛情のアイ、助け合いのアイをあらわしている。
自主運行バス	廃止路線の代替や生活交通の確保のため、市が事業者に委託して運行するバス。
次世代自動車	現在普及している自動車に比べて燃料消費量や温室効果ガス排出量が非常に少ない自動車であり、運輸部門からの温室効果ガスの排出を抑制するため今後普及が期待される自動車。ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車などを指す。

用語	解説
食品ロス	まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。小売店での売れ残りや返品、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し、食材の余りなどが主な原因となっている。
新エネルギー	太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーのうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO ₂ ）の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。具体的には「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されている。
水素ステーション	燃料電池自動車（FCV）に水素を供給するためのステーション。
生物多様性	地球上のあらゆる生物種の多様さを意味しており、(1)生物種の数が多いという「種間の多様性」、(2)同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質がことなるという「種内の多様性（遺伝子の多様性）」、(3)これら生物とその生息環境からなる生態系（ある地域内に生息する生物群とその生活に関係のある物理的環境とを総合して一体としたもの）が多様であるという「生態系の多様性」という3つのレベルの多様性を含んでいる。
ゼロエミッション	1994年に国連大学が提唱した「ゼロ・エミッション研究構想」のなかで示された概念で、人間の活動から発生する排出物を限りなくゼロにすることを目指しながら最大限の資源活用を図り、持続可能な経済活動や生産活動を展開する理念と手法。
(5) た行	
ダイオキシン類	炭素と塩素を含む有機化学物質の一種で、合わせて数百種類からなる化学物質群の総称。2,3,7,8-TCDD（2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラジオキシン）の毒性が最も高く、慢性毒性では皮膚炎、肝臓障害、奇形児やガン発生が懸念される。ごみ焼却場において廃棄物中の塩化ビニル樹脂や有機塩素製品などを燃やしたときに生成されることが確認されている。毒性が種類によって異なるため、量を表す際には、最も毒性の強い種類に換算した「TEQ」という単位が用いられる。

用語	解説
代替フロン	<p>オゾン層破壊物質としてモントリオール議定書で削減対象とされた「特定フロン」(クロロフルオロカーボン、CFC)を代替するために開発された物質のことで、水素原子を含むハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)などがある。</p> <p>CFCは安定な物質で、冷蔵庫・冷凍庫の冷媒や断熱材の発泡剤として用いられてきたが、大気中に放出されると成層圏まで上昇し、紫外線で分解され、オゾンと反応してオゾン層を破壊すると考えられることから、国際的に生産規制などが行われている。</p>
大腸菌群数	<p>水中に含まれる大腸菌群の数をいい、人や家畜の体内の大腸菌がし尿に混入して流れ込むのが主な原因で、検出される菌の有無や量から、汚染の程度が判断される。</p>
ダンボールコンポスト	<p>身近なダンボールを利用したコンポスト。ピートモス、もみ殻くん炭を使用し微生物の働きにより生ごみを分解し堆肥化する。</p>
地下水利用地中熱ヒートポンプ	<p>地表と地中の温度差を熱エネルギーに変換し、冷暖房や道路の融雪に利用する装置の中で、地下水を利用して熱交換を行う方式をとる装置を指す。</p>
(6) は行	
バイオマス発電	<p>バイオマスとは、動植物などから生まれた生物資源の総称。バイオマス発電では、この生物資源を「直接燃焼」したり「ガス化」するなどして発電する。</p>
パリ協定	<p>気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択された、地球温暖化対策に関する2020年以降の新たな国際枠組み。すべての加盟国が自国の削減目標を掲げ実行するとともに、5年ごとにその目標をさらに高めることなどが合意された。</p>
ブルーリバー作戦	<p>岐阜県や大垣市が行っている川の汚れを減らす運動の名称。水を汚さない10のポイントなどを守り、環境にやさしい生活を心がけるもの。</p>
(7) ま行	
緑のネットワーク	<p>公園緑地のレクリエーション利用を向上させるため、また、生物の移動と生息空間を守るために、河川、緑道、幹線道路の緑化などの線状の水と緑により、公園緑地などを網状に結ぶエコロジカル・ネットワークのこと。</p>

用語	解説
(7) ら行	
ライトダウンキャンペーン	環境省が2003年より実施しているキャンペーンの名称で、地球温暖化防止のため、ライトアップ施設や家庭の照明の一斉消灯を呼びかけるもの。ライトアップに慣れた人々に、日頃いかに照明を使っているかの実感と共に、日常生活の中における温暖化対策への動機付けを目的にしたキャンペーン。
リスクコミュニケーション	多様な化学物質などを扱う事業者が扱う化学物質の環境リスクを踏まえて適正な管理を行うために、地域の行政や住民と情報を共有し、リスクに関するコミュニケーションを行うこと。
レッドデータブック	環境省が作成している資料集で、絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップしてその危険度を解説したもので、3種類に分けられている。絶滅の危機に瀕している種又は亜種の「絶滅危惧種」、現在の状態が続けば近い将来絶滅する種又は亜種の「危急種」、生息条件の変化によって危急種、絶滅危惧種に移行する種又は亜種の「希少種」がある。
(7) わ行	
輪中堤	江戸時代以降、洪水による水害を防ぐため、集落や耕地の周囲にめぐらせた堤防の名称。人々の生活の単位として、水防を中心に強固な共同体を形成してきた。

2 策定の経過

年月日	項目	内容
平成29年 7月26日	平成29年度大垣市環境審議会第1回会議	・大垣市第3期環境基本計画（大垣市エコ水都環境プラン）策定の趣旨説明
平成29年 9月29日	平成29年度大垣市環境審議会第2回会議	・大垣市エコ水都環境プラン（素案）の説明
平成29年11月28日	平成29年度大垣市環境審議会第3回会議	・大垣市エコ水都環境プラン（素案）の説明
平成29年12月20日 ～平成30年 1月19日	パブリック・コメント	・大垣市エコ水都環境プラン（素案）の意見募集
平成30年2月23日	平成29年度大垣市環境審議会第4回会議	・大垣市エコ水都環境プラン（案）の説明
平成30年3月31日		・大垣市エコ水都環境プランの決定
令和4年 9月21日	市議会総務環境委員会	・大垣市エコ水都環境プラン変更趣旨の説明
10月21日	令和4年度大垣市環境審議会第1回会議	・大垣市エコ水都環境プラン（変更素案）の説明
12月19日	市議会総務環境委員会	・大垣市エコ水都環境プラン（変更素案）の報告
令和5年 1月 4日 ～ 1月31日	パブリック・コメント	・大垣市エコ水都環境プラン（変更素案）の意見募集
3月20日	市議会総務環境委員会	・大垣市エコ水都環境プラン（変更案）の報告
3月31日		・大垣市エコ水都環境プランの変更決定

3 大垣市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創出（第7条—第23条）

第3章 環境審議会（第24条・第25条）

第4章 雑則（第26条）

附則

私たち大垣市民は、伊吹・養老・鈴鹿山系と揖斐・長良川水系の持つ良質で豊富な地下水や森林、里山など、美しい自然に恵まれ、その恩恵を享受してきました。また、洪水など水との戦いの歴史の中で、地域特有の輪中を形成し、自然と共存共栄する叡智を育みながら、歴史と文化の伝統を受け継ぎ、産業を発展させてきました。

しかしながら、私たちは、近年の社会経済活動の中で、生活の便利さや物質的な豊かさを追い求めるあまり、次第に環境に負荷を与え、その結果、地域の環境のみならず、自然の生態系にまでも影響を及ぼし、今や地球規模の環境を脅かしています。

今こそ、私たち自身も生態系の一員として、享受できる環境には限りがあるとの認識に立ち、良質な水と緑豊かな「水都・大垣」を誇りに思い、これを受け継ぐために、豊かな自然環境を保全するとともに、「暮らしを変えて、未来に夢を」を合言葉に、新たな生活様式を創出し、自然と共生する循環型社会の構築に努めなければなりません。

ここに、すべての市民が協働して、良好な環境を保全するとともに、持続的発展が可能な社会を創出し、将来の世代へと引き継いでいくため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び持続的発展が可能な社会の創出（以下「環境の保全及び創出」という。）について基本理念を定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる良好な環境の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境の保全及び創出 生態系からなる環境の保全を図ることにより、人をはじめと

する生物にとって良好な当該環境の状態を維持すること、及び地球にある資源を有効に利用するとともに、太陽光や風力等の自然エネルギーを最大限利用し、環境への負荷を最小限に抑え、生態系が持続できる社会を創出することをいう。

- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球規模の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (5) 循環資源 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）のうち有用なものをいう。
- (6) 循環型社会 製品等が廃棄物となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合において、これについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源については、適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- (7) 4R リフューズ（要らないものは断ること。）、リデュース（ごみの量を減らすこと。）、リユース（繰り返し使うこと。）及びリサイクル（再生資源に戻すこと。）をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創出は、市の社会、経済及び文化の持続的発展を推進するとともに、大気、水、土壌等からなる環境を良好な状態に保持することにより、市民の健康を確保することを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創出は、人と自然が共生する社会において市民が良好な環境の恵みを享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創出は、すべてのものが環境への負荷をできる限り低減する行動を行うことにより、循環型社会の構築を積極的に推進しなければならない。
- 4 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において、すべてのものが協働することにより積極的に推進しなければならない。

(市民及び市民活動団体の責務)

- 第4条 市民は、環境の保全及び創出に関する教育及び意識の啓発を自ら進んで行うよう努めるとともに、他の者が行う環境の保全及び創出に関する教育及び意識の啓発に協力するよう努めなければならない。
- 2 市民は、その日常生活において、環境の保全及び創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 市民は、製品の長期使用、リサイクル製品の使用及び循環資源の分別回収への協力により、循環型社会の構築に自ら努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に、参加、協力及び協働するよう努めなければならない。
- 5 市民活動団体は、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に、参加、協力及び協働するよう努め、自ら環境の保全及び創出のための行動及び環境教育の推進を実践し、施策の提言をするよう努めなければならない。
- 6 市民活動団体は、市民及び事業者が参加できる機会の充実、体制の整備並びに情報の提供を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者（事業活動を行う個人又は法人をいう。以下同じ。）は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全するため、自らの責任において必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られ、資源が有効に利用されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の少ない原材料等を使用するよう努め、循環型社会の構築に努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に、参加、協力及び協働するよう努めなければならない。

(市の責務)

- 第6条 市は、環境の保全及び創出を図るため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。
- (1) 公害及び災害の防止、廃棄物の削減、廃棄物の適正処分及び再利用、省資源、省エネルギー、居住環境の整備、秩序ある土地利用、歴史及び文化遺産の保存、景観の保全等生活環境及び都市環境に関すること。

- (2) 森林の保全及び活用、地下水の保全、河川の浄化、緑化の推進、自然景観の形成、自然保護、野生生物の保護管理等自然環境に関すること。
 - (3) 4R、新エネルギー等資源の循環的な利用に関すること。
 - (4) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護等地球環境全般に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関すること。
- 2 市は、自ら環境の保全及び創出への取組みを積極的に周知し、意識の啓発を図り、市民、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）の参加の推進その他の必要な措置を講じなければならない。
 - 3 市は、事業を立案又は施行するときは、この条例の基本的な考え方に従って、環境の保全及び創出に配慮しなければならない。

第2章 環境の保全及び創出

（環境基本計画）

- 第7条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画及び環境実行計画（以下「基本計画等」という。）を定めるものとする。
- 2 市長は、基本計画等を定めるに当たっては、あらかじめ市民等の意見を聴かなければならない。
 - 3 市長は、基本計画等を定めるに当たっては、次章に規定する大垣市環境審議会（以下「審議会」という。）に諮問する。
 - 4 市長は、基本計画等を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
 - 5 前3項の規定は、基本計画等の変更について準用する。

（年次報告の公表）

- 第8条 市長は、毎年、環境の状況及び市が環境の保全及び創出に関して講じた施策をホームページ等を通じて公表し、当該施策について、市民等及び審議会から意見を聴かなければならない。
- 2 市長は、市民等の環境の保全及び創出に関する行為についての情報を収集又は公表し、当該情報について、市民等及び審議会から意見を聴くことができる。

（市の施策と基本計画との整合）

- 第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創出に配慮し、基本計画等との整合を図らねばならない。

（推進体制）

- 第10条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を実効的かつ総合的に推進するため、市民等と協働し、推進体制を整備し、充実するよう努めなければならない。

（環境教育等の推進）

- 第11条 市は、市民等が、環境の保全及び創出についての理解を深めるとともに、自ら活

動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進に努め、また、環境の保全及び創出に関する意識の啓発に努めなければならない。

- 2 市は、環境の保全及び創出に関する教育及び学習並びに意識の啓発を推進する市民等に対し、環境の保全及び創出に関する指導を行うことのできる人材、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

(自発的な活動の促進及び支援)

第12条 市は、市民等が行う環境の保全及び創出のための自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講じ、支援を行うよう努めなければならない。

- 2 市は、環境の保全及び創出のための活動に関し、顕著な功績があった市民等を顕彰するものとする。

(環境に関する情報の提供)

第13条 市は、環境の保全及び創出に関する教育及び学習を推進し、環境の保全及び創出に関する意識を啓発し、市民等の自発的な活動を促進するため、市民等の権利及び利益の保護に配慮するとともに、必要な情報を適切に提供するよう努めなければならない。

(公害等の防止)

第14条 市は、環境の保全及び創出を図るため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、環境に配慮した公害防止協定の締結等、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第15条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境の保全及び創出に関する施策を促進するため、必要があると認めるときは、助成その他の措置を講じなければならない。

(公共的施設の整備)

第16条 市は、下水道及び廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全及び創出に資する公共的施設の整備を推進するものとする。

- 2 市は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備並びに人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創出のための事業を推進するものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第17条 市は、地球温暖化対策実行計画、環境マネジメントシステム及びグリーン購入基本方針を策定し、環境への負荷の低減を図るため、率先してグリーン購入を行うとともに、施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用及び新エネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、市民等が行う施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の

循環的な利用及び新エネルギーの有効利用を促進するため、必要があると認めるときは、関係機関に要請その他の措置を講じなければならない。

- 3 市及び市民等は、資源の循環的な利用を促進するため、4Rを推進するものとする。
(水環境の保全)

第18条 市及び市民等は、市内にある河川の水質保全及び水質向上に向け、必要な対策を講じなければならない。

- 2 市は、良質で豊富な地下水に恵まれた環境を保全するため、地下水の水質及び揚水量を把握するとともに、有効利用が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。
(里山・緑の再生及び保全)

第19条 市及び市民等は、中山間地における里山と人間の暮らしとの結びつきを認識し、里山の再生及び保全に努めなければならない。

- 2 市及び市民等は、緑豊かな居住環境を形成するとともに、緑を守り、育て、生かすことを推進するものとする。
(調査及び研究の実施)

第20条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を策定し、適正に実施するため、環境の保全及び創出に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施その他必要な措置を講じなければならない。

(監視等の体制の整備)

第21条 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創出に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めなければならない。

(広域的連携)

第22条 市は、環境の保全及び創出を図るため、広域的な取組みを必要とする施策について、国、県、他の地方公共団体、国際機関及び公共的団体等（以下「国等」という。）と協力して推進に努めなければならない。

- 2 市は、環境の保全及び創出を図るため、必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(環境保全のシンボル)

第23条 市は、環境保全のシンボルとして、市の魚及び市の昆虫を制定するものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第24条 環境の保全及び創出に関する基本的事項を調査、研究及び審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、大垣市環境審議会を設置する。

- 2 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本計画等の策定等に関すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境の保全及び創出に関する重要事項を調査、研究及び審議すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織及び任期)

第25条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 企業及び団体関係者

(3) 関係行政機関の職員（市職員を除く。）

(4) 市民公募による者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

2 大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例（昭和31年条例第9号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成30年3月27日条例第15号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

4 大垣市環境審議会委員名簿

- 会 長 永 瀬 久 光
副会長 後 藤 文 夫

No.	区分	氏名	備考
1	(1) 学識経験者 (4人)	永 瀬 久 光	岐阜医療科学大学薬学部教授
2		小 林 信 介	岐阜大学大学院工学研究科准教授
3		三 輪 弘 文	大垣市小中学校校長会教科顧問 (北小学校校長)
4		横 井 香 織	大垣女子短期大学音楽総合学科准教授
5	(2) 企業及び団体 (6人)	後 藤 文 夫	大垣市連合自治会連絡協議会副会長
6		市 川 琴 実	大垣市環境市民会議
7		加 藤 耕 司	特定非営利活動法人まち創り理事長
8		澤 藤 成 人	大垣市地下水対策会議会長
9		三 輪 正 直	大垣商工会議所専務理事
10		豊 田 充 子	大垣市女性団体懇話会書記
11	(3) 行政機関 (1人)	山 本 浩 星	岐阜県西濃県事務所環境課長
12	(4) 市民公募 (2人)	浅 野 純 一	公募委員
13		中 村 佐和子	公募委員

大垣市エコ水都環境プラン

令和5年3月

発行 岐阜県大垣市生活環境部

編集 環境衛生課

岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

電話 (0584)47-8563